

\*\*\*\*\*

平成 2 8 年 第1回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 平成 2 8 年 3 月 1 日

会 平成 2 8 年 3 月 16 日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (3月1日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	4
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 6 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 8 号)	7
○日程第 7 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)	1 1
○日程第 8 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	1 1
○日程第 9 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 2
○日程第 1 0 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 5 号)	1 3
○日程第 1 1 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 4
○日程第 1 2 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 4
○日程第 1 3 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 5
○日程第 1 4 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 4 号)	1 6
○日程第 1 5 議案第 2 8 号 東 1 線排水路整備工事 (H 2 7 国債) 請負契約の締結について	1 6
○散 会 宣 告	1 8

# 目 次

## 第 2 号 (3月2日)

○議 事 日 程	2 1
○出 席 議 員	2 1
○欠 席 議 員	2 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 1
○議会事務局出席職員	2 1
○開 議 宣 告	2
2	
○諸 般 の 報 告	2
2	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2 2
○日程第 2 執行方針	2 2
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君	
○日程第 3 議案第 1号 平成28年度上富良野町一般会計予算	2 2
○日程第 4 議案第 2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 2
○日程第 5 議案第 3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 2
○日程第 6 議案第 4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 2
○日程第 7 議案第 5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 2
○日程第 8 議案第 6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 2
○日程第 9 議案第 7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 2
○日程第10 議案第 8号 平成28年度上富良野町水道事業会計予算	2 2
○日程第11 議案第 9号 平成28年度上富良野町病院事業会計予算	2 2
○散 会 宣 告	5 0

# 目 次

## 第 3 号 (3月8日)

○議 事 日 程	5 3
○出 席 議 員	5 3
○欠 席 議 員	5 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 3
○議会事務局出席職員	5 3
○開 議 宣 告	5
4	
○諸 般 の 報 告	5
4	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 4
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 4
7 番 北 條 隆 男 君	5 4
1 公共施設や街路灯照明のLED化について	
3 番 佐 川 典 子 君	5 6
1 町長のトップセールスについて	
2 ふるさと納税の今後について	
3 「がん教育」の普及推進について	
4 社会科副読本について	
9 番 荒 生 博 一 君	6 5
1 開基120周年に向けてのまちづくりについて	
2 子育て支援について	
11 番 米 沢 義 英 君	6 8
1 地域生活支援事業について	
2 介護報酬の不正請求について	
3 地域医療構想について	
4 子ども医療費の無料化の拡大について	
12 番 中 瀬 実 君	7 7
1 農業の今後の方向性について	
10 番 高 松 克 年 君	8 3
1 演習場の騒音対策について	
2 農業、農村振興をふるさと納税に結び付け、自主財源の創造を	
○散 会 宣 告	9 0

# 目 次

## 第 4 号 (3月16日)

○議 事 日 程	9 3
○出 席 議 員	9 3
○欠 席 議 員	9 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	9 3
○議会事務局出席職員	9 4
○開 議 宣 告	9
5	
○諸 般 の 報 告	9
5	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	9 5
○追加日程第 1 議案第30号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)	9 5
○日程第 2 議案第27号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	9 7
○日程第 3 予算特別委員会付託	9 8
議案第 1号 平成28年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成28年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成28年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 4 議案第19号 上富良野町行政不服審査会設置条例	9 9
○日程第 5 議案第20号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	9 9
○日程第 6 議案第21号 上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例	1 0 0
○日程第 7 議案第22号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1 0 5
○日程第 8 議案第23号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 0 5
○日程第 9 議案第24号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1 0 6
○日程第10 議案第25号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	1 0 6
○日程第11 議案第26号 上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例	1 0 7
○日程第12 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 0 8
○日程第13 発議案第1号 町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)	1 0 9
○日程第14 発議案第2号 T P P 「大筋合意」内容の徹底した情報公開を求める意見について	1 0 9
○日程第15 閉会中の継続調査申出について	1 1 0
○閉 会 宣 告	1 1 3

## 第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成28年度上富良野町一般会計予算	3月16日	原 案 可 決
2	平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
3	平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
4	平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
5	平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
6	平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
7	平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月16日	原 案 可 決
8	平成28年度上富良野町水道事業会計予算	3月16日	原 案 可 決
9	平成28年度上富良野町病院事業会計予算	3月16日	原 案 可 決
10	平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）	3月1日	原 案 可 決
11	平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	3月1日	原 案 可 決
12	平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月1日	原 案 可 決
13	平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月1日	原 案 可 決
14	平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）	3月1日	原 案 可 決
15	平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月1日	原 案 可 決
16	平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月1日	原 案 可 決
17	平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月1日	原 案 可 決
18	平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	3月1日	原 案 可 決
19	上富良野町行政不服審査会設置条例	3月16日	原 案 可 決
20	行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	3月16日	原 案 可 決
21	上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例	3月16日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
23	上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
24	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
25	上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
26	上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例	3月16日	原案可決
27	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月16日	原案可決
28	東1線排水路整備工事（H27国債）請負契約の締結について	3月1日	原案可決
29	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月16日	同意可決
30	平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	3月16日	原案可決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成28年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第8号 平成28年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成28年度上富良野町病院事業会計予算	3月16日	原案可決
	執行方針	3月2日	
	行政報告	3月1日	
	町の一般行政について質問	3月8日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月1日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	3月1日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月16日	原 案 可 決
2	TPP「大筋合意」内容の徹底した情報公開を求める意見について	3月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	3月16日	

平成28年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成28年3月1日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 3月1日～16日 16日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について  
第 6 議案第10号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）  
第 7 議案第11号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
第 8 議案第12号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
第 9 議案第13号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
第10 議案第14号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）  
第11 議案第15号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
第12 議案第16号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
第13 議案第17号 平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）  
第14 議案第18号 平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）  
第15 議案第28号 東1線排水路整備工事（H27国債）請負契約の締結について

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会 計 管 理 者	藤田 敏明 君	総 務 課 長	石田 昭彦 君
産 業 振 興 課 長	辻 剛 君	保健福祉課長	北川 和宏 君
健康づくり担当課長	杉原 直美 君	町民生活課長	鈴木 真弓 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午後 1時00分 開会  
(出席議員 14名)

---

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、2月26日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

また、本定例会までの議会の運営につきましては、2月12日及び2月24日、議会運営委員会を開催し、会期及び日程等の審議をいたしました。

本定例会まで受理いたしました陳情及び要望の件数は5件であり、その内容につきましては、さきに配付のとおりでございます。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

本定例会に提出の議案は、町長より提出の案件29件、議会側からの報告案件2件、発議案2件であります。

議案第28号東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の締結につきましては、本日配付のとおりでございます。

町長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては本日配付のとおりであります。

閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日配付の議会の動向のとおりであります。

町長から平成28年度の町政執行方針、教育長から教育行政執行方針について、発言の申し出がございました。

最後に、本定例会の説明委員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 中澤良隆君

2番 岡本康裕君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決しました。

---

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から、本定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) 御苦労さまです。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月15日から16日の2日間、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会の共同開催により実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたところであります。

今回の避難訓練では、各住民会、自主防災組織の自発的な避難訓練を基本とし、町内全域を対象に8カ所の避難所を開設し、全体では161世帯228人、また、新たに8事業所37人の参加をいただいたところであります。

防災訓練実施に際し、各関係機関の御協力に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、今後におきましても、防災訓練時のみならず、日ごろからの防

災意識の共有、さらなる安全確保に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。まず、1月27日から28日、2月8日から9日にかけて、富良野地方自衛隊協会及び同上富良支部による「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を、基地対策関係では、2月5日から6日に、上富良野町基地対策協議会により「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、防衛省及び関係する国会議員に行ってまいりました。

また、2月24日には、上富良野町自衛隊退職者雇用協議会主催により自衛隊定年退官予定者激励会に出席したところであります。

次に、総合戦略の策定についてであります。昨年末からパブリックコメントを実施し、先月10日に開催しました創生会議において御承認をいただき、同月12日の総合戦略策定委員会において正式に決定したところであり、あわせて町民の皆様への公表、国への報告を行いました。

今後は、策定いたしました総合戦略の着実な実践により、第5次総合計画に掲げる各個別計画の推進を図ってまいります。

次に、幼保連携型認定こども園の認可についてであります。現在の中央保育所であるわかば中央保育園とわかば愛育園が28年4月1日の認可を受けたところであり、高田幼稚園については、現在、施設整備の工事中ですが、既に道の審査を終え、工事完了後に認可を受ける予定となっているところであります。

また、新年度の教育・保育給付支給申請は、幼保連携認定こども園に移行する3施設を含む4施設の認可定員365人に対し、330人の支給認定を行っております。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金、給与など合計122件の差し押さえを執行し、463万4,978円を換価収納したところであります。

この間、管理職による滞納プロジェクトを実施し、臨戸訪問徴収等により町税等30万272円を徴収するとともに、夜間納税相談窓口を開設し、12月期までに現年度分未納者426人に対し納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、平成27年分所得税の確定申告の受け付けについてであります。2月16日から3月15日までの間、また、消費税及び地方消費税の確定申告については2月16日から3月31日までの期間で実施しており、申告者の皆様スムーズに申告でき

るよう、所得税の申告と同時に相談・受け付けの対応を図っているところであります。

次に、津市との交流についてであります。1月16日津市で開催された新津市誕生10周年記念式典に、議長とともに出席したところであります。

式典では、多くの出席者のもと、各催しが行われるなど盛大な式典が挙行されました。

今後とも引き続き、両市町間において交流を深めてまいりたいと思います。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。昨年6月の測定では、A系が0.022ナノグラム、B系は0.00027ナノグラム、10月測定では、A系が0.016ナノグラム、B系は0.0000027ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

今後も引き続き、安全で安定的な施設の管理・運営に努めてまいります。

次に、マイナンバー制度についてであります。通知カードの未着世帯への対応については広報誌、防災無線を通じ、また、個別に受領案内を実施し、2月末日現在165世帯分を窓口で保管しております。

また、年明けより始まりました個人番号カードの交付については、2月末日現在において275件交付させていただいたところであります。

通知カードの受領及び個人カードの交付に当たっては、引き続き丁寧な対応を心がけ、町民の皆様に対し、当制度について周知を図ってまいります。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。下半期分も1月末に使用期間が終了し、発行額9,000万円に対し、99.8%に当たる8,984万7,500円の使用となり、上半期を含めた合計では、発行総額1億7,400万円に対し、99.9%に当たる1億7,375万8,500円の利用となったところです。

また、児童手当支給対象世帯に交付した子育て応援券につきましては、最終発行額496万7,000円に対しまして、97.0%に当たる481万9,000円の利用となりました。

なお、プレミアム商品券事業の利用者アンケートの結果から、この商品券をきっかけに、ふだんよりも多く、または高価な商品の購入等に至ったか、いわゆる消費喚起効果は、使用金額の39.1%、約6,800円に相当し、町内消費の喚起に一定の効果があったものと考えております。

次に、冬の観光イベントについてであります。

昨年の大みそかから元旦にかけて、第29回「北の大文字」が行われ、大文字のかがり火と華麗な冬の花火の中、十勝岳の安泰と町民の幸せを参加者約1,000人の皆様とともに祈念したところがあります。

また、2月7日、本年度で52回目となる「かみふらの雪まつり」を、日の出公園を会場に開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、約2,000人の町民の皆様にご来場をいただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による大雪像を初め、商工会青年部、役場職員互助会制作によるミニ雪像も披露され、子どもたちから大人までが参加できる多様なアトラクションとともに、楽しい冬の日を過ごしていただけたものと思っております。

雪まつり開催に当たりましては、イベントの運営はもとより、御支援、御協賛をいただきました各機関、団体事業者の皆様にご感謝を申し上げますところがあります。

次に、成人式についてであります。1月10日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただき、新成人96名の出席のもと、式典を挙行いたしました。

式典では、安政太鼓保存会と東中清流獅子舞保存会による町の伝統芸能が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところがあります。

次に、現在工事中の上富良野中学校の校舎耐震改修工事についてであります。職員室など管理棟の工事を終えたことにより、2月11日から使用開始となりました。

今後は、教室等の内装工事などが完成する6月に、新たな校舎での利用を予定しているところがあります。

次に、児童生徒のクラブ活動等の活躍についてであります。1月12日から行われた中体連地区大会のスキー競技において、上富良野中学校の出場選手がクロスカントリー競技で5名、アルペン競技で1名が入賞し、全道大会に出場を果たしました。

また、上富良野小学校のスクールバンドの児童34名が、2月11日、横浜市で開催された全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会に北海道代表として出場しております。

児童生徒の健闘と活躍をたたえとともに、さらなる活躍を期待するところがあります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、2月末日現在、件数で3件、事業費総額で1億1,098万8000円、本年度累計では43

件、事業費総額17億8,777万7,460円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成27年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧をいただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査及び財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、定期監査及び財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、教育振興課所管の財務事務及び上富良野町町民芸術劇場実行委員会の財務事務を監査の対象として、平成28年1月29日の1日間、平成27年度に係る執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

また、財政援助団体においては、町が交付した負担金に係る出納等財務事務の執行が適切かつ効率的に行われているかについて、金銭出納簿、通帳、伝票、会計決算書等の資料を点検し、必要に応じて関係職員から内容等の説明を受け、資料聴取も行いました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した教育振興課の財務に関する事務及び財政援助団体の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページから13ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、

例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成27年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査について、報告を求めます。

初めに、厚生文教常任委員長、佐川典子君。

○厚生文教常任委員長（佐川典子君） ただいま上程されました報告第2号の件につきまして、報告させていただきます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件（会議規則第75条の規定）について申し出した調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成28年2月22日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

厚生文教常任委員長、佐川典子。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査について。

調査の過程。

本委員会は、平成27年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した「子育て支援について・福祉介護について」を平成27年9月から3回にわたり委員会を開催し、調査の日程、調査先の選定など協議し、また、事前研修による現状把握を行った。

平成27年11月16日から19日までの間、三重県津市・度会町、愛知県豊山町を視察し、調査を行った。

以下、全文は7ページにわたりますことと、既に御高覧いただいておりますことから、各調査地別の

まとめ分だけを朗読させていただきます。

裏面をお開きください。

三重県津市の子育て支援についてのまとめです。

子育て支援は、市長の意思により「育てる親の意見を十分に取り入れて対応すること」で、利用料無料の「げいのうわんぱーく 交流プラザ」が設置されていた。女性の社会進出や核家族化により、共働き世帯への保育所の充実を図ることで、待機児童ゼロにつなげていた。保育の充実は「未来への投資」として考え、児童数の調査や増加による見込みなど精査し対応していた。

また、未婚化・晩婚化の進行が少子化の要因の一つであるとの認識から、かかわるスタッフも未婚者を募集し事業参加させ、ほかの自治体ではなかなか難しいと思われる新しい事業への施策を速効力で対応していた。子どもを生み育てる環境を庁舎内でも受けとめることが大事であり、行政支援と民間支援との連携をより深めることにより、大きな動きになるとして進めていたことが理解でき、本町も参考にしたいところである。

裏面に移ります。

次は、和歌山県豊山町の子育て支援についてのまとめです。

豊山町は、宇宙航空研究開発機構など産業関連の集積と大都市名古屋隣接の町として雇用の場があり、町としての活力上昇とともに人口も増加している。若い世代の転入者も多く、合計特殊出生率は1.75%で、第3子、第4子を出産する世帯が多いのが特徴として挙げられる。私立高校学校授業料無料も、高校生のいる世帯への配慮が伺える。また、子どもの医療費助成事業での財源確保において「特定防衛周辺整備調整交付金」を「豊山町子ども医療費助成事業基金」に積み立てて、年額1,500万円の基金を活用していたことが印象に残った。町の基本計画にある「住民が安心して暮らし安らぎが実感できるまちづくり」を目指し、子育てしやすい環境づくりに努めているという説明を聞き、上富良野町も子育て支援のさらなる充実に早急に取り組む努力が求められていると感じた。

6ページをお開きください。

最後に、三重県度会町の福祉・介護についてのまとめです。

介護施設の設置状況を見ると、本町より充実しているのがわかる。特別養護老人ホームも2カ所（80床）あり、地域密着型介護老人福祉施設も1カ所（74床）を運営していた。福祉保健課の対応職員の人数が比較的少人数で、人材不足の課題があるものの、対応できているのは介護施設の充実が挙げられる。介護予防の充実も、その町の特徴でもある

が、地域の200名を越すボランティア人口の登録が支援を支えている。

第6期介護保険事業計画にある高齢者施策の将来ビジョンには「誰もが健康で、互いに尊重し合うまち」とあり、一人一人の福祉・健康意識を高め、病気や寝たきりにならない保健・介護予防を目標にしていた。町の基本理念の中に「みんなが満足に自分らしく生きることができるとともに、自分らしく生きることがその人個人の尊厳につながり、生ききるに集約されていた。

本町の増加していく高齢者の尊厳をいかに家族と地域で支えていけるのか、また、新しい総合事業（介護予防、日常生活支援総合事業）の取り組みの中で、将来の介護人口不足と施設不足の補完にどこまで対応できるのか。行政と医療機関、さらには地域の医師環境の整備とともに、責任を感じながら進めていくことが引き続き望まれる。

以上でございます。お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） 同じく、ただいま上程されました議会運営委員会所管事務調査の報告について。

議会運営委員会所管事務調査報告を本委員会所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の事件について調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告をいたします。

平成28年2月24日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、金子益三。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査について。

調査の経過。

本委員会は、平成27年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出た先進市町村行政調査について、平成27年10月から5回の委員会を開催し調査を行い、1月18日、美幌町議会で議会中継の取り組み、1月19日、上士幌町議会において議会中継の取り組み及びタブレット導入の取り組みについて、それぞれ常任委員会の活動について先進事例の調査を行った。

調査の経過については、美幌町及び上士幌町の議会中継について、議会中継の目的、議会中継の経

緯、議会中継の内容、アクセス件数及び課題。

上士幌町のタブレット導入について、タブレット導入の目的、導入経緯、内容、課題については御高覧いただいたものとして割愛させていただき、それぞれの町の議会中継についてとタブレット導入についてのまとめを要約して、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

13ページをお開きください。

まとめ。

議会中継について。

上富良野町においても、平成27年度に超高速通信網が農村を含む全てのエリアにおいて導入がされて、議会の中継をライブで配信する環境が整った。インターネットを活用した議会中継をすることにより、開かれた議会に向けた議会改革の一つが可能となる。

今回視察をした美幌町は、超低コストでランニングコストもかけずに職員による発想と努力で、一方、上士幌町議会は、機材の更新時に伴い、ある程度の機材を導入することにより職員の仕事を軽減させて、見る側にわかりやすい配信をしている。いずれの議会も生中継とアーカイブによる録画中継を町のホームページに掲載し、リアルタイムの緊張感とアーカイブによる利便性を図り、利用者が見やすい環境をつくっていた。

我が町も情報化時代に乗り遅れることなく、開かれた議会や正しい情報発信のためにも、早急に議場中継を行うことが求められる。初期投資やランニングコストに関して、町の財政状況を見ながらも、よりよい方法でわかりやすく、臨場感を持った議会情報を配信できるように取り組むことを強く感じる。

一方で、インターネットによる議会中継発信を行うにはさまざまな課題もある。導入に当たり、どのくらいのコストをかけることができるか、町民に議会中継に対し理解が得られるか、町民のインターネット普及率はどの程度か、中継作業を行う職員の人数は今の人数で賄えるのか、こうした課題を解決してから議会中継を始めることが必要である。

ライブ中継、録画中継ともに原則発言の訂正や編集は行わないとのことであるため、発言の内容や言葉遣いについても発言者は気をつけなければいけない。

議会活性化の一つとして、インターネット中継により住民に積極的に情報を提供し共有していくことは、我が町の議会においても大きな課題だと思うが、まだまだ議会活性化の取り組みが多々あることから、活性化策の具体的取り組みを議員同士で十分協議し、実施順位を定め着実に前に進めていくべきである。

次に、タブレット導入についてのまとめでございます。

今回視察研修した上士幌町では、ペーパーレス化の取り組みの一つとして、タブレットパソコンの導入が図られていた。タブレットパソコンの利活用は大きな可能性を含んでおり、議員へのメールでの一斉配信や瞬時にデジタル化で情報のやりとりが可能となる。議会報告会などにおいても、視覚的に住民へ報告をすることが容易になる。小委員会などはネット会議を開き、町内に不在時や参集が難しいときなどでもリアルタイムで会議を行うことが可能になる。

インターネットにつながっている環境のもとでの使用になるので、守秘義務を要する重要な情報をどこまで持ち出すことができるのか、ウイルスや情報の管理について規定を設けることが必要である。タブレットパソコンを議会で全ての議員に配布することもさることながら、まずはこのようなIT機器を議会や委員会等で活用して、定例会等で議場への持ち込みなども許可し、データやデジタル化などを図ることも今後は必要である。これからの議会は、日進月歩で加速的に進化していく情報機材を上手に利活用しながら、環境保全や経費削減、情報のスピード化の観点からも、必要なものは時代に合わせて導入していくことも大切である。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査について報告を終わります。

#### ◎日程第6 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第10号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第10号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、道路管理用重機整備事業及び東1線排水路整備事業について、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

2点目は、議会広報紙印刷製本費を含む7件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、東1線排水路整備事業（H27国債）分について、

債務負担行為の限度額の変更をお願いするものであります。

3点目は、上富良野中学校整備事業に係る補助金の確定に伴い、歳入歳出において所要の補正を行うものであります。

4点目は、東中幹線地区道管かんがい排水事業及び前段申し上げた上富良野中学校耐震改修事業を含む9件について、事業費の確定に伴い地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

5点目は、保育所入所の異動及び給付費公定価格改定に伴い、歳入においては入所者及び国、道の負担金、歳出においては運営委託費について所要額を補正するものであります。

6点目は、去る12月定例町議会で御議決いただいた平成27年度一般会計補正予算（第6号）以降の寄附採納に当たり、使途目的に沿って一部を歳出予算化するとともに、各基金利子の確定額とあわせてそれぞれ積み立ての補正を行うものであります。

7点目は、各事業費の確定及び実績見込みによります所要額の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承を賜ります。

議案第10号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

平成27年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,420万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,846万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税317万4,000円、12款分担金及び負担金31万8,000円、13款使用料及び手数料165万4,000円、14款国庫支出金1億1,609万9,000円、15款道支出金825万2,000円の減、16款財産収入172万2,000円、17款寄附金65万円、18款繰入金299万円、20款諸収入766万2,000円の減、21款町債1億6,490万円の減。

歳入合計は、5,420万7,000円の減であります。

2、歳出。

1款議会費89万3,000円の減、2款総務費1,771万6,000円の減、3款民生費536万2,000円の減、4款衛生費985万2,000円の減、5款労働費9万円の減、6款農林業費2,870万円の減、7款商工費37万円、8款土木費2,114万7,000円の減、9款教育費388万2,000円の減、10款公債費198万5,000円の減、11款給与費756万1,000円、12款予備費2,748万9,000円。

歳出の合計は、5,420万7,000円の減であります。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

道路管理用重機整備事業については、除雪用ダンプ購入に当たり昨年6月に入札執行し、契約したところではありますが、納品までに20カ月程度を要することから、また、東1線排水路整備事業については、本年度より事業が開始されたところであり、平成27年度単債事業分として用地確定測量等終了後の用地買収及び支障物件の補償等に一定の時間を要することから、それぞれ追加設定するものであります。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

上富良野町議会広報誌印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野町広報誌印刷製本費、スクールバス運行業務、予約型乗合タクシー運行業務、町道維持管理業務、教育委員会高速プリンター機器更新の7件について追加するものであります。

また、東1線排水路整備事業（平成27年度）分については、事業費が確定したことから限度額を変更するものであります。

5ページをごらんください。

第4表、地方債補正について申し上げます。

東中幹線地区道管かんがい排水事業、東中中央地区、東中南地区、東中西地区、東中第一地区、東中東部地区の道管経営体育成基盤整備事業、北17号道路道管農地整備事業、町営住宅整備事業、上富良野中学校耐震改修事業の9件について、事業費の確定に伴い、それぞれ変更するものであります。

以上、議案第10号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 10ページの民生費負担金で、児童福祉費負担金の点についてお伺いいたします。

児童の確定に基づいた入所者の負担金かなというふうに思いますが、どの階層の入所負担金かふえているのか、わかればまずお伺いしておきたいと思えます。近年、子どもの数が少なくなるという状況も見受けられますが、前年度から見て、各保育所の人員というのはどういうふうになっているのか、わかればお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、28ページの防災対策費の中で、減額140万円という形で、備品購入費です、防災資機材料。執行残という形になっておりますが、もう既に購入されているもの、新たに購入されたものの執行残があるかというふうに思いますが、現在、防災機材庫にはどのような防災備品が在庫としてあるのか、わかればその点をお伺いしておきたいというふうに思えます。

次にお伺いしたいのは、55ページの農業振興費の6次産業化ネットワークづくりという形で、事業計画が思ったように進まないというような話であったかというふうに思いますが、それぞれの事業者、相手が、補助金等の兼ね合いもありますから、なかなか思うようにいかないという部分があるのかなというふうに思えます。しかし、こういう事業というのは、比較的一定部分、計画をきちんと練りながら事業補助につなげるというものも必要な部分であるというふうに思えます。そういったものも含めて無理がなかったのかどうかも含めて、今後、この事業内容等はどうかだったのかということも含めて、お伺いしておきたいというふうに思えます。

次に、64ページ、商工振興の新規開業等支援事業補助という形で、この上富良野町で新規の事業を開店、あるいは出店するという事は、地域の活性化

化にもつながるといふ形の補助政策を展開してまいりました。今回も109万7,000円という形になっておりますので、どういふ事業者がこの補助を受けるのか、その補助内容等々、従業員数等もわかればお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、82ページの給与費の件についてお伺いたします。

協議会でもお伺いいたしました。道のほうで早期に派遣職員に対する給与費の負担分が提示されなかったという方の話で今回補正が組まれたという形になっているかというふうに思います。しかし、地方自治体ではそんなに財政も裕福なわけではありませぬし、当然当初から、一定部分やはり早目に道のほうから提示してもらって、やはり当初予算に間に合うような予算の組み方をすべきだというふうに思いますので、今後、こういうことがまた起こるようであれば、やはり困るといふふうに思いますので、この点、今後道に対する要望、あるいは補正予算のあり方等について、考え方等についてお伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の教育保育料負担金にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

異動のどの階層がふえたかということについては、ちょっと詳細については押さえておりませんが、27年度が一番多い階層といたしましては、2号認定におきましては3階層から6階層の部分に多くおまして、また、3号認定につきましては5階層、6階層の方が多くいらっしゃるということでの状況になっております。

また、ここ近年の動向等の御質問ではありますけれども、27年度においては、子ども・子育て支援事業計画の中において、今押さえている人数としましては、27年度では365人が保育料の見込みとして立てているところでありまして、今後におきましては、数人ずつ、31年度までの計画になっておりますが、10人前後ずつ減っていったら、最終的には326人ぐらいの利用見込みになるかなということでは計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の、防災資機材庫のほうの整備状況、それから給与費の関係の御質問に私のほうからお答えします。

防災資機材庫において、防災の備蓄品について、5年間の計画で今年度から1,000万円を予算計上させていただいて、それぞれ必要なものを導入し

ていく、整備をしていくという計画で準備をしてございます。

今年度におきましては、予備の食糧につきましては5年間を計画的に個数を整備して、6年目以降は、食糧でありますので、一定程度の保存期間が定まっておりますので計画的に準備をし、6年目からは訓練等のときに活用できるような、そのようなことで、計画的に食糧については準備をしているところであります。

あと、その他の消耗品等においては、毛布、それからおむつ、ミルク等の整備を計画的に図っております。

1,000万円の予算をつけていただいて、その後、それぞれ消耗品等入札等を執行して、当初の見込みよりはお安い値段で購入するようなこともできておりますので、毛布等については、さらに追加の発注を今年度したところであります。

予定しました計画については、今年度予定したものはおおむね導入の運びとなっているという状況にあります。

それから、道派遣の職員の給与費の負担でありますけれども、全員協議会のときにも御説明しましたように、北海道のほうから2月1日に文書をもって通知がありました。私どもも、なるべく早いときに予算計上をしたいなという思いがありましたので、北海道のほうにはお声をかけさせていただいておりますけれども、2月1日付の文書で、1月分までの給与費の実支給額をもとに試算したものでありますというようなことで、おおむねの金額と、あと、北海道においては、給与改定分についてはまだ決定していないので、それらの部分は含んでおりませんので、見込みの額ですという通知をいただきましたので、今回の補正対応とさせていただいたところであります。

議員御発言のように、概数を当初に計上することも一定程度方策としては理解のできることでありますので、今後の場合においてはそういうことも検討しながら予算の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 米沢議員の3点目、4点目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、3点目の6次ネットの関係でございますけれども、これにつきましては予算措置に無理がなかったという御質問かというふうに思いますが、昨年の段階で、これは補助者が北海道になりますが、北海道との調整の中では極めて採択される可能性が

高いということと、あとは道の、年度が明けて事業の内示を待ってから補正ということになりますと、計画の中ではかなりスケジュールがタイトになるということで、内示をいただければすぐに事業に取りかかれるという配慮から、当初予算から組ませていただいたのですけれども、残念ながら、前回の協議会でも説明させていただきましたが、なかなか、ほかの連携事業者とのスケジュールが合わなかったということで、結局、取り下げということになりました。

今後におきましても、そのあたりについては十分精査をしながら予算計上に努めたいというふうを考えております。

次に、4点目の新規開業等支援事業補助についてでございますけれども、平成27年度におきましては、認定が4件で、そのうちの3件について実際に補助金を交付、これから交付するものもあるのですけれども、3件見込んでいただいております。

その対象事業の内容といたしましては、どぶろくと、あと、御自身でつくられた野菜を粉末加工して、それを販売するという事業と、あとは温泉でございます。バーデンかみふらのの後に入ってきたものについて、一応新規開業ということで事業採択をしたところでございまして、あと、従業員の関係につきましましては、そちらの温泉の関係のところで一応2名の雇用というようなことで、そちらのほうの事業も対象にしているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 37 ページの介護保険特別会計繰出金について伺います。

平成27年度から第6期の介護保険事業計画が始まりましたが、765万4,000円ほど減額補正ということでございます。この理由について、要するに給付対象者が減ったのか、それによって給付額が減ったのか、それについては健康づくりが進んだのか、そういうようなことで、どうなのか、その理由をお伺いしたいと思います。

それから、49ページの合併浄化槽の整備でございますが、これも減額補正で823万円になっておりますが、当初の半分以下が減額ということで、これは事業見積もりが甘かったのか、それとも対象者が余りいなかったのか、そこら辺の理由を。また、今後の見通し、計画についてお聞かせをいただければと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 1 番中澤議員の介護保険にかかわります御質問にお答えしたいと思います。

支給人員の給付額が減ったということのとおりでございますが、給付額、それから地域支援事業費の減額が今回の補正の内容となっておりますが、その要因といたしましては、第6期計画の27年度計画においては、介護認定の人数が四百八十何人か七十何人、ちょっと数字ははっきりしませんが、だったのが、二、三十人ことしは低い人数で認定が推移しているところでありまして、そのことによりまして、給付費のほうにも連動して少なくなったということでの減額補正であります。この人数の減少というか、少ない部分につきましては、若年期からの介護予防の実施であるとか、特定健診の実施等によりまして、介護率が少なくなってきたということでの人数の減少ということでありまして。

先ほどの数字であります。当初の予算では、27年度の計画では475人で、1月末現在であります。今現在431人の認定ということで、44人ほど少なくなっているということでありまして。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 1 番中澤議員の合併浄化槽の整備費にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

合併浄化槽につきましては、今年度予算では15基を予算計上させていただきましたが、実績見込みでは7基になる見通しとなっております。この予算に対し約5割を切る実績となっていることは、十分住民のほうにも広報等を通じて浄化槽の設置について今普及を図っているところでございますが、昨年度、26年度を下回る実績となっていることから、今回減額となっております。

今後の見通しにつきましては、今、町が進めていく地域創生の観点でも、これから定住移住者を加えることから、道とも協議の上、この15基については、次年度についても循環型社会形成促進交付金に基づきこの事業を行うことから、15基で当初予算を組むことを検討し、今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第11号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第11号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第11号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、1点目、保険税について、一般被保険者の保険税が現年度分及び滞納繰越分を含め増収が見込まれること、2点目、国庫支出金及び道支出金について、一般被保険者の療養給付費の支出減に伴い、療養給付費等負担金及び交付金、財政調整交付金、高額医療費共同事業について減額が見込まれること、3点目は、出産育児一時金支給対象者数の増及び保健事業として実施したインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種者数の確定によるもの、これらを主な要因といたしまして所要の補正を行うものであります。

次に、歳出につきましては、1点目、保険給付費について、一般被保険者の療養給付費が前年度より下回ることが見込まれること、2点目、共同事業拠出金について、高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い減額が見込まれること、3点目は、出産育児一時金支給対象者数の増による一時金の増額及び保健事業として実施したインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種数の確定によるもの、これらを主な要因といたしまして所要の補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第11号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。

平成27年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,246万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,462万6,0

00円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税491万3,000円、2款国庫支出金1,369万4,000円の減、5款道支出金534万1,000円の減、6款共同事業交付金219万1,000円の減、8款繰入金385万円。

歳入の合計は、1,246万3,000円の減であります。

2、歳出。

2款保険給付費938万8,000円の減、6款共同事業拠出金506万5,000円の減、10款諸支出金199万円。

歳出の合計は、1,246万3,000円の減であります。

以上で、議案第11号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第12号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第12号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第12号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につつま

して、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、平成27年度後期高齢者医療保険料及び広域連合事務費繰入金について確定したことから、減額補正を行うものであります。

次に、歳出につきましては、広域連合納付金について、保険料及び事務費負担金の確定により減額補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第12号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,354万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料208万2,000円の減、3款繰入金3万2,000円の減。

歳入の合計は、211万4,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金211万4,000円の減。

歳出の合計は、211万4,000円の減であります。

以上で、議案第12号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第13号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護保険料の賦課実績に基づき歳入補正をするものであります。

2点目は、介護給付費及び地域支援事業費の実績見込みに基づき、歳入歳出において、それぞれ所要額を補正するものであります。

3点目は、前年度の精算分並びに利子分を含めて介護保険事業基金への積み立て額を増額補正するものであります。

なお、収支残高につきましては、本会計の安定対応に資するため、予備費に計上するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第13号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,217万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,399万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料280万8,000円、2款分担

金及び負担金30万6,000円の減、3款国庫支出金1,901万7,000円の減、4款道支出金893万2,000円の減、5款支払基金交付金908万3,000円の減、6款財産収入1万1,000円、7款繰入金765万4,000円の減。

歳入合計は、4,217万3,000円の減であります。

2、歳出。

2款保険給付費6,072万8,000円の減、3款地域支援事業費180万6,000円の減、5款基金積立金1,007万9,000円、7款予備費1,028万2,000円。

歳出合計は、4,217万3,000円であります。

以上で、議案第13号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第14号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、1点目は、デイサービスセンター送迎用の軽自動車購入費確定に伴う施設整備基金繰入金の減額補正でございます。2点目は、寄附採納による補正でございます。

歳出におきましては、1点目は、寄附採納4件による28万円を総務費の一般管理費に充当し、一般

財源からその他財源の組みかえをするものであります。2点目は、デイサービスセンター送迎用の軽自動車購入費確定に伴う備品購入費18万5,000円の減額補正であります。3点目は、施設整備基金繰入金の減額、財源組みかえ、備品購入費の減額補正により生じた一般財源33万5,000円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第14号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成27年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,507万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金15万円。

歳入補正額の合計は、同額の15万円でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費18万5,000円の減、5款予備費33万5,000円。

歳出補正額の合計は、15万円でございます。

これもちまして、議案第14号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第15号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第15号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第15号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

まず、歳入におきましては、1点目は補償工事確定によります雑入の減額と、2点目は事業費確定によります起債借入額の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は一般管理費の需用費及び役務費の精査によります減額と、2点目は工事請負費の事業費確定によります減額と量水器購入精査によります備品購入費の減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事業別明細につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

議案第15号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成27年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,063万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金80万2,000円の減、4款諸収入194万4,000円の減、5款町債10万円の減。

歳入合計284万6,000円の減となっております。

2、歳出。

1款衛生費284万6,000円の減。

歳出合計284万6,000円の減とするものです。

第2表、地方債。

起債の目的、簡易水道事業、限度額を890万円とするものであります。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第16号

○議長(西村昭教君) 日程第12 議案第16号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第16号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入におきましては、1点目は下水道受益者負担金賦課確定によります減額と、2点目は現年度使用料の増及び過年度使用料及び手数料収入の減額と、3点目は事業費精査によります一般会計繰入金の減額と、4点目は消費税確定申告によります還付金の増額と、5点目は事業費確定によります下水道事業債の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は一般管理費の精査によります減額と、2点目は浄化センター管

理費の精査によります減額と、3点目は建設事業費の精査によります減額と、4点目は公債費の精査によります減額となり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細につきましては、さきに御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

議案第16号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ562万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,104万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金16万9,000円の減、2款使用料及び手数料67万8,000円の増、4款繰入金487万4,000円の減、6款諸収入3万8,000円の増、7款町債130万円の減。

歳入合計562万7,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費466万4,000円の減、2款公債費96万3,000円の減。

歳出合計562万7,000円の減となるものであります。

第2表、地方債補正。

起債の目的、公共下水道事業（一般分）、補正後の額、320万円となっております。

以上、議決項目について御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第17号平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

収益的収支におきましては、1点目は、原水及び浄水費におきまして、水道施設管理委託及び水質検査料の精査及び確定に伴います減額と、2点目は、排水及び給水費におきまして、水道管網図等の修正委託業務の精査及び確定に伴います減額と、3点目は総係費精査及び確定に伴います減額と、4点目は企業債利子確定に伴います減額と、5点目は消費税精査に伴います増額と、6点目は、それぞれ減額に伴います予備費の増額となっております。

次に、資本的収支におきまして、配水管移設補償確定に伴います工事負担金の増額と、資本的支出におきまして、1点目は、検満工事確定に伴います減額と、2点目は、配水管布設替工事確定に伴います減額補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成27年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成27年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用335万

9,000円の減となり、第2項営業外費用105万4,000円の増、第4項予備費230万5,000円の増となっております。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,780万4,000円は過年度分損益勘定留保資金4,080万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3,699万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万9,000円は過年度分損益勘定留保資金2,633万6,000円、当年度分損益勘定留保資金4,867万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、2万9,000円。

支出。

第1款資本的支出、276万6,000円の減となるものです。

次ページ以降につきましては、さきに御高覧いただいていることから、御説明を割愛させていただきます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第18号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第18号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、初

めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、町立病院へ2名の方から合わせまして10万円の御寄附を賜りましたので、寄附者の御趣旨に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第18号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、平成27年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成27年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額10万円、第1項出資金10万円。

支出。

第1款資本的支出10万円、第2項建設改良費10万円。

以上で、議案第18号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第28号東1線排水路整備工事（H27国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第28号東1線排水路整備工事（H

27国債)請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助により、上富良野駐屯地拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路整備であります。総工断面1.4メートル掛ける1.2メートル及び1.4メートル掛ける1.1メートルの2種類の断面の大型U型トラフを485メートル施工するものであります。

入札に当たりましては、町内業者を含む7社を指名いたしまして、去る2月26日に入札を行った結果、高橋建設株式会社が9,730万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億508万4,000円となっております。

参考までに、2番札は大北土建工業株式会社の9,780万円であります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第28号東1線排水路整備工事(H27国債)請負契約の締結について。

東1線排水路整備工事(H27国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、東1線排水路整備工事(H27国債)。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、1億508万4,000円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成29年2月24日。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 何点か質問させていただきます。

契約の支払い方法はどのようになっているのかということ、節目、節目に記録簿等の点検等が当然出されるべきかというふうに思いますが、その点検等はどのようふうになるのかお伺いいたします。

あと、当然、工事の、いわゆる現場責任者等の記録簿、あるいは必要な書類の点検もなされた上で審査もされているというふうに思いますが、近年いろいろな課題があって、しっかりと請負できる業者であるということは私も信じておりますが、その点を

確認しておきます。

直接関係があるかと思いますが、自衛隊の駐屯地規模拡大とおっしゃいましたけれども、新たに拡大されるのか、今ある地形で水量が飲めないからなのか、その点どういうふうになっているのか、まずこの点をお伺いしておきたいと思えます。

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(佐藤 清君) 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の支払い方法でございますが、前払い金につきましては10分の4以内の支払いでございます。請求があれば14日以内に支払うような形となっております。

また、工事期間中でありまして、出来高部分払いというものがありますので、これにつきましては、請求があれば10分の9の部分で支払うことはできます。

また、最終的には残ったお金を支払いますので、それにつきましては検定後、請求を受けた40日以内に支払うような形となっております。

次に、2点目の記録簿につきましてでございますが、旬報というものがございまして、工事の業者が予定表をつくりまして、それをまず監督員と工程のほうの部分を協議しまして、また、毎日それぞれ、どういう状況、現場ができているのかという成果をそこに書き込むような形になっています。それと、現場代理人と監督員との打ち合わせメモは全部そこに載るような形となっております。それで、最後に月ごと、一週間ごとですか、ちょっと忘れましてけれども、確認の判こを押して、双方確認しているような状態でございます。

次に、現場記録簿というものは、今の部分で対応するような形となっております。

それとあと、4点目の改めて拡大するののかという部分でございますが、自衛隊の駐屯地自体は拡張はしません。今ある中で、大雨が降った場合には相当な量が流れ込んできますので、洪水という部分も過去にありましたことから、断面を大きくするような設計となっているところでございます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

---

◎散 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上で、本日の日程は全部  
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたさせ  
ます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) あす、3月2日は、本  
定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。  
定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げま  
す。

以上であります。

午後 2時42分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年3月1日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 澤 良 隆

署名議員 岡 本 康 裕

平成28年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成28年3月2日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 執行方針  
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君  
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君  
第 3 議案第 1号 平成28年度上富良野町一般会計予算  
第 4 議案第 2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
第 5 議案第 3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
第 6 議案第 4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算  
第 7 議案第 5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
第 8 議案第 6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
第 9 議案第 7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
第10 議案第 8号 平成28年度上富良野町水道事業会計予算  
第11 議案第 9号 平成28年度上富良野町病院事業会計予算
- 

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山 富夫 君	副町長	田中 利幸 君
教育長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会計管理者	藤田 敏明 君	総務課長	石田 昭彦 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	北川 和宏 君
健康づくり担当課長	杉原 直美 君	町民生活課長	鈴木 真弓 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

---

○議会事務局出席職員

局長	林 敬永 君	次長	佐藤 雅喜 君
主事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) きのうに引き続き、御出席まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

一般質問について、2月22日に締め切り、6名から通告がございました。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

### ◎日程第2 執行方針から

#### 日程第11 議案第9号まで

○議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成28年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成28年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成28年度上富良野

町病院事業会計予算の件を、関連がございますので一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

平成28年第1回定例町議会の開会に当たりまして、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国の経済状況は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調にあると言われておりますが、いまだ個人消費の回復も見られず、加えて地域間でのばらつきや設備投資等の動きも弱く、特に地方においては経済環境の厳しさが続いている状況にあります。

そのような状況の中、国においては新三本の矢の第1の矢として「希望を生み出す強い経済」、第2の矢として「夢をつむぐ子育て支援」、第3の矢として「安心につながる社会保障」の実現に向け、昨年11月26日に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を取りまとめたところであります。

また、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)においては、昨年10月5日に大筋合意に達したことから、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力強化などのため、「総合的なTPP関連政策大綱」が11月25日に決定されたところであります。

このような状況のもと、国の本年度予算については、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への不安を解消し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みや、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取り組みといった喫緊の重要課題への対応、平成28年度から始まる「経済・財政再生計画」の取り組みを着実に進めるため、総額9兆8,000億円の予算案を決定し、現在国会において審議が行われているところであります。

その中で、地方財政計画の一般財源については、昨年度と同程度の6兆1兆7,000億円とされたところですが、内訳では景気回復等による地方税の伸びがあるものの、一方で社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、地方交付税・地方交付金等については0.3%程度の減となっていることから、人口の少ない多くの地方公共団体において

は、大企業等がなく地方税収の増が見込めず、財源の多くを地方交付税に依存している実態から、財源確保は依然厳しいものと受けとめているところであります。

さて、当町においても、地方税収入の伸び等が見込めない中で、歳入一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税においては、先ほど申し上げた要因などから一定程度の減額が避けられない状況にあります。

一方、歳出においては、これまでの大型公共施設の償還が一部完了することにより公債費の償還が一時的に減少しますが、平成29年度以降は、学校耐震改修事業や公営住宅建設事業等の新たな償還が始まることによる公債費の増、自立した地域を維持していくための地域・産業振興や急速な少子高齢化への対応、懸案事項となっている大雨等自然災害に対する恒久的防災対策を初め、老朽化が進む公共インフラの長寿命化等々、さまざまな課題に対応するため継続的な財政需要が想定され、今後も財政運営には中長期的な見通しのもと、自治体経営の安定を図っていかねばならないところであります。

このような状況のもとで、本年度予算につきましては、私が目指しております「町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応を初め、それぞれの事業実施に対し緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見きわめながら予算編成を行ったところであります。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示した五つの暮らしづくりに沿いまして、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」については、町民共有の願いである健康で生き生きとした暮らしの実現に向けて、3年目を迎えた「健康づくり推進のまち」宣言の趣旨に沿って、「第2次健康かみふらの21計画」の着実な推進とあわせて、町民の健康づくり活動をより積極的に支援してまいります。

また、高齢であることや障害があること、あるいは経済的な要因などにより支援が必要とされる方々が、地域の中で心豊かに安心して自立した日常生活を送ることができるよう、社会福祉協議会を初め、福祉関係機関や関係事業者の皆様との協力体制をより密にし、町民皆様の生活実態を的確に把握し、真に必要なサービス、支援は何かを見きわめ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスの提供を推進してまいります。あわせて、地域福祉の推進役である民

生委員・児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉の向上に努めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、農業関係については、国においてTPP交渉の大筋合意が図られたことにより、国のTPP関連対策や北海道の施策と連携し、既存政策の充実や新たな施策に対しても的確に対応を図ってまいります。

また、農業が町の基幹産業として今後も持続できるよう、第7次農業振興計画に基づき、具体事業や推進体制を示した「上富良野農業・農村実践プラン」の着実な実行に向け、農業団体と連携を図り推進してまいります。

消費者の農畜産物に対する安全・安心への関心は非常に高く、本町においても、まずは一番身近な消費者である町民の皆様へ地元農畜産物への信頼や安心感を高めていくことが重要であり、健康づくりや食育、各種イベントなど、さまざまな機会を通じて地域農業や地元生産物への理解を深めていただくことに努め、生産者みずからが取り組む消費者などとの交流・販売活動についても支援を行ってまいります。

また、生産者みずからによる直売や原料の加工など、高付加価値化への取り組みも活発化してきており、それらの取り組みが広がり安定した経営につながるよう、仕組みづくりや制度活用などの情報提供を図り、6次産業化の創出に努めてまいります。

また、これらの取り組みが町内他業種との連携へ広がるよう支援を行ってまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗合タクシー事業については、交通弱者の足を確保する公共交通手段として、利用者のニーズを捉え、利便性の向上に努めてまいります。

道道吹上上富良野線については、本年度より北海道による街路整備事業として調査測量等が開始されるところであります。当該路線は、本町にとって地域住民の重要な生活道路であることはもとより、日の出公園及び十勝岳温泉への誘導幹線道路であり、改修工事の早期着手、完了に向け、引き続き要望を行ってまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、「情報共有」、「自助・共助・公助」、「参画と協働」をまちづくりの基本原則とした自治基本条例に基づき、町民のニーズや課題を的確に把握し、地域みずからが積極的な活動ができるような支援体制づくりを進めてまいります。

特に、災害時等における地域住民による自主的な活動は極めて重要であることから、自主防災組織の

活動を継続して支援をしております。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりについてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、どのようなリスクを抱えた場合であっても、住みなれた地域で安心して暮らすために、実態に即した必要な支援が行われるよう、既存サービスについても不断の見直しを図りながら事業の充実を図っております。

高齢者福祉については、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉を推進するよう引き続き努めてまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者数も増加していることから、そういった方々が安全・安心な生活を送ることができるよう、関係機関・地域住民が一体となって見守り支え合うネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、第2期障害者計画、第4期障害福祉計画に示した「ともに生き、支え合う社会づくり」の視点に立って、障がい者一人一人の置かれている環境に対応した事業の充実に努めてまいります。

また、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付者が増加傾向にあるとともに、今後も認知症高齢者の増加が予想されることから、これらの方々の権利擁護事業の充実を図るとともに、成年後見制度などについて各種機会を通じて啓発に努め、制度の活用につなげてまいります。

また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活並びに社会生活を営むことができるよう引き続き各種事業の充実に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づいて町の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的、積極的な調達に取り組んでまいります。

ラベンダーハイツについては、昨年度、介護報酬の減額改定による影響や利用者の減少により厳しい経営状況となっておりますが、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、その重要性をしっかりと認識し、利用者やその家族に信頼される施設として役割を果たしてまいります。

そのためにも、さらなるサービスの向上に務め、利用者の増を図り、経営の安定を図ってまいります。

介護保険事業については、引き続き「第6期介護保険事業計画」に基づき、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年の超高齢社会を見据え、「いつまでも住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心し

て暮らせる地域社会の実現」の基本理念のもと、町民の皆様や事業者などと連携・協働して、高齢者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を図り、来年度から開始される新しい総合事業へ着実に移行できるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、脆弱な財政基盤という国保制度の構造的な問題を抱える中で、少子高齢化に伴い医療費負担が増加し、厳しい財政状況にありますが、特定健診及び保健指導に力点を置いた生活習慣病予防を継続し、医療費増嵩の抑制を図りながら、安定した事業運営が図られるよう努めてまいります。

病院事業については、地域に密着した医療機関として、慢性期医療から救急医療、介護サービスを担うとともに、診療体制につきましては旭川医科大学から肝臓・血液腫瘍などの専門医を、また、富良野協会病院とは、病病連携により泌尿器科・循環器内科の専門医の派遣を受け、安全で良質な医療の提供に努めるとともに、医師を初めとする医療・介護スタッフの人材確保に努めてまいります。

また、本年度も医療機器の計画的な整備更新を行い、診療体制の充実を図ってまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子どもを産み育てることができる地域を目指し、包括的な妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

子ども・子育て支援新制度が昨年4月からスタートし、新制度のもと、本年4月から3施設が幼保連携認定こども園に移行することから、事業者との連携により円滑な移行を図り、施設の適正な運営、子どもの教育・保育の充実に努めてまいります。

なお、教育・保育給付に係る利用者負担については、引き続き適正な応能負担と低所得階層の負担軽減を図ってまいります。

次に、「本気・やる気の実を結ぶ産業づくり」についてですが、地域農業の実情に配慮しつつ、「経営所得安定対策制度」を初め「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金事業」の有効活用とともに、「第7次農業振興計画」に即して多様な営農類型を支援し、農業所得の向上・農業経営の安定化に努めてまいります。

また、農地の有効利用や合理的な生産活動につながるよう、農地中間管理機構事業の活用や農用地利用改善組合への活動支援等を行い、人・農地プランに位置づけられた「中心的担い手」への集約化を進めてまいります。一方、農地を健全に保全する観点から、降雨などによる農地被害を抑制するための減災対策も継続して取り組んでまいります。

農業農村基盤整備については、農業の生産性向上を図るため、6地区において基盤整備事業を継続して実施するとともに、東中5地区につきましては、基盤整備事業と並行して換地事業も行っておりまゝす。さらに、農産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての利便性と安全性の向上を目的に、北17号道路整備に着手してまいります。

基盤整備事業については、一地区の事業期間が9年と長期に及ぶため、事業効果の早期発現の観点から、必要な予算の確保と早期の完了に向け、促進期成会の皆様とともに関係機関への要望活動を引き続き行ってまいります。

畜産環境整備については、自給飼料による飼育を目指した酪農業の確立を図ることを目的に、草地の造成・改良を主とした飼料生産基盤整備と畜舎や農業用施設とを一体的に整備する畜産担い手総合整備事業「新ふらの地区」が今年度で最終年となることから、後継となる新規事業の採択へ向けた取り組みを関係機関と連携しながら進めるとともに、昨年2月に設立した「ふらの沿線地域畜産クラスター協議会」を通じ、各種制度活用による施設・機械整備や営農支援組織の設立検討など、酪農経営の安定化を進めてまいります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の皆様の御協力と国の支援制度も活用しながら駆除対策の充実を図ってまいります。また、猟銃免許取得費用の助成など駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置などの被害軽減対策を講じてまいります。

商工業の振興については、消費税増税や消費マインドの低下などによる消費低迷に加え、購買力の町外流出など、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあることから、商工会や観光協会と連携した経営改善普及事業を通じ、商店街の活性化につながる新たな事業展開が図られるよう個店や商店街活性化事業に対して支援を行ってまいります。

特に、本年度を初年度とする「商業振興計画」に基づき、消費者ニーズを的確に捉え、時代に対応した商業モデルを築き、にぎわい復活を目指し、事業改善のために個店が行う各種取り組みや店舗改装等の商業基盤整備の強化などに対し、商工会と連携して支援を行ってまいります。

観光振興については、当町の恵まれた自然景観や食資源を生かした戦略的な取り組みをあらゆる機会を通して実施するとともに、各種イベントの実施、支援を行ってまいります。

また、富良野・美瑛広域観光推進協議会を通じた広域観光圏事業も有効に活用し、幅広い観光振興もあわせて図ってまいります。

観光は、地域経済への波及が大きく期待できるところであり、観光事業者はもとより各分野との産業連携を図り、地域全体の取り組みとなるよう、観光振興計画に位置づけられた行動計画の実践に努め、魅力あふれる観光地域づくりを目指してまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展につながることから、引き続き企業振興措置条例に基づく助成措置を講じるとともに、既存企業本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信やPR活動など、積極的な対応を図ってまいります。

特に、上富良野町の自然環境や景観は道内他地域と比べても優位性があると思われ、これらを最大限生かして町のPRを積極的に行い、さらに企業との信頼関係を築いていくことが極めて重要と考えております。

また、新たに事業を起こそうとする事業者への支援制度につきましては、特産品開発への支援を拡充するとともに制度の活用を一層促進し、空き店舗の利活用や商店街の活性化につながるよう支援を行ってまいります。

雇用の創出・確保については、新規開業支援制度や企業振興優遇措置による雇用環境の整備を図り、新卒者や若者などの求職者が町内で就労機会を得ることができるよう、雇用創出につながるよう取り組んでまいります。

また、ハローワークの求人情報においても、上富良野町で平均70件前後の求人募集がされておりますが、なかなか就労に結びつかない実態も見受けられますので、雇用のミスマッチが解消されるよう、町独自の対応として、ハローワークを利用されていない事業者も含め、商工会、観光協会の会員情報などを活用し、求人情報の提供を充実してまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる生活道路の安全な利用は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、これら生活道路における機能維持のため、凍上等により傷みが激しい道路を優先に、年次的、計画的に簡易舗装、歩道補修、側溝補修、新設等を実施してまいります。

本年度については、改良舗装1路線を含む全12路線の整備、修繕を行ってまいります。

また、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、民間事業者への委託体制に移行して5年次目を迎えますが、これまでに確認された課題について、町と受託事業者間の状況確認や業務情報への的確な対応と改善に努め、生活環境の向上につながる

よう取り組んでまいります。

橋梁修繕につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕事業として、本年度は3橋の修繕の実施を予定しておりますが、新たに道路法の改正に伴う全橋梁の近接目視点検が必要となったことから、本年度は、修繕と合わせ40橋の近接目視点検も実施してまいります。

環境問題については、引き続き地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築に向け、産官学連携を活用し調査・研究に取り組み、本町における再生可能エネルギー等の賦存量、利用可能量の推定を行うとともに、具体的な環境政策の構築が図られるよう検討してまいります。

また、平成26年度より実施しております住宅リフォーム等助成については、今後も省エネ化、バリアフリー化の住宅改修の増加が想定されるため、町民が自己所有住宅において行うこれらのリフォーム工事と太陽光発電設備導入に対する助成を引き続き実施してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、防災対策については、町民の皆さんの安全を確保する上からも最優先で取り組むべき課題であり、近年発生するさまざまな災害を想定し、策定された地域防災計画に基づき適切に対応を図ってまいります。特に、十勝岳については、活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、十勝岳火山防災協議会の改編など諸対応を進め、さらに内容の充実を図ってまいります。

洪水ハザードマップについては、北海道による浸水想定図の作成後、速やかに作成するよう取り進めてまいります。

降雨災害につきましては、近年、異常気象によると思われる集中豪雨被害の発生を繰り返しておりますが、これら災害発生時における道路・河川・排水路の被災箇所の早期復旧を図るとともに、道路側溝内における土砂だめ設置により復旧作業の効率化に努めてまいります。

減災対策については、農地からの土砂流出防止対策を図るため、農業者みずからが行う農地保全などの活動を支援し、継続的に推進してまいります。

障害防止対策事業につきましては、引き続き東1線排水路整備事業による排水路老朽化対策を実施するほか、演習場内ペベルイ川においては、本年度より支線排水路の整備事業を実施してまいります。

十勝岳泥流対策砂防事業等の砂防施設や河川及び排水路整備などについては、国・北海道・関係地域と協調しながら、災害に強い基盤整備や適切な維持管理を推進してまいります。

また、新規事業として、日の出地区2路線の排水

路整備を図るため、道営「上富良野地区農村地域防災減災事業」に着手してまいります。本事業については、平成28年度より調査設計等を行い、平成30年度に工事着手、事業完了が平成34年度と、7年間に及ぶ事業計画となっておりますが、本事業は減災に大きな効果が期待できることから、早期の事業完了が図られるよう関係機関へ働きかけを行ってまいります。

災害時における支援が必要と思われる方々に対する対策については、避難行動要支援者名簿に基づく個別支援計画を、地区住民会、自主防災組織の協力をいただきながら作成し、住民の安心につながる制度として機能するよう取り組んでまいります。

また、防災備蓄についても計画的に整備を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

交通安全、防犯、さらに消費生活の安全などに関する対策については、何よりも一人一人の意識を高めることが重要であり、家庭や関係機関との連携強化を図りながら、町民みんなが見守る、見守られる環境づくりを進め、事件、事故のない、安全で安心して生活できるまちづくりを推進してまいります。

また、昨年6月7日には、交通死亡事故ゼロ2,000日を達成することができ、今後も悲惨な交通死亡事故根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意識向上が図られるよう啓蒙・啓発活動を推進してまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様一人一人が、それぞれの年代に応じて、みずからの健康はみずからが考え、健康に生きる生活習慣を日常的に身につけることができるよう支援するとともに、引き続き各種健康診査と保健指導の充実に努めてまいります。

特に、がん検診については、早期発見、早期治療が何より重要であり、確実な受診率の向上を図り、引き続き生活習慣上から関連する発症予防の学習強化と上富良野町がん検診推進事業を推進し、がん対策の充実を目指してまいります。

社会保障の安定、健康格差の縮小を目標に策定した「上富良野町保健事業実施計画」、いわゆるデータヘルス計画で明らかになった慢性腎臓病対策は、虚血性心疾患、脳血管疾患全ての疾患に関連することから、昨年、町独自に追加実施しておりました特定健康診査検査項目に加え、新しい早期診断マーカー（アルブミン尿検査・血清クレアチニン）を被扶養者の方へも拡大実施したところであり、引き続き充実した健診体制を検討し、確実に目標を達

成できるよう取り組んでまいります。

高齢者の健康推進に向けては、後期高齢者健康診査の心電図検査と低栄養検査、いわゆる貧血検査を実施し、重症化予防、介護予防に努めてまいります。

これらの諸事業に加え、かみふっ子健診の実施やさまざまな事業を通じ町民の健康意識の向上を図り、健康で豊かな生活を送ることを目指した「健康づくり推進のまち」宣言にふさわしい取り組みを行ってまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、既に町内飲食店などにおいて、「かみふらのポーク」などの特産品を活用したメニューづくりなど、「食」による地域ブランドづくりが活発に行われております。

農業者による6次産業化への取り組みも活発化してきており、昨年度認定された「どぶろく特区」による新たな事業や既に事業化されているものの中からさまざまな商品も生まれ、町内外の消費者からも高い評価を得て、販売実績も着実に伸びてきているところであります。

これらが地域ブランドとして定着するよう引き続き支援を行うとともに、新たな商品開発をしようとする事業者に対し、設備投資やノウハウの習得などハード、ソフト両面での助成措置を講じてまいります。

本年度10年目を迎えます、上富良野産原材料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」については、原料生産者を初め関係者との連携を図り、道内唯一ホップとビール大麦がともに生産されている当町の特異性を生かして、知名度アップ等を図りながら、引き続きホップ農場の見学や体験とあわせ、プレミアムビール事業を活用した地元食材の販売拡大へもつながるような有効な誘客ツールとして事業の充実と定着化に向け支援してまいります。

ラベンダーロードの愛称が定着しつつある道道吹上上富良野線については、観光振興において重要な道路でもあり、昨年から町と北海道においてラベンダーの植えかえ更新事業を実施しておりますが、本年度においても継続して北海道へ要望を行い、美観再生を進めてまいります。

町なかの魅力アップとにぎわいづくりについては、市街地中心部への誘客による商店街、飲食店への波及や町民同士の触れ合い・交流の場として施設機能の充実を図りました大型テントが設置3年目になりますので、さらに町なかのにぎわい創出、地域経済への波及につながるよう利用促進やイベントの誘導などに努めてまいります。

また、地域の活力創生を図るため、この町の恵まれた自然や豊かな食料生産力、さらに、心豊かなあふれる人材等、限らない潜在力を最大限に発揮し、夢の実現に向かって力を結集できる新たな複合的機能を有する拠点づくりが重要と捉え、その構想実現に向けた準備に着手してまいります。

来年は、開基120年の意義ある年となることから、その幕開けを飾る北の大文字を重要なイベントとして位置づけ、より多くの町民の皆様に参加していただき、心に残るイベントとなるよう内容の充実を図ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、平成25年度に全面植えかえを終了した日の出公園ラベンダー園については、欠損株の補植や育成に努め、除草などの管理を確実にを行い、「ラベンダーのまちかみふらの」を名実ともにアピールできるよう魅力再生を図ってまいります。

また、展望台への巡回道路の整備を行い、来園者の利便性向上と車両通行の円滑化が図られるよう整備するとともに、展望台トイレの老朽化に伴い、障害のある人や高齢者に優しい公園づくりとして、バリアフリー化なども含め快適なトイレとなるよう改修工事を実施し、誘客につながるよう対応を図ってまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、町内全域において高速ブロードバンド環境のネットワーク網が整備されたことから、観光や防災などさまざまな分野での利活用を検討してまいります。

また、マイナンバー制度の開始により、住民サービスの向上とあわせて、情報セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、町の基幹産業である農畜産業、商工業の後継者確保と育成は大きな課題であり、後継者や担い手に対する奨励・給付金制度を継続して行なってまいります。

また、活力ある地域づくりの中核的役割を担うリーダー育成のために3カ年実施してきました人材育成アカデミー事業については、本年度から農業、商工業、観光などの各産業団体で構成する運営協議会を組織し、各産業独自の専門的な分野も学べるような研修事業も加え、地域力の向上につながる担い手育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、町営住宅の整備については、

「町営住宅等長寿命化計画」及び「住生活基本計画」に基づき、地域コミュニティーも考慮し、計画的な整備、維持修繕を行ってまいります。

なお、本年度は、泉町南団地3号棟建設の実施設計、既存住宅の解体工事を行ってまいります。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、十勝岳ジオパーク構想については、美瑛町と設立した推進協議会を中心に、十勝岳の活動によりつくり出された大地の遺産の保全に努めるとともに、火山とともに暮らしてきた人々の歴史や知恵を知り、本事業を通じ産業、観光、教育等広く地域振興に生かしていくことを念頭に、関係者の意見を集約しながら認定申請に向けた取り組みを主体に進めてまいります。

同時に、十勝岳ジオパーク構想の地域へのPR活動も重要であり、これらも含め、さらに充実が図られるよう取り組んでまいります。

定住・移住対策については、町内の関係する団体で設立した「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携、協力をさらに推し進め、「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来展望人口を見据え、着実な成果につながるよう検討を加えながら取り組んでまいります。

また、人口減少が避けられない中で、地域の活力を生かしたまちづくりを進めていくため、国の地域おこし協力隊制度を活用し、町が求める知識、経験等を有する人材として、ジオパーク専門員と観光推進委員の募集・採用を行ってまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

まず、「創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり」については、自治基本条例及び協働のまちづくり基本指針に基づき、「協働のまちづくり」をさらに推進するため、職員及び町民対象の研修会を開催し、地域の課題に取り組む意識の向上を図るとともに、まちづくり活動助成制度の活用を推進し、「協働のまちづくり」が着実に進められるよう努めてまいります。

また、先駆的な地域活動が生まれるよう、地域みずからの創意による活動を後押しできるように、自治活動支援について柔軟に対応してまいります。

行財政改革につきましては、町政運営実践プランに基づく「プラン28」に沿って、その着実な実践に努めてまいります。

行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上に向けた取り組みとあわせて、行政機能が効率的、効果的に機能するとともに、質の高い行政運営を目指し、さらに職員教育や組織機構の検証等を行い、行政組織の充

実、改善に取り組んでまいります。

また、人事評価制度については、組織全体の士気高揚が図られ、組織力の向上につながるような制度の構築に向けて、管理職を対象としてスタートしてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

また、町の債権について、納期内納付を励行するとともに、債権管理の適正化を進めるため、債権管理条例の制定について検討してまいります。

ふるさと納税制度については、寄附者の思いに沿ったまちづくりに活用していくよう、制度の本質に沿った取り組みを継続してまいります。

また、制度の本質を踏まえながら、さらに地域振興に結びつくような仕組みとしての活用方策については、多角的に検討してまいります。

自衛隊関係につきましては、国の中期防衛力整備計画に基づき、上富良野駐屯地の部隊改編が予定されているところでありますが、当町における自衛隊との共存共栄は、まちづくりの根幹をなすものであることから、関係団体と連携を図りながら互いの信頼関係をより確かなものとし、引き続き駐屯地の現状規模堅持とさらなる拡充、あわせて演習場拡張の要望活動を継続的に進めてまいります。

広域行政の推進については、「富良野広域連合」について、引き続き構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組んでまいります。

また、富良野市との間で締結しました定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体の発展を目指し、連携を図りながら定住自立圏構想に基づく事業を推進してまいります。

第5次総合計画については、8年次目を迎え、計画期間も残り3年となることから、基本構想、基本計画の実現に向け、より一層の取り組みを進めるとともに、次期計画の策定に向けた準備にも着手してまいります。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく四つの基本目標に沿った19の施策につきましても、第5次総合計画やそれに基づく各個別計画を有機的に結合し、人口ビジョンと総合戦略の推進に向け、国や道の動向も注視しながら積極的に取り組んでまいります。

また、業績評価を行うとともに、見直しも含め、より精度を高めるよう努めてまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長、学習の政策分野については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進して

まいりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、昨年度より新たに総合教育会議を設置し、教育行政の基本をなす大綱の策定、そのほか教育、学術、文化の振興などの施策に関し、首長も主体的にかかわる制度となったことから、教育委員会とともに連携を図りながら、教育行政の推進に努めてまいります。

以上、平成28年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成28年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計では、総額71億2,500万円、前年対比5.5%、4億1,200万円の減となっておりますが、地方税収の大幅な伸びも見込めず、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況の中、公共施設整備基金からの繰り入れや各事務事業の見直し、政策の優先順位を判断し、限られた予算の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化への対応など、さまざまな課題に対応するため大きな財政需要が想定されることから、今後とも持続可能な財政基盤と安定した財政計画の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰入金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額15億7,632万1,000円、前年対比2.2%、3,450万9,000円の増となっております。

高齢化の進展により、今後も給付費の増嵩が予想されることから、保険者として負担すべき現行の給付水準を維持し、税収等の収入確保に努めるとともに、精度の高い収支計画を立て、健全かつ安定的な国保運営を行い、加入者が安心して医療を受けることのできる体制の維持・確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億3,474万円、前年対比0.4%、57万2,000円の減となっております。

これは、被保険者数は増加しますが、保険料軽減世帯等の増加に伴う保険料の減収による広域連合納

付金の減少によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額8億5,352万1,000円、前年対比3.8%、3,363万6,000円の減となっております。

これは、若年期からの特定健診、介護予防等の効果などにより、要介護者数、認定率ともに昨年度と比較して減少する見込みから、介護給付費の減少を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億8,932万7,000円、前年対比0.9%、263万4,000円の減となっております。

主な要因としましては、特養における臨時介護士等の賃金の増、燃料費の減、デイサービスの送迎用軽自動車の更新が完了したことなどによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額1億1,014万3,000円、前年対比25.9%、2,266万8,000円の増となっております。

主な要因としては、西部地区簡易水道の静修浄水場は、建設から20年が経過していることから、電気計装設備の更新工事の増加によるもので、引き続き水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億589万1,000円、前年対比7.1%、2,680万5,000円の増となっております。

主な要因としては、東町地区污水管整備工事の実施及び地方債償還金の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額2億7,890万円、前年対比3.5%、936万1,000円の増となっております。

収益的収支においては、給水戸数の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、検漏量水器取りかえ工事箇所を増により、総額では増となっております。

最後に、病院事業会計では、総額9億4,668万9,000円で、前年対比3.1%、3,028万5,000円の減となっております。

収益的収入及び支出の予算額は9億1,083万5,000円で、前年対比1.3%、1,187万7,000円の減となっております。

これは、事業収益では、実績見込みなどを踏まえて入院収益が減となったことが主な要因であります。一方、事業費用においても、事業収益の減に伴う費用の減額を踏まえ、収支を見込んだところであります。

資本的収入及び支出の予算額は3,585万4,000円で、前年対比33.9%、1,840万8,000円の減となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は4

5億9,553万1,000円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算では、117億2,053万2,000円、前年対比3.2%、3億8,578万4,000円減の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、経済状況が好転しない中、総じて厳しい財政運営であります。かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民の共有の願いであり、これまで幾多の困難を乗り越え、今日の郷土を築いてくれた先人の労苦に改めて思いをいたし、次の世代へしっかりとつないでいけるよう、足腰の強いまちづくりを目指し、協働のまちづくりを通じて、ともに支え合う心を育み、本年度も新たな時代を築く確かな1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、平成28年度の町政執行方針とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

**○教育長（服部久和君）** 平成28年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

近年、我が国では、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、IT技術の急速な拡大、グローバル化の進展など、教育を取り巻く環境は急激に変化を続けております。

そうした中、「人と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」、「子どもたちの自主的な行動」、「優しく人を思いやる心」などは、教育が目指す原点であると考えております。

そのため、「上富良野町教育振興基本計画」と「第8次社会教育中期計画」の着実な推進と、「町教育大綱」の重点施策を積極的に推進し、「明るく、笑顔」があふれる教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

また、「総合教育会議」を通して、町長と教育委員会が教育に対する思いを共有し、教育行政の推進を図ってまいります。

学校教育においては、本年度も「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」、「開かれ信頼される学校づくりの推進」、「人間力を磨く教師の育成」、「教育条件整備の充実」の目標達成に向けて推進してまいります。

特に、いじめは「どこの学校でも起こり得る」という認識のもと、「町いじめ防止基本方針」に基づいた防止対策等を講じてまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、昨年度の全国学力・学習状況調査が、国語、算数・数学に理科を加えた教科で実施され、小学校は正答率で全国平均を下回りましたが、中学校では全国平均より高い傾向が続いております。

各学校においては、全国学力・学習状況調査やさまざまな検査等の分析から「確かな学力の育成プラン」に基づき、学習サポートを強化するとともに、学習規範や学習の方法、発展的な学習の指導を継続して進めてまいります。

そのために、教員の「先進校への研修」や「公開研究会」、教育委員会の学習サポートなどに継続して取り組んでまいります。

本年度も全国学力・学習状況調査を北海道と連携し、全国平均以上を目標に実施してまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、みずからを律し責任感や規範意識を持ち、思いやる心など、本町の子どもたちに定着している「豊かな心」を育む教育を推進してまいります。

そのために、道徳の時間の充実を図るとともに、保護者等への授業公開に努め、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

また、総合的な学習の時間や特別活動の充実、職場体験学習など、多様な体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む教育に努めてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」から小学校、中学校の男女ともに体力合計点で全国平均を上回る結果となりました。

また、質問紙からも「運動やスポーツが好き」な子どもたちが全国平均を大きく上回っています。このことは、体育の授業など学校全体での取り組みや、少年団活動・部活動の充実が体力の向上につながっていると考えられます。

健康でたくましい体をつくるには、正しい生活習慣と望ましい食生活を身につけることが重要です。そのために、保健福祉課の食育推進計画との連携や栄養教諭による食育と健康な体づくりの指導を学校や家庭などの協力を得て推進してまいります。

アレルギーなどの健康問題などにつきましては、学校や関係機関と一層連携を図り、その予防に努めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、全国的にいじめや不登校、虐待・自殺・体罰・ネットトラブルなどの問題が依然として後を絶たない現状がありま

す。

本町においては、学校・家庭・地域と関係機関の連携によって、事例は少ない状況にあります。それぞれの問題は、身近なことであるという強い認識を学校全体で確認し、教育相談や相談体制の充実を図ってまいります。

今年度、教育委員会では、児童・生徒や保護者からのいじめなどの相談に応じられる「SOS相談窓口」（仮称）の設置をしてまいります。

また、「いじめ・不登校」などに対しては、学校・家庭・関係機関との連携やアンケート調査など、さまざまな機会を通して未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

引き続き、上富良野中学校には「心の教室相談員」と「スクールカウンセラー」を配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーを学校や保護者・地域との相談に対応させてまいります。

へき地・複式教育につきましては、東中小学校1校ではありますが、特色ある取り組みや行事等への支援はもとより、「上川へき地・複式教育研究連盟」への支援も今までどおりに行ってまいります。

また、「特設校」として、少人数のよさや地域の環境を生かした教育活動を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障害の重度・重複化、多様化に伴い、その子どもへの対応や保護者のニーズに応じるためにインクルーシブ教育の視点で、医療や福祉関係と連携を図りながら、特別支援教育の理解を深め、早期の支援に努めてまいります。

本年度も上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を引き続き配置し、生活・学習活動の支援を行ってまいります。

また、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「教育支援委員会」において、関係者の連携や研修を通して指導の充実と、特別支援学校や専門機関の指導助言を得て、自立や進路・社会参加への支援を積極的に行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、近年、大雨・地震・台風などの自然災害や子どもの安全を脅かすさまざまな事件・事故が多発しております。

また、十勝岳の噴火に備えた警戒など、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう避難訓練などを行い、危機管理体制の強化に努めてまいります。

災害などの発生時の対応及び連絡については、関係機関との共通理解を図り、継続して取り組んでまいります。

また、「通学路安全推進会議」や住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」、「青少年

健全育成をすすめる会」、「防災無線・安全マップの活用」など、地域総ぐるみで通学の安全確保に努めてまいります。

あわせて、教職員や関係機関による巡視やさまざまな情報を共有し、子どもたちにかかわる事故の防止に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備等につきましては、上富良野中学校管理・普通教室等の耐震化と大規模改修工事の完成とともに、特別教室等の改築及び改修を行います。

また、上富良野中学校のパソコン機器の更新や上富良野西小学校バックネットの改修、東中小学校の暖房機更新など学校環境の整備とともに、教材備品の拡充を図り、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

教育費の保護者負担については、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

学校給食につきましては、本年度も衛生管理と食材の安全管理に努め、新鮮な地元産の食材を活用し、顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。

また、年7回「お弁当持参の日」を各学校で設定し、食への関心を高めることや感謝の心を育ててまいります。

さらに、栄養教諭などによる食の正しい知識や望ましい食習慣を身につける指導を学校や関係機関と連携して食育に取り組んでまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市からの英語指導助手に変わり、昨年8月から公募による英語指導助手を上富良野中学校に配置し、学校生活において英語を使う環境を整え、なれ親しむ教育を進めております。

また、こども園・保育園での英語遊びや小学校の外国語活動、英会話教室などを通してなれ親しませることに努めております。

本年度は、英語指導助手を上富良野小学校に配置し、2名の指導体制で外国語教育の充実とともに国際理解の推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校の姉妹校提携調印以来19年目を迎え、本年度は、安東小学校から西小学校への訪問が予定されており、両校の交流をさらに深めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少や進路希望が多様化するなど、今まで以上に生徒の確保が難しく、存続が常に危ぶまれる状況であります。

上富良野高等学校では、きめ細やかな学習指導や進路指導などの教育や、町内事業所の協力を得て行っている「生きる力」を養うキャリア教育に継続して取り組んでおります。

本年度も引き続き通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行うとともに、資格取得の検定料補助や入学準備金などの支援を行ってまいります。

さらに、「上富良野高校教育振興会」、「上富良野高校サポーターズクラブ」、「上富良野高校野球部を応援する会」や地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる「豊かな心と健やかな体を育み、うるおいのある地域づくりをめざす生涯学習」の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

そのために、第8次社会教育中期計画に掲げる6領域8分野16項目に基づき、国や北海道の施策と連携し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携・融合を進めてまいります。

また、社会教育の基盤を支える人的資源であります社会教育主事を養成し、職員の資質向上を図ってまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であります。

このことから、「早ね・早おき・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と、「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、多様な学習機会や情報提供に努めてまいります。

また、幼児期の本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みのほか、学校の余裕教室などを利用した放課後クラブと放課後スクールを継続し、活動内容の工夫充実に努めてまいります。

青少年の健全育成については、「青少年健全育成を進める会」や「子ども会育成協議会」、「学校支援ボランティア」など地域の協力活動を通して、地域と学校が連携し青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、子どもセンターなど関係機関・団体と連携を図り、講演会や研修会の学習、交流活動などを進め、明るく安心して子育てができる家庭環境づくりを目指してまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年、成人、高齢者まで生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図ってまいります。

青少年教育については、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体競技会などの自主的活動を尊重する中で、スポーツや文化活動の推進を継続していきます。

また、地域のリーダーづくりのため「なかよしサミット」や「通学合宿」、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダーを育成するとともに、本年度は3年ごとに実施していますカナダ友好都市カムローズ市に中・高生を派遣してまいります。

成人については、成人の自主的なサークル活動への支援と女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の自主的活動への支援を行ってまいります。

高齢者については、「若く老いよう」を合い言葉にした「いしずえ大学」に新たに「同窓科」を設け、健康で明るい生活を築く学びの機会を拡充し、生きがいがつくりと社会貢献の参加の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし、伝えていくなど積極的にかかわりを持つことを大切にする中で、学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、私たちに多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしております。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進員並びに各スポーツ団体と協力し、各種スポーツ大会を開催するほか、体育協会やスポーツ少年団など各スポーツ団体との連携を図りながら、指導者の育成支援を行ってまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽・舞台芸術の公演などを文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

本年度も町民芸術鑑賞事業として、芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、日ごろより町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会の支援と地域文化の継承・発展を目指してまいります。

図書館の運営については、各世代からの読書に親しむ環境づくりが重要であることから、今年度から

一般書を増やすなどの整備を進めるとともに、子ども読書推進計画に基づき、児童書購入による蔵書の充実や研修会の開催に努めてまいります。

また、昨年度から取り組んでいます読書スタンプ帳の発行や図書館での読み聞かせ会、移動図書活動を継続し、子どもたちの読書への関心を高めるとともに、学校の長期休業中の月曜日に臨時開館を実施してまいります。

さらに、ボランティア団体によるこども園・保育園・小学校、乳幼児健診での読み聞かせ活動の支援と各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配布を行ってまいります。

今後もさまざまな機会を通して皆様の御意見を広く聞き、「町民に親しまれる図書館」を目指してまいります。

郷土館の運営については、郷土学習に活用が図られるよう郷土館ホームページの収蔵資料によって情報提供や町内の指定文化財等郷土歴史を探访する研修会、総合文化祭に「郷土館特別展」を開催し、多くの皆様に郷土の歴史などについての知識や造詣をさらに深めていただけるように努めてまいります。

また、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応のため、日曜日と祝日の臨時開館と開拓記念館の開館期間中の祝日の臨時開館を継続してまいります。

本年度は、十勝岳大正爆発90周年に当たることから、過去の噴火の歴史をまとめた回顧誌発行や三浦綾子記念文学館などの実行委員会が主となり実施する小説「泥流地帯」、「氷点」、「塩狩峠」に関する事業で、本町において実施される取り組みに支援を行ってまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の拠点として、公民館のトイレ改修、日東会館の屋根塗装など施設の整備を行ってまいります。

また、利用者ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見や御要望を聞く中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々に安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、「次代を担う豊かな人づくり」の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

**○議長（西村昭教君）** 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

---

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

---

**○議長（西村昭教君）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（石田昭彦君）** ただいま、町長から平成28年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長からは教育行政の方針について、それぞれ述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成28年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分について御説明を申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成28年度上富良野町一般会計予算。

平成28年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億2,500万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税、9億7,184万2,000円。

2款地方譲与税、1億1,840万円。

3 款利子割交付金、1 5 0 万円。  
4 款配当割交付金、2 1 0 万円。  
5 款株式等譲渡所得割交付金、3 0 万円。  
6 款地方消費税交付金、1 億8, 6 7 0 万円。  
7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5, 5 7 0 万円。  
8 款自動車取得税交付金、1, 4 5 0 万円。  
9 款地方特例交付金、3 4 0 万円。  
1 0 款地方交付税、2 8 億2, 5 0 0 万円。  
1 1 款交通安全対策特別交付金、1 7 0 万円。  
1 2 款分担金及び負担金、3, 4 9 4 万円。  
1 3 款使用料及び手数料、1 億3, 9 3 9 万5, 0 0 0 円。  
1 4 款国庫支出金、9 億9, 6 4 3 万1, 0 0 0 円。  
1 5 款道支出金、4 億9, 5 2 6 万6, 0 0 0 円。  
1 6 款財産収入、1, 0 6 4 万9, 0 0 0 円。  
1 7 款寄附金、1, 0 0 0 円。  
1 8 款繰入金、2 億7, 2 5 4 万円。  
1 9 款繰越金、8, 0 0 0 万円。  
2 0 款諸収入、1 億7, 6 7 3 万6, 0 0 0 円。  
2 1 款町債、7 億3, 7 9 0 万円。  
歳入合計は、7 1 億2, 5 0 0 万円であります。  
4 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款議会費、5, 8 8 1 万3, 0 0 0 円。  
2 款総務費、7 億1, 5 9 5 万9, 0 0 0 円。  
3 款民生費、1 3 億3, 2 2 9 万8, 0 0 0 円。  
4 款衛生費、7 億9, 8 7 9 万9, 0 0 0 円。  
5 款労働費、6 9 万3, 0 0 0 円。  
6 款農林業費、4 億6, 1 3 3 万8, 0 0 0 円。  
7 款商工費、1 億7, 0 3 8 万7, 0 0 0 円。  
8 款土木費、8 億6, 4 9 7 万5, 0 0 0 円。  
9 款教育費、1 0 億6, 6 3 6 万8, 0 0 0 円。  
1 0 款公債費、7 億4, 6 8 9 万6, 0 0 0 円。  
1 1 款給与費、8 億8, 8 4 7 万4, 0 0 0 円。  
1 2 款予備費、2, 0 0 0 万円。

歳出合計は、7 1 億2, 5 0 0 万円であります。  
6 ページをお開きください。

第2 表は、債務負担行為を設定している1 事業について、その期間及び限度額を記載しております。

東1 線排水路整備事業、平成2 8 年度について事業期間及び債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

第3 表は、地方債の限度額を延べ1 4 件、7 億3, 7 9 0 万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載をしております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象

事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び老朽化している施設などにおいて、緊急性あるいは必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えて、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

以上で、平成2 8 年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 議案第2 号平成2 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

7 ページをごらんください。

議案第2 号平成2 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成2 8 年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 5 億7, 6 3 2 万1, 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2 条、地方自治法第2 3 5 条の3 第2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 億2, 4 0 0 万円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3 条、地方自治法第2 2 0 条第2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8 ページをお開きください。

第1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、3 億2, 4 8 8 万2, 0 0 0 円。

2 款国庫支出金、2 億6, 3 1 7 万2, 0 0 0 円。

3 款療養給付費交付金、4, 4 5 3 万8, 0 0 0 円。

4 款前期高齢者交付金、3 億9, 1 6 8 万3, 0 0 0 円。

5 款道支出金、6,861万4,000円。  
6 款共同事業交付金、3億4,792万7,000円。  
7 款財産収入、1,000円。  
8 款繰入金、1億3,015万9,000円。  
9 款繰越金、2,000円。  
10 款諸収入、534万3,000円。  
歳入合計は、15億7,632万1,000円であります。

9 ページをごらんください。

2、歳出。

1 款総務費、4,379万1,000円。  
2 款保険給付費、9億1,090万円。  
3 款後期高齢者支援金等、1億4,565万4,000円。  
4 款前期高齢者納付金等、7万円。  
5 款介護納付金、6,025万円。  
6 款共同事業拠出金、3億7,066万円。  
7 款保健事業費、1,929万1,000円。  
8 款基金積立金、1,000円。  
9 款公債費、1,000円。  
10 款諸支出金、70万3,000円。  
11 款予備費、2,500万円。  
10 ページをお開き願います。  
歳出合計は、15億7,632万1,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

続きまして、議案第3号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

11 ページをごらんください。

議案第3号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,474万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算の金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、8,820万1,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000円。

3 款繰入金、4,642万5,000円。

4 款繰越金、1,000円。

5 款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億3,474万円であります。

2、歳出。

1 款総務費、80万1,000円。

2 款広域連合納付金、1億3,382万7,000円。

3 款諸支出金、11万1,000円。

4 款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億3,474万円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川和宏君) 続きまして、議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

13 ページをごらんください。

議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成28年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,352万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

14 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款介護保険料、1億6,396万円。

2 款分担金及び負担金、187万1,000円。

3 款国庫支出金、1億9,532万5,000円。

4 款道支出金、1億2,080万円。

5 款支払基金交付金、2億1,973万円。

6 款財産収入、1,000円。

7 款繰入金、1億4,914万2,000円。

8 款繰越金、1,000 円。  
9 款諸収入、269 万1,000 円。  
歳入合計は、8 億5,352 万1,000 円であり  
ます。

15 ページをごらんください。

2、歳出。

1 款総務費、4,609 万3,000 円。  
2 款保険給付費、7 億7,639 万9,000 円。  
3 款地域支援事業費、2,839 万4,000 円。  
4 款特別給付費、10 万円。  
5 款基金積立金、1,000 円。  
6 款諸支出金、10 万2,000 円。  
7 款予備費、243 万2,000 円。

歳出合計は、8 億5,352 万1,000 円であり  
ます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事  
業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 続きまし  
て、議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダー  
ハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し  
上げます。

16 ページをお開きください。

議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハ  
イツ事業特別会計予算。

平成28年度上富良野町のラベンダーハイツ事業  
特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ2億8,932万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務  
を負担する行為をすることができる事項、期間及び  
限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）。

第3条地方自治法第235条の3第2項の規定に  
よる一時借入金の借り入れの最高額は、100万円  
と定める。

17 ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款サービス収入、2 億8,834 万円。  
2 款使用料及び手数料、1 万4,000 円。  
3 款寄附金、1,000 円。  
4 款繰入金、72 万円。

5 款繰越金、1,000 円。

6 款諸収入、25 万円。

7 款財産収入、1,000 円。

歳入合計は、2 億8,932 万7,000 円であり  
ます。

2、歳出。

1 款総務費、1 億5,814 万4,000 円。  
2 款サービス事業費、1 億2,139 万3,000  
円。

3 款基金積立金、1,000 円。

4 款公債費、973 万9,000 円。

5 款予備費、5 万円。

歳出合計は、2 億8,932 万7,000 円であり  
ます。

18 ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為設定の1事  
業、介護業務支援システムにつきまして、期間を平  
成28年度から平成32年度、限度額を697万  
5,000円と定め事業を取り進めてまいります。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計予算の説  
明を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会  
計予算及び公共下水道事業特別会計並びに水道  
事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） 次に、一括上程い  
ただきました簡易水道事業特別会計、公共下水道事  
業特別会計及び水道事業会計の平成28年度予算に  
ついて、議決対象項目について、議案の朗読をもっ  
て御説明申し上げます。

19 ページをお開きください。

議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業  
特別会計予算。

平成28年度上富良野町の簡易水道事業特別会計  
の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ1億1,014万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定によ  
り起こすことのできる地方債の起債の目的、限度  
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表  
地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定  
による一時借入金の借り入れの最高額は、5,00  
0万円と定める。

20ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,547万円。

2款繰入金、4,172万5,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、294万7,000円。

5款町債、5,000万円。

歳入合計、1億1,014万3,000円。

2、歳出。

1款衛生費、6,761万1,000円。

2款公債費、4,253万1,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計、1億1,014万3,000円。

次に、21ページをお開きください。

第2表、地方債。

簡易水道事業に係る起債の限度額を5,000万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表題表記の定めるものであります。

次に、22ページの公共下水道に参ります。

議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成28年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億589万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

23ページに参ります。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、23万1,000円。

2款使用料及び手数料、1億2,637万1,000円。

3款国庫支出金、2,000万円。

4款繰入金、1億4,628万4,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億1,300万円。

歳入合計、4億589万1,000円。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億4,113万5,000円。

2款公債費、2億6,425万5,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、4億589万1,000円。

24ページに参ります。

第2表、地方債。

公共下水道事業、一般分について、限度額2,300万円と、公共下水道事業、資本費平準化分について、9,000万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表題表記のとおり定めるものであります。

次に、25ページの水道事業に参ります。

議案第8号平成28年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成28年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数、4,068戸。

2、年間総給水量、74万3,402立方メートル。

3、1日平均給水量、2,037立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,302万2,000円。

第1項営業収益、1億5,220万7,000円。

第2項営業外収益、2,081万5,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,302万2,000円。

第1項営業費用、1億2,853万4,000円。

第2項営業外費用、1,769万1,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、2,679万6,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,517万7,000円は、過年度分損益勘定留保

資金 876万3,000円、当年度分損益勘定留保資金 1,941万4,000円、減債積立金 5,700万円を補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入、2,070万1,000円。

第1項企業債、1,800万円。

第2項負担金、270万1,000円。

支出。

第1款資本的支出、1億587万8,000円。

第1項建設改良費、4,883万7,000円。

第2項企業債償還金、5,704万1,000円。

26ページに参ります。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管布設替事業に係る限度額を1,800万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表記内表記のとおりと定めるものであります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、2,866万5,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、491万円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、1,082万8,000円と定める。

以上、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成28年度予算の議決対象項目について御説明申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) 次に、議案第9号平成28年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成28年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成28年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万3000人、1日平均151人。入院患者、一般病床、年間1万3000人、1日平均28人。外来患者、年間3万人、1日平均123人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,700人、1日平均27人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億1,083万5,000円。

第1項医業収益、6億1,225万1,000円。

第2項医業外収益、1億6,258万4,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,600万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億1,083万5,000円。

第1項医業費用、7億7,246万円。

第2項医業外費用、236万4,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,600万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、3,585万4,000円。

第1項出資金、1,585万4,000円。

第2項補助金、2,000万円。

支出。

第1款資本的支出、3,585万4,000円。

第1項企業債償還金、1,155万4,000円。

第2項建設改良費、2,430万円。

28ページに参ります。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

1、医業費用と医業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1、職員給与費、6億1,680万9,000円。
- 2、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,058万3,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億506万3,000円と定める。

以上、平成28年度上富良町病院事業会計予算について、議決対象項目について御説明申し上げます。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、これからの質疑につきましては、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例によりまして概括的範囲とし、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 町長、教育長の執行方針に対しまして何点か質問させていただきます。

まず、7ページのところでございます。

子育てを支える成長環境づくりということで、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援の充実に取り組んでまいると、こういうことを執行方針で述べられました。

確かに、子育ての環境がよくなることは本当にいいことだと思うのですが、その中に、妊娠というところに不妊治療の方の手助けをするということも大変必要かと思うのですが、そういったところが取り組みがなされていないというか、予算づけされていないということは非常に残念だと思うのですが、このことにつきましては、町長はどのようにお考えなのでしょうか。

町でできました総合戦略で、特殊出生率が1.8だったのですが、1.7に計画をしました。これは実効性をということで1.7にされたかと思うのですが、ここを目指すとするれば、妊娠のところで不妊治療の方の手助けをするということも大変必要ではないかと、このように思うわけでござい

ます。

それと、議会のほうでも、町の総合戦略につきまして、意見書としまして不妊治療に対する支援策、これを、出産を希望する世帯に対して高額な不妊治療費用を行政が支援することで出生率の向上が期待され、人口増も期待できると、こういうような意見も出させていただいたわけでございます。

私も2回ほど、このことにつきまして一般質問させていただきましたが、町長の御答弁では実態を把握しまして検討したいと、こういうような御答弁でございまして、これにつきましてはどういうふうにお考えなのか。

富良野市では、今年度、180万円の不妊治療に対する支援策として予算づけがされたようでございます。町長の不妊治療支援に対してのお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

次に、9ページの時代に対応した商業モデルを築きと、このように述べられました。これにつきまして、何かそのエリアとか、市街中心地区を決めて商業モデルをつくっていかれるのか。どういった、町長のお考え、もう少し具体的に、どのような構想をお持ちなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

その次に、18ページの行革のところでございます。職員の個々の資質向上に向けた取り組み、職員の教育、組織機構の検証を行い、また、改善に取り組んでいくということでございますが、本当に、まさに今、時代は昔と違っていて人口減少時代を迎えておりますし、歳入につきましても減少しております。超高齢化も進んでおりますし、町の基盤の老朽化、ハード、ソフト面、いろいろな面でも、やっぱり、問題もなかなか、複雑多様化する課題が非常に多ございます。

そういったことで、スタッフ制も導入いたしましたから17年目ぐらいになろうかと思うのですが、定着しつつあるところもございまして、少しよどみというか、ひずみも出てきているのではないかと。そういうことで、組織機構の改善はことしの喫緊の課題だと思うのですが、改善に取り組むと、このように述べられておりますので、ぜひ組織機構、そして、職員の方がやる気になれば、今、町長が描いていらっしゃる五つの暮らし、これも描くことができますし、また、職員の方にやる気を起こさせるような組織体制づくり、こういったものが需要ではないかと。そうしますと、住民にも火がつきますし、そういったことで、組織機構というのは、ぜひ改革、ことしは取り組んでいただきたいなど、このように思う次第でございます。

町長につきましては以上でございます。

次に、教育長につきまして、3ページでございま

す。

町では、いじめ防止基本方針、これも制定されましたし、非常にいじめ対策については大変取り組んでいらっしゃるというところがございますけれども、SOS相談窓口（仮称）、これを設置をしようと、このように述べられましたが、これはどこに、どういった人材、相談しやすい、相談してくれるのが大事ですけども、どういったことを考えていらっしゃるか、もう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

それと、同じ3ページでございますけれども、東中小学校でございますけれども、生徒数、将来の見通し、存続についてはどうなのか。特認校にしましたから、特認校のよさというのでしょうか、特認校になったということも知らない方も大変大勢いらっしゃいまして、もう少し特認校としてのよさ、そういったものもPRを兼ねて、この東中小学校の存続に向けてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） それでは、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問に、それぞれお答えさせていただきます。

まず、最初にありました不妊治療についてのお尋ねでございますが、これまで町の実態等を見ながら対応してまいりたいということでお答えさせていただいてきております。

このたび、この不妊治療の治療費が非常に高いということでございまして、出生率を向上させようというような、国あるいは北海道の思いもありまして、北海道において、この制度が少し、個人負担が軽減されるというような改善策が今後講じられることになっておりますので、それとあわせて、本町における、そういった希望をかなえたいというふうに潜在している方がどういう状況にあるかと。現在の状況を申し上げますと、上富良野町ではそういったことを希望されている方がいないのが実態でございますが、今後そういった相談等が現場に寄せられるような状況があるようでしたら、町として支援ができるのかどうかということを少し検討させていただきたいというふうに思っておりますが、現時点では北海道のほうで少し手厚い制度に変わってくるというふうに聞いておりますので、そちらのほうにも期待したいところでございます。

それから、次に、2点目にお尋ねのありました商業振興法に基づきます商業モデルについてでございますが、これについては、どのようなものを構築するかということではなくて、消費者の消費ニーズが大きく変わってきております。そういった中

で、現在の個店の皆さん方が、旧来型の商業経営が依然として続いているという実態がございます。そういう中で、新しい消費者ニーズに応じた商売の仕方と申しましうか経営の仕方、そういった時代にマッチした商売の仕方、あるいは商売の形、そういったものを皆さんで知恵を出し合ってつくっていくことを新しい商業モデルというふうに表現させていただいたところでございまして、それぞれの個々の個店の皆さん方の経営改善、そしてそれが消費者ニーズにしっかりと合うような形のものに改革していくということに応援を、そういうものを目指していこうということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、もう1点お尋ねありました、役場の組織機構や職員に関しますお尋ねでございます。

まず1点目、職員の教育に関しましては、これは不断に取り組むことが求められております。これだけ国や社会の仕組みが目まぐるしく変わっていく中で、そういったものにどうやって対処していくかということを常に情報収集、さらに、それに上富良野町としてどのような対応をとというような、あるいは住民ニーズがどうだというようなことで常に自分を磨いていかないと十分な住民サービスができませんので、職員教育については機会を捉えて、資質が向上できるようにこれからも取り組んでいく予定でございますし、そういった職員教育に向けたカリキュラムも用意しておりますので、意を持って取り組んでまいりたいと思います。

一方、組織のあり方についてですが、これも同様でございますが、やはり時代の移り変わりとともに、その時代に合った組織というものをつくっていかなければなりません。しかし、その一方では、やはり最小の人数で最大の効果を出すというのも私どもの使命として課せられておりますので、そこをどこでどういうふうにかみ合わせていくかということ、時代に乗り遅れないようにまず知っていかなければならないということは基本でございますので、議員から御質問にありますような組織機構そのもののあり方についても、不断に見直しを続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、SOS相談窓口の具体的なものについてであります。

SOS相談窓口の設置場所につきましては、教育委員会内に設置をしたいと考えております。

また、相談できる対象者については、上富良野町

内の小、中学生であります。

相談の方法でありますけれども、一つは面談しての相談、もう一つは電話での相談を考えております。電話の相談でありますけれども、料金のかからないフリーアクセスという方法で電話を設置する予定であります。

相談する時間帯については、8時30分から17時15分を予定しております、子どもが相談相手になる者については、学校教育アドバイザーがその部分を行うというふうに考えております。学校教育アドバイザーにつきましては、校長退職者を予定しているところではございます。

あと、いじめだけにかかわらず、今対象とする者は、全ての悩みについて相談を受けていきたいというふうな部分で考えております。

体制的な部分では通常の勤務時間を予定しているわけですが、国、道など24時間体制でやっているところがほかにもございますので、それらの情報提供も、こういうカード形式のもので周知しまして、うちでやる部分、24時間対応する部分を改めて子どもたちに知らせる形で、この事業を始めたいなというふうに考えております。

2点目の東中小学校の将来の見通し、どれぐらいの数の子が入ってくるのかということだと思っておりますけれども、今私が情報を得ている範囲では、ここ10年間ぐらいは欠学になる状況にはないというふうに考えているところであります。

また、特認校としてのPRでありますけれども、十分ではないなというのは感じているところではありますけれども、まず入学の健診を受ける就学時健診のときに、東中小学校が特認校であるということを提供させていただいております。

また、健康相談だとか、子どもたちの小さいときからそういうものが必要だと思われるようなお子さんについては、個別に情報提供をさせていただいている状況にあるところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 他にございませんか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） それでは、町長にお伺いをいたしたいと思います。

まず、平成28年度は、私は特別な年でなかろうかなと、そんなふうに考えているところであります。執行方針の中でもありましたように、明治30年に開拓のくわがおろされてから、平成29年度で120年を迎えると。

また、さらに、我が町には2度の開拓があったと言われています。その要因となっている大正15年の大噴火から90年、また、第5次総合計画も残す

ところわずか3年と、総まとめの年度になろうかと思っております。目標人口1万1,900人に向けて、総仕上げと次期計画への着手の年になろうかと思っております。

さらに、もう1点、何よりも大きいことは、人口減少社会に向かつての総合戦略のスタートの年になろうかと思っております。

もう1点は、町長が理想を描いて上富良野町長に就任されてから8年と、2期目の総まとめの平成28年度ということになろうかと思っております。

そこで、町長はこの平成28年度、どのような思いで、どのようなまちづくりを、どこに最重点を置いて進めようとしているか、お伺いをいたしたいと思います。もちろん、執行方針の中で多岐にわたる方向性を示されていることは承知しておりますが、また、先日の新聞によりますと、地域産業振興、それから恒久的な生活支援策、健康づくり推進が重点であるというようなコメントも載っておりましたが、いま一度町長の重点施策について、御自身のお考えをお聞かせいただければと思います。

1点、具体的にお伺いをしたいと思います、17ページになりますが、新しい事業として十勝岳ジオパーク構想が掲げられております。私も、人口減少社会の中で、地域振興の観点から、交流人口がふえるという意味からいっても一定の評価をするところであります。町長がお考えになっている十勝岳ジオパークの必要性、また、何を売りとしようとしているのか、どのようなことを目的に、そして認定後の取り組み等について、お考えをお伺いしたいと思います。

さらに、先日新聞でちょっと目にしましたが、大雪山と十勝岳を柱とした世界自然遺産への取り組みというようなことで報道が載っておりました。そうすると、我が町が今取り組もうとしているジオパーク、それから世界自然遺産との関連はどのようになるのか、町長がお知りの点をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、平成28年が、ある意味、非常に意味のある1年になるのではないかとというような御意見でございますが、私も全く同感でございます、非常に4月からの新年度は、平成29年に開基120年を迎えること、あるいは平成28年度は大正噴火から90年を迎えること、さまざまな意味で節目、大きな町のターニングポイントになる年かなというふうに非常に重く受けとめております。とりわけ長期計

画も総合計画が30年に終了し、6次計画に向けての準備も重なってくるということ、さらに、議員からいろいろ、人口減少に対する取り組みの充実等も述べていただきました。全くおっしゃるとおりだというふうに思っております。

そういった中で、私も今回、8回目の執行方針を述べさせていただくことができました。この間、特に町民の皆さん方と私は大きく五つの約束をさせていただきまして、町政運営に取り組みをさせてきていただいたところでございます。個々については申し述べませんが、やはり町の活力をしっかりと高めていきたい。しかも、それが実感していただけるような町にしたいということ、まず思いを持って取り組んできました。

さらには、教育あるいは福祉分野の、医療も含めて充実をしていかなければならないということで、それぞれが課題となっておりますことにつきまして、この8年間をかけて実を結ばさせていただいたものもあるのかなというふうに考えております。

しかし、まだまだ道半ばなものもたくさんありますが、とりわけこの8年間を通じて少子高齢化というものが、いかに地方自治体において大きな負の要素になっているかということを実感いたしました。それらが解消できるような方向に、それは一つの分野ではなくて、町内の産業から教育、医療、福祉にわたって、全ての分野でしっかりと基盤を固めていくことによって、それらを少しでも克服できるものだというふうに実感をしているところでございます。

議員から御質問ございましたように、改めて申し上げますが、そういった意味で、この平成28年から29年度にかけては、非常にそういう意味で、町民の皆さん方と真に一体感を醸成して、上富良野町の次の世代へしっかりとバトンを渡していけるような第一歩とするような取り組みを、意を新たに持っているところでございます。

次に、ジオパーク構想についてのお尋ねがございました。先ほどの町の全体像とリンクしていきますけれども、今までの、どちらかといいますと私の受けとめてきた印象では、それぞれが、特に産業分野、あるいは教育も含めまして、各分野がそれぞれに独自性を持って事業というものを推進してきていたのかなど。しかし、この時代を迎えて、そういったものが一体的にしっかりとつながりを持って取り組みを進めることが町全体の底上げになると。それには、今回取り組みをさせていただきます十勝岳を中心とするジオにまつわって、それらが有機的に結びつくことによって相乗効果が生まれてくるであろう

と。特に、ジオを実現することによって恒久的に、産業あるいは観光分野、さらに教育分野、そういったことを、ジオをテーマとして大きな結びつきができるというふうに期待をしているところでございまして、何としましても、この十勝岳をもととする大地をこれからはしっかりと生かして、まちづくりの基盤になるような、そういう大きな力を持っているのがジオだと思いますので、積極的に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、お尋ねにありました大雪山の自然遺産構想につきましては、具体的に聞き及んでいるものは私はありません。ただ、今、中澤議員のお尋ねとつながるところがあるのかどうかわかりませんが、私どもは山ですけれども、旭川市を中心に、石狩川にかかりましてジオを目指しているという動きは現実にご覧いただけますので、そのあたりと私どものこの構想とは関連が出てくるのかどうか、これは未知数でございまして、そういった動きしか私は承知していないところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

まず、第1番目の、人、地域をつくるという形の表現がされております。今、年金あるいは給与等あるいは生活する上で、子育てという形の中で、非常に税負担、あるいは介護負担や子育て負担がかかるという状況になっています。町を見ますと、商店街等に至っては商工振興計画にもうたわれておりますが、非常に疲弊して、個店の存続そのものが危機に瀕しているという状況になっているというふうに思います。そういう意味では、いかに町で個店の収益力を向上させるか、あるいは人の流れをつくって、上富良野町の観光産業や農業をどう結びつけた、所得向上につなげていくかということが非常に重要視されるというふうに思いますが、この点についてどのような対策を講じられようとしているのか、執行方針等についてはる細かい部分が書かれておりますが、まずこの点について伺っておきたいというふうに思います。

二つ目には、地域をつなぐという形の中で、今、高齢化社会という形の中で、ひとり世帯、あるいは夫婦世帯であったとしても、なかなかみずからも支え切れない、あるいはダブルケアという形の中で、若い世代も子育てしながら老人世帯を支えなければならない、こういうような状況になってきております。そうしますと、これから高齢化社会という状況の中で、地域の支援事業、あるいは地域包括ケアシ

システムの構築が進められてきております。そういう中で新しい総合事業に今後介護が一部移行するということになれば、地域の持てる力、ボランティア等の育成も含めた相乗的な体系を構築しなければ、介護の、いわゆる高齢化社会の中での地域包括ケアシステムそのものも成り立たなくなっているというふうに思います。そういう意味ではボランティア等の育成をどのように進められようとしているのか、現在の組織体制では十分機能していないというふうに感じられますので、今後どのように対応されようとしているのかお伺いいたします。

次に、今、多くの方が入所できない、あるいは介護施設においても十分な対応ができないという形の中で、近隣の町村に入所せざるを得ないという状況が上富良野町にも見受けられております。町はなかなか、特別養護老人ホーム等の増床等については、介護計画の中にもその位置づけをされないという状況があります。

今、多くの人たちはみずから、高齢の中で、やはり介護できないという状況であれば、必ずどこかの施設に入所しなければならない、あるいは24時間体制の中で在宅というのであれば、それを整えるような体制づくりをしなければならないにもかかわらず、まだそういったものがきちんと構築されていないということは、上富良野町で長く住みたい、安心して住みたいという人たちにとっては非常に不幸なことでありますから、この点、行政としてもしっかり組み立てる必要があるというふうに考えておりますが、今後、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、子育ての問題についてお伺いいたします。

今、国においては、新子育てシステムという形の中で、保育料等の、低所得者等についての無料化、あるいは段階的な減額措置がとられようとしております。しかし、子どもが1人の場合は、こういう場合の恩恵にあずからないというような矛盾も一方で出てきております。また一方で、所得制限があれば、当然、それ以外の方については、その恩恵もやっぱり受けられないという形になる可能性があります。

そこで、やはり町としても、こういうものを抜本的に解決するためにも、当然、国から来る補助制度を使いながら、あるいは浮いた財源でこういう人たちの保育料の無料化、軽減策を一方でやる必要があるというふうに思いますが、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、子育てという点では非常にお金がかかりますので、医療費の無料化も中学校まで拡大するなど具体的な対策が必要だというふうに思いますので、

この点についてお伺いいたします。

次に、農業政策の問題についてお伺いいたします。

何といても、農業は後継者が育つという形で今回新たな担い手対策等の事業も展開されているということは十分承知であります。しかし、今後やはり上富良野町が農業で生き残るとすれば、一定の産地化形成等も当然必要になってくるのではないかなというふうに思います。今回は収益向上作物の補助制度等もありますが、果たしてこれで十分なのかという疑問も抱かざるを得ないという状況がありますので、そういったものも含めて、農協と協力しながら、上富良野町の農業の産地化形成や所得倍増につながるような、そういう政策をやっぱり打っていく必要があるというふうに思いますが、その点、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、雇用の創出の問題では、新規事業等を通じて雇用の創出を図るということも含めてうたわれております。一方で、大事だと思うのは、新たな、いわゆるこの上富良野町で、やはり仕事につきたいという方もいらっしゃいます。そうしますと、それにやっぱり弾みをつけるような政策があつてしかるべきだというふうに思います。例えばAという人がBという会社に勤めた。その場合、雇用を促進するための雇用支援金制度を設けるなど具体的な対策の中で雇用を高める、そして地域に人を呼び寄せるというような抜本的な対策が今必要になってきているのではないかなというふうに思いますので、こういう対策をとる必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、商工振興の問題では、今、商工振興計画の中で、先ほども答弁されましたが、時代に合った、そういったニーズに合った商業、あるいは販売網の拡大ということが必要だということでもあります。このアンケートの中にも非常に重要な問題が書かれています。後継者がいないという問題から含めて、購買力が高まらないから収益力も上がらないという状況になりますから、やっぱりそういうものを具体的に下支えすると。やはり、これからまだまだ出てくるのだらうと思いますが、同様に、やはり上富良野町の商工振興計画を高めるための具体的な情報も含めて、時代に似合った販路の拡大やニーズの拡大ということが大事だと思いますが、改めて確認します。

それと、移住定住政策についてお伺いいたします。

今、移住定住という形で非常に、お金の問題になりますが、やはり2年間限定でおためし住宅に入ります。それ以外は、みずから探して、仕事も探し

て、やはり定住したいという人は上富良野に定住しなければなりません。しかし、そこでやはり就職支援のあり方だとか、上富良野町に住もうとしたら、限定的ではあるけれども家賃補助をして、そういう人たちを支援する、あるいは連絡協議会等を通じて、そういう人たちの意向を踏まえた支援策を具体的に支援していくという具体的な対策がない限りは、これは非常に成功しないものだと思いますが、この点お伺いいたします。

次に、人事評価の問題では、行政というのはサービス業というわけでもありませんし、それをもって事業を行ったからAという人はすばらしいのだというものではないと思うのです、私は。そうすると、この人事評価制度によって評価されなかった場合、何を基準として評価しようとしているのか。これは非常に大切な問題で、評価されなかったら、あなたは首ですよというわけにもいかないでしょう。人事降格になるのか給与減額になるかわかりませんが、そういうものも含めて、私はこういう制度はいかなものかなというふうに思いますので、改めてこの点をお伺いいたします。

次に、教育の問題になりますが、90周年を踏まえた記念誌の発行等がなされようとしています。今、上富良野町、非常に、三浦綾子の記念文学という形の中で、泥流地帯や、ここにも書いてありますが、非常にゆかりがあるという形であります。今、上富良野町には読書感想文コンクール等があるかというふうに思いますが、私は三浦綾子を記念してやっぱり文学賞をつくって、対外からも呼び寄せて、町の文化を高めるというような抜本的な対策を、従来に踏みとどまるのではなくて、そういうことをやりながら、いろいろと地域とのつながりを結びつけていくというのも非常に大切だというふうに思いますので、この点。

あと、保護者負担の軽減の問題では、確かに就学援助等がありますが、しかし、多くのお父さん、お母さん方から聞いても、部活動、またはそれ以外の費用等がかさむという状況の中で、やはり中学校等の指定ジャージの無償化など具体的な、就学援助をやっているからそれで終わりというのではなくて、そういった対策もしながら、貧困対策も含めた対策も必要だというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩に入ります。

答弁のほうは、午後1時から再開したいと思います。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中の米沢君の質問に対して答弁をいたさせます。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の午前中にいただきました質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねいただきました商業振興、あるいは観光振興等に関しまして、人の流れが生まれるような政策展開をとということでございます。

おっしゃるとおりでございます。私といたしましても、今回4月から新たにスタートいたします商業振興計画が、まず大きな一つの力になるものと考えておきまして、この振興計画を策定する段階におきまして、意向調査あるいはアンケート調査等を実施した中から、非常に課題が抽出されておりますので、そういったことに対しましてしっかりと取り組むことによって、新しい人の流れ、あるいは商業観光の活性化につながっていくものというふうに考えておりますので、そういった取り組みをしっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢化社会に対応いたします、特に地域包括ケアシステム等についてのお尋ねかなと、あるいは、それに伴いますボランティア等の活動についての考え方についてのお尋ねかなというふうに理解しておりますが、地域包括ケアシステムに伴います総合事業が29年から動き出すわけでございますが、それらに伴いまして、ボランティア活動というものは私どもといたしましても大変重要な役割を担っていただけるものというふうに位置づけしておりますので、そういったことを前提に置きまして、町から社会福祉協議会職員を派遣するなど、そういったボランティアセンターの充実等もあわせて、特に総合事業の中でボランティアの位置づけ、そしてボランティアの皆さん方がそういった取り組みを積極的にしていただけるような仕組みづくりを、これからも社会福祉協議会と力を合わせて取り組んでまいろうというふうに考えているところでございます。

それから、次に、高齢者介護にかかわります介護施設等についての考え方もお尋ねいただきました。

介護施設等の充実・整備につきましては、現在町内の施設で療養されている方、あるいは他の市町村の施設で御利用いただいている方などさまざまでございますが、その全ての施設サービスを提供できるような提供体系が上富良野町の一自治体で全てを賄えるかということは、これは非常に課題もあるわけでございまして、このような、なるべく近いところ

で介護を受けるということは当然望ましい姿であります。極力そういった形ができるような配慮をしながら、広域的な取り組みも一方では必要だというふうに考えております。

そういうことで、これからも対応してまいります。さらに、24時間介護ということもこれから大きな課題になってくるかと思いますが、そういったことも含めて、この施設介護とあわせて、とりわけ介護難民等が絶対起きないように、そういうことに配慮して介護事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、それらの具体的な取り組みにつきましては、第6期の高齢者保健福祉計画あるいは介護保険の事業計画に基づきまして、現在事業を進めさせていただいているところでございます。

次に、子育て支援につきましてもお尋ねがございました。保育料あるいは医療費等の無償化を含めたサービス向上を図ってはどうようなお尋ねでございますが、そういうような姿が構築できることは、理想といたしましては理解できるところでございますが、しかし、子育てのみならず、自治体といたしましては、全ての分野において町民の皆さんが等しく公平にまちづくりを担っていただくということも一方では必要でございますので、保育料、医療費等の負担のあり方につきましては、負担能力のある方については応分の負担をお願いし、あるいは非常に困難であるという方に対しては、むしろ手厚くしっかりとサポートしていくことに配慮していくべきだというふうに考えているところでございます。

それから、農業振興について、産地化を図るという部分について、所得向上につながるのかというふうなお尋ねかと思いますが、農業分野については非常に政策幅が広い分野でございます。産地形成だけが全てを解決してくれるというものでもございませんので、既存の作物の作付体系等も含めて、しっかりした経営基盤をつくるということが体質強化につながってまいりますので、これは広い視野を少し持って、その中でこの富良野盆地に特化した新たな特産物等ができればそれにこしたことはありませんので、そういう意味で産地化も視野に入れて農業振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、雇用対策についてもお尋ねがございました。

若い人たちがこの町で修学を終えて、そしてこの町でずっと働いていただけるような町にすることは、これは絶対果たさなければならぬ私どもに与えられた重要な課題でございます。

現在、そういったまちづくりに向けていろいろな方策を講じているところでございますが、新規開業事業、あるいは新たな分野への進出など、さまざま対策を講じておりますが、一方で雇用のミスマッチもかなり起きているという実態もお聞きしております。執行方針でも申し上げましたけれども、そういったミスマッチを解消することによって、また雇用が改善されるという期待も持てますので、あわせて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、次に、商業振興におきまして後継者対策、あるいは商品の販路拡大、これらにつきましても、先ほどの商業振興計画に伴います説明のお答えと重複いたしますけれども、そういう商業振興を図ることの一環として、販路の開拓、あるいは商品の開発、そういったものは避けて通れないところでございますので、今回の調査、あるいはアンケート等によって浮かんでまいりました課題に対応することによって、そういったところにも結びついていくものだというふうに考えているところでございます。

それから、移住定住についてのお尋ねがございました。

移住定住につきましては、非常に重要な施策であることは申すまでもございませぬ。1人でも多くの移住者が定住してくれることが望ましいわけでございますが、まず、その根っこにあるのは、私も協議会でもいつも共有しておりますが、やはり多くの全国の皆様方に上富良野というところに対しての魅力を感じていただける、あるいは定住してみたい、移住してみたいというような思いを持っていただけるようなまちづくりを大いに進めようということでも共有させていただいているところでございまして、そういった部分で、定住移住の策そのものも含めまして、魅力あるまちづくりを図っていくことが重要というふうに考えているところでございます。

それから、最後にお尋ねのありました人事評価についてでございますが、人事評価につきましては、この4月から町も試行的に取り組みをさせていただく予定としているところでございます。

評価方法についてもさまざまな方法が提起されておりまして、どういう方法が上富良野町にフィットするのかというようなことは、これから研究をしていくわけでございますが、こういった人事評価の効果につきましては、私は、こういった人事評価を通じて、まず自分がどのような状況にあるのか、自分を見直す大きな一つのツールにもなるかなというふうに思っております。そして、ひいては組織全体のスキルが上がることにもつながっていくというふうに考えておりますので、これをどのように生か

していくかということについては、28年度に入  
ての試行からいろいろ探ってまいりたいというふう  
に考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の2点の  
御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、三浦綾子さんの関係の御質問であり  
ますけれども、基本的に、地域において文化を高め  
るということは私も同じ思いであります。町民憲章  
の中に、文化を高め豊かな郷土をつくりましょうと  
いう1章があります。まさしく教育委員会で目指し  
ているものも、このものであります。

三浦綾子さんの泥流地帯、続泥流地帯につきまし  
ては、地域資源だというふうに考えております。教  
育と関連する部分で言えば、今、ふるさと教育、ふ  
るさと学習ということが言われております。その中  
で、しっかりと地元の一つの資源として、こういう  
泥流地帯、続泥流地帯がつくられているというこ  
とをしっかりと子どもたちに教育していく必要があるな  
というふうに考えております。

具体的に、三浦綾子さんの文学賞というのは三浦  
綾子文学館で、小説、いわゆる芥川賞だとか、そう  
いうレベルの賞であります。地元の町でそれらのこ  
とができるかという、なかなか難しいなというふう  
に考えているところであります。

2点目の学校における保護者負担の軽減について  
であります。

執行方針の中にも述べさせていただいたとおり、  
保護者の負担軽減については引き続きさまざまな検  
討を重ねてまいりたいと思っておりますし、具体的に、2  
7年度においても、クラブ活動における練習試合だ  
とか試合に行くときのバスの支援を行うなど負担軽  
減に努めておりますので、これについても御理解を  
いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかに質問は。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目、力強い上富良野町の産業形成という  
ことで、観光にばかり全ての土台となっているの  
は、十勝岳を中心とした上富良野町の基幹産業、農  
業が織りなす景観というものが、やはり上富良野最  
大の魅力であると思っております。しかし、その最大の魅  
力でもある農地、また農業というところが今は非常  
に、骨太な農業から若干その先行きが不透明な農業  
に変わっていつているのが現状であり、町長も何度  
もおっしゃっているように、道の試算の中で、向こ

う10年で約半数以下に農業戸数が減っていつてし  
まうという中で、やはり10年先を見据えて、今か  
ら新規の就業者であつたり、また現在の担い手で  
あつたり、そういったところを育てていく方策とい  
うのが、やはり今非常に望まれるというふうに考え  
ます。そのことによって、町のさまざまな観光イベ  
ント、そして地産地消につながっていくものという  
ものが全て守られていくというふうに考えておりま  
すので、まず1点、力強い農業政策に向けた今後の  
取り組みについてということをお伺いしたいと思います。

次に、それにかかわることでございますが、現  
在、上富良野町においては、上富良野でとれた、い  
わゆる地産地消のものが、非常に狭域なところでし  
か、地域住民、また沿線の観光客を含めた人たちが  
購買する機会というものが限られております。ぜ  
ひ、15ページにもありますように、産業間が連携  
を図って、食料生産力、心豊かな人材等を交流でき  
る、そういった基地の研究というものをされてお  
りますが、具体的に、これらについてどのような町長  
の施策を28年度に行うかをまずお伺いしたいと思  
います。

次に、健康づくり推進の町についてでございます  
が、確かに、特定健診、また健康指導については道  
内でトップクラスの数字を誇っておりますし、いわ  
ゆるデータヘルス計画に基づきまして、CKD  
等々、それからアルブミン尿検査、専門的な、こ  
ういう予防についての方策ということは一定の評価を  
いたしますが、本来の健康づくりというものであれ  
ば、予防医療ももちろん大切であります。それから  
適切な治療というものも当然必要となりますが、そ  
のベースとなります、そもそもの体力というもの  
をつけていくに当たって、保健福祉課のみならず、  
もっと幅広い、例えば教育委員会、それから町民生  
活課、さまざまな課が横断的に連携を図って、平素  
の生活、それから運動、そのようなものを包括的  
に、町の住民の健康の基礎づくりをするようなもの  
が望ましいと考えますが、健康づくり推進の町にふ  
さわしい取り組みが行われないのかということでお  
伺いをさせていただきます。

次に、28年度の予算執行に当たって、先立つも  
のといいましようか、やはり歳入というものが一番  
大きくなってまいります。前段にありましたよう  
に、都会においては税収が伸びていると。その一方  
で、地方においては地方交付税がそのためによって  
減収するという中において、19ページにも出され  
ておりますふるさと納税の活用というのは非常に有  
効なものだというふうに我々も考えております。

この間、なかなか町長の思いというものが、制度

のあり方と、それから現状とミスマッチをしながら  
いっているということでございましたが、このたび  
の執行方針においては、本質はずれないまでも、これ  
が産業的に何か地域振興になり、多角的になると  
いうことで検討していくというふうにうたわれてお  
りますが、やはりこういったものは、本当に地方の  
税収が下がる中、上富良野町においては、上富良野  
町を巢立っていったという言い方はちょっと失礼で  
すが、上富良野町を愛して全国で働いていらっしや  
るという方がほかの自治体に比べて非常に多い特性  
を持っておりますので、ぜひこの上富良野町で経験  
された素晴らしい地域資源というものを、また地方  
でも活用、もしくは礼品としてもらえるような仕組  
みというものも、非常に、私はあってもいいのかな  
というふうにも考えます。

現在、やはりその仕組みが、なかなか上富良野町  
においてはできない仕組みになっておりますが、や  
はりこういうものは、やる気のある団体ですとかや  
る気のある組織と一緒に、町が指導しながら  
いち早く取り組むべきと考えてますが、まずその辺  
についてお伺いをさせていただきます。

続いて、教育長に執行方針で聞きたいのですが、  
この間、上富良野町の児童生徒のためのさまざまな  
ハード、また心のケアに取り組んでいることに対し  
ては非常に評価をいたします。しかし、1点私が非  
常に気になるのは、やはり学校というのは教育の場  
だというふうに考えております。特に小学校におい  
て、全国レベルよりも若干、学力テストにおいて低  
いことが数値としてあらわれております。やはり教  
育は国家百年の計でありますし、子どもたちにとっ  
て、せつかくすばらしい教育環境になっているので  
あれば、やはりここはもう少し踏み入れて、学力の  
向上というものをかみふらのっ子の児童生徒にしっ  
かりと、子どものうちから勉強する癖、そして勉強  
の楽しさ、学ぶ喜びというものを植えつける必要が  
あると思っておりますが、その点、どのように行われ  
るかだけお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお  
答えさせていただきます。

まず、農業の振興策についてのお尋ねがございま  
した。やはり町の一番重要な基幹産業であります農  
業でございますので、これらにつきましては、私は  
何度も申し上げておりますが、職業として、ちょっ  
と過度に申し上げますが、やっぱり格好いい職業に  
なっていくことが、まずあるべき、ましてやこれか  
らの若い人たちが継ぐ職業として考えた場合には、  
まず経営の安定とあわせて格好いい職業になるべき  
だというふう意識してございまして、なるべく格好

よさと経営の安定化が両立できるような、そして、  
もう一つ私が非常に意識しておりますのは、必ずし  
も大規模でなければだめだというものではなくて、  
さまざまな経営の類型がありますので、そういった  
こともぜひ、我々のほうから背中を押してあげられ  
るような環境をつくって、そして多くの方が、新規  
就農者も含めまして、農家の後継者のみならず新た  
な就農希望者も魅力を持って来ていただけるよう  
な、そういう農業の環境を、やはりこのすばらしい  
景観ともども生かしながら農業振興を進めてまい  
りたいというふう考えているところでございます。

次に、健康づくりについての御質問でございま  
したが、おっしゃるとおりでございまして、予防医療  
だとか、あるいはいろいろな、そういった医療的な  
分野のサポートだけではなくて、やはり、まず基  
礎、体づくりが根っこにあるわけですから、教育委  
員会等の事業と連携しながら、特に私非常に誇りを  
感じているのですが、毎年、体育協会の集まりなん  
かも参加していただきますけれども、これだけウイ  
ングが広い、層の厚いスポーツ人口を持っていると  
ころはそうないのではないかなというふうに思いま  
して、そういうような取り組み、あるいは子どもた  
ち、あるいは後継者のスポーツ振興もそうですが、  
そういったこと、また、最近は自転車、サイクルス  
ポーツなども普及してきておりますので、そういった  
ところも予防だとかということと同じく力を注ぐ  
べきだというふう考えておりますので、トータル  
で健康づくりというものを進めてまいりたいと思  
っております。

それから……私、一つ飛ばしましたかね。済みま  
せん。その前に御質問いただいた地産地消ですね。

地産地消については、残念ながら、議員が御心配  
のように、せつかくすばらしいものがここでとれて  
いながら、なかなか消費者の皆さん方にそれが行き  
渡っていないと、あるいは求める機会もなかなか  
ないというも実態でございます。今回の執行方針  
の中でも少し触れさせていただきましたけれども、そ  
ういったことにも寄与できるような、そして町民が  
本当に希望を持って活動できるような、非常に欲張  
りですけども、多機能なそういう施設を整備する  
ことによって、今御質問にあったような部分も含め  
て、町のにぎわいも取り戻し、そして観光振興、あ  
るいは産業振興にもつながるような、そういうもの  
があってもいいのではないかなというふう考えて  
おりますので、その中で、また対応させていただ  
きたいというふうに思います。

健康づくりを先にお答えさせていただきます、  
申しわけございません。

それから、もう1点、ふるさと納税について御質

問いただきました。非常に、私も自分の中で葛藤している部分もありますが、議員が御理解いただいておりますふるさと納税そのものの本質については、私はこれは踏み外すべきではないというふうに考えているところでございます。やはり、こういった返礼品を伴わないふるさと納税というものが本来のあべき納税の姿だと。

しかし、一方では寄附制度という現状もございません。では、その寄附制度をどういうふうこれから活用していくかということにつきましては、申し上げましたように、本質を納税制度、あるいは、同じ寄附行為でありまして、町内の皆さん方、あるいは町内にゆかりのある皆さん方に、現在の制度の中で非常に温かい御厚志を寄せていただいております。そういった方との整合性もありますし、一方では、この制度をしっかりと、本質を踏まえた中で活用することによって、上富良野の基礎力を強くできるような要素がそれから展開できるとしたら、これは否定するものでもありませんし、多くの皆さん方から知恵をいただきながら、制度として設けられるものであれば、それは検討してまいる必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の学力向上についての御質問にお答えをさせていただきます。

学力につきましては、議員からお話があったように、特に重要な項目だということで、就任して以来ずっとここに力を入れて対応している状況であります。残念ながら、小学校においては、その成果が十分でないというのは御指摘のとおりでありまして、それに向けて、一方、中学校については、全国平均を上回るのが3年続いているという状況であります。

子どもたちの持っている能力は、中学校へ行って一気に開花するわけではありません。小学校においても、能力が当然あるからこそ中学校へ行ってその形が残るのかなということ考えております。ただ、基本的な部分がしっかり小学校においてなされていると、できているからこそ中学校へ行ってその力を発揮できるのかなという、一方でそういう見方もできるのかなと思っております。

小学校で全国平均を上回るという部分に対しての努力は、今、いろいろな学校といろいろな協議をしまして、長期休業中に補習的なものを、現実にとしの冬休みから開始したり、宿題の絶対量をふやすとか、あとチャレンジテストを確実に行う等々、それにまた、先生方には先進地に行って研修をしてもらうということを重ねてまいりました。約束はで

きません。来年はきつとと言うことはできませんけれども、そういう努力を続けていくことによって、きつこの目的は果たせるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 町長に何点か。

11ページの橋梁の修繕でございますけれども、新たに道路法の改正に伴って、来年度は40の橋を目視点検するというところでございます。当面修繕しなくてもいい、あるいは、修繕しなくてもいいけれども、大丈夫だけれども修繕したほうがいだろうと、あるいは直ちに修繕しなければいけないというような目視点検だったと記憶しておりますが、そういった点検結果に基づいて、今後どのような対策を講じていられるのか。あるいは、年に40ほど目視点検するのであれば、どれぐらいかかるのか。当然、優先順位をつけてやっているとと思っておりますけれども、そこをお伺いしたい。

それと、橋梁の修繕というのは、我が町は自衛隊と共存共栄を図っているので防衛に関しても関心がある町でございますので、橋を直すには、私は防衛を考えた強度の橋をつくっていくべきだと思っております。その点について、橋についてお伺いしたいと思います。

あと、同僚も聞かれたのですが、人事評価の件について、課長等の評価をやるということでございますけれども、どのような評価をして、どのように反映するのかという話になると思うのですよね。私は、各課の長を評価すると、後がないと思うのです。やはり、各課の部下を評価すべきではないかなという観点を持っております。どのような評価をしていくために管理職である課長等をやるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、ふるさと納税も同僚議員が聞かれたのですが、日本というのは古来から、町長も同意をしているところのお話でございますけれども、見返りの文化というのですか、神社であろうがお寺であろうが、金一封を出したら張り出しますよね、いろいろ。あれは部屋をつくったら、何年会の、辰年会がつくったとかやりますよね。あれは見返りの文化だそうです。寄附をして、そのままでは日本人はないらしいです。見返りを求める文化が日本人だそうです。そういった意味を考えると、納税に対して見返りというものを考えてもいいのではないかなというふうに思っておりますが、もう一度考えていただきたいなど。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○議長（西村昭教君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、橋梁点検についての御質問でございますが、実は28年度は40橋、近接目視点検をする予定でございます。町には橋が120橋ございますが、そのうちまず40橋ということで、今までは遠くから見て点検をしていたのですが、国のほうで近くで見なさいということで方針が示されまして、それに基づいて点検するわけですが、町ではその120橋を、ランクを現在つけております。建設年度だとか使用頻度だとか機能だとか、そういったことでランクをつけておりまして、その中から目視の点検の優先度が高いものをまず40橋ということで、1年に40橋ずつ行います。必要のないものもありますので、大体2カ年ぐらいで点検は終わるのかなというふうに思っております。

その中から、28年度は3橋、実際改修をいたします。それは国の制度の中で対応してまいりますけれども、橋の強度、そういったものについては、今村議員がお尋ねの意味は私も十分理解できます。しかしながら、全く100%町の単独事業でかけるような橋ですと、町の思いでここは強い橋をつくらう、ここは簡易な橋でいいということではできませんが、ほとんどの橋というものは100%国なり道の事業の中でかけさせていただいているところでございまして、そういう中には、今、今村議員の御意見にあったような配慮というものは、恐らく可能性としてはないというふうに理解しております。防衛省のほうで、ここは演習場へ通う、そういう必要な道路だということで位置づけられれば別ですけれども、主要な道路を全てそういったことに対応できるような配慮というのは非常に困難かというふうに考えているところでございます。

それから、人事評価についてですが、まず、国としましては、私どもに国の指導として伝わってきておりますのは、究極的には全職員を人事評価しなさいということで、国においてはもう既にスタートしております。ただ、なかなか、国のように全国津々浦々にまで国家公務員が配置されている中での評価というのは、これはまたあるでしょうけれども、こういう非常に狭い範囲での評価になりますので、まず28年度から、管理職の皆さんがそれぞれ評価をすれば、どういうふうなものが出てくるかということをやまず少し試行させていただこうということで今取り組むわけございまして、その結果が非常に実態と違うと、あるいは全体のスキルアップにならないというようなことでしたらまた見直しますけれども、とりあえず、どういうものが出てくる

か、ちょっと想像できていけませんので、少しそういったものが見えてから、また皆さん方に情報を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

済みません、ふるさと納税がございました。議員から、何か見返りの文化ですか、そういったものが風土としてあるのだということで伺いました。それも一方ではあるのかなというふうに思いますが、金子議員にも申し上げましたけれども、これが往々にして寄付額を、私、非常になじまないのは、寄附の金額を競い合う、あるいはそれが他と比べられるというような、そういうようなことが非常に今メディアを通じて過度に報道されているような印象を受けております。やはりもう少し、本当に上富良野というものに思いを寄せてくれて、その返礼品の多寡ではないと。要するに、上富良野に寄附をしたということに充実感を感じていただけるというような方が、協力をいただけるような仕組みがつかれるものであれば、これは検討をする価値のあるものだというふうに考えておりますが、なかなか、その辺の折り合いをどこでつけるか、悩ましいところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

---

#### ◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの9件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

---

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月3日から7日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から7日までの5日間を休会とすることに決しました。

---

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時36分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年3月2日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長 谷 川 徳 行

平成28年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成28年3月8日（火曜日）

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 町の一般行政について質問
- 

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	石田昭彦君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	北川和宏君
健康づくり担当課長	杉原直美君	町民生活課長	鈴木真弓君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	北越克彦君
教育振興課長	野崎孝信君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	山川護君		

---

○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

町の一般行政につきまして、北條隆男議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。

2月24日に議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決めてございます。質問の順序につきましては、先例により、通告を受理した順となっております。質問の要旨は、本日配付したとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今 村 辰 義 君

6番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、7番北條隆男君。

○7番(北條隆男君) 私は、さきに通告してあります1項目について、町長に質問いたします。

公共施設や街路灯照明のLED化について、現在、我が町が所有している施設や街路灯の大半は、照明器具がLED化されていない。東日本大震災以

降言われている節電や、国が推し進めている地球温暖化対策(CO<sub>2</sub>排出削減)などの省エネが叫ばれ、企業の建物や工場、一般家庭にも多くLED化が普及している。

公共施設や街路灯は電力を多く消費するため、地方自治体が率先してLED照明に切りかえなければならぬと思います。省エネの面からも、エネルギー対策の面からも、一定の効果があると思います。

町として、施設や街路灯の全面LED照明に切りかえる考えはあるのか、町長の考えを伺います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

7番北條議員の公共施設等の照明機器のLED化に関する御質問にお答えさせていただきます。

LED化は、議員御発言のとおり、消費電力を大幅に削減できることから、直接的には電気料金の削減が期待でき、さらに地球温暖化対策に寄与するものであり、国においても、その推進に力を入れているところであります。

町では、町政運営実践プラン27の中で、公共施設の省エネ対策の研究と推進を取り組み項目としておりまして、将来的には、LED化の方向で進めていくことが重要であると認識しているところでございます。

これまでの町の公共施設等のLED化への対応状況についてであります。昨年完成いたしました上富良野小学校と現在改築中の上富良野中学校におきましては、共用スペースや外壁灯などについてLED照明を採用しましたが、各教室などの照明は初期費用が大きくなることから、Hf蛍光灯を採用したところであります。

次に、街路灯などについてであります。各住民会で設置、管理をいただいております生活安全灯につきましては、平成23年度から平成25年度まで実施いたしました補助事業を活用いただき、967灯のうち826灯がLED照明に更新されておりますが、町が管理しております457灯の街路灯につきましては、多額の取りかえ費用を要しますことから、既存の水銀灯、ナトリウム灯を使用している状況にあります。

LED照明機器につきましては、技術的に日々進歩しており、価格も従前に比べると安価になってきているところであります。また切りかえに当たりましては、それに伴う初期投資や後年度の維持経費等において、早期にLED化することが優位との判断には至っていない状況であります。

このような中で、常時照明を必要といたします施設や街路灯のうち、寿命の短い水銀灯などはLED

化していくことが必要と理解しているところでありますので、連続灯としての照度確保や他の街路灯との配置バランス、また施設関係にありましては、今後の改修計画時にあわせ、財源確保を含め、研究、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 将来においてはLED化を進めたいということですが、今の公共施設内の蛍光灯に関しては、取りかえがまだ全然なされていないと思いますので、その辺をLED化にすれば、25年から26年に対しても電気料が10%上がっているのです。26年から27年でも10%上がっています。ここを何とかしなければ財政が大変になると思うので、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員からのLED化についての再質問でございますけれども、現在、蛍光灯で対応している室内照明灯につきましても、照明頻度、電気をつけている時間が、極端に言えば一日のうちほとんどつけているところとか、あるいは会議室のように短時間の限られた時間だけつけているというような、そういう使用頻度もありますので、極力、町としては長い時間を、使用電力はわずかでございますけれども、避難誘導灯ですか、そういうものは消すことができませんので、そういうものは早目にかえておりますけれども、そういう投資と、それに伴います効果、それを十分見きわめまして、取りかえることの節減効果がしっかりと有利だというようなものについては、積極的にかえることにしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） それと、次に、街灯の水銀灯が151灯、ナトリウム灯が305灯あるうちから、水銀灯のほうが消費電力が多いので、これを取りかえれば、2分の1以下の電力の消費になるということは、電気料も下がると思います。

それと、社教センターとかみんの一部にも水銀灯を多く利用していると思いますので、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、街路灯の中の消費電力が多い水銀灯等の扱いにつきましては、さきのお答えでも申しあげましたけれども、取りかえイニシャルコストと、さらに

それ以降の維持費のトータルコストが、現在の維持費に比較して、当然電気料も含めて、どちらが優位かということで、今そうですね、非常に接近していることは事実でございますが、そういう中で、水銀灯をLED灯にということにつきましては、従来の発光体だけ取りかえればよいということではなくて、だめになったときはそっくり取りかえなければならないというような状況だそうです。そういうことを考えると、寿命は長いのですが、初期投資をして、そして取りかえていくだけの行政効果が果たして出るかどうかが非常に今微妙な段階でございます。もう少し優位性がしっかりと確認できるような状況を迎えまして、かえていく方向でおりますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 今、そういう話なのですがけれども、これを取りかえないで置いておくと、先々に対して電気代を多く払うことになると思いますので、やるのであれば、1年でも早くやったほうが効果が出ると思うのですよね。そこら辺は、町長は後延ばしにする考えですか。そこら辺を教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきますが、先延ばしにするとか、ためらうとかというような、そういう視点で押さえているわけではありませんで、要するに、行政効果が出るかどうかという地点を重点的に考えているところでございまして、現在、国のほうからLED化を進めるような事業の委託を受けている組織等もございまして、そういったところからもいろいろ情報提供は受けております。しかしなかなか、申し上げましたように、これは優位だなど、早急に効果が発揮してくるなという状況には残念ながらない状況でございます。

それと、つけ加えさせていただきますけれども、町の中は御案内のように、街路灯についても、水銀灯と、それからナトリウム灯ですか、非常にちぐはぐに配置されている実態があるのですよ。ですから、それを水銀灯だけつまんでかえていくようなことが、果たして街路としていかなものかなということもあるものですから、少しその辺を整理してから改善してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 町長の答弁の中にも財源が

確保とありますが、今現在、財源の中で燃料費が物すごく削減されているのですよね。それで、燃料費の削減の中から、施設の中の蛍光灯の照明器具を取りかえるとか、金額にすると物すごい大きいのですよね。26年度と27年度でも、かなり燃料費が安くなっているのですよね。2,000万円近いと思います。それで、その中の一部を使って、半分でも3分の1でも使って、街路灯は後になっても、施設の照明器具の使う頻度が多いので、その蛍光灯の取りかえをLED化しようという考えはありませんか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的な部分で申し上げますと、LED化を将来進めていくということに対しては、これは何ら異を思っているものではございません。ただその中で、今財源の話もしていただきました。確かに燃料費等は、現在助かっている状況でございます。そこで安くなったことによる経費の軽減分について、即それをLED化だとか、そういった省エネ対策に向けるということにもなかなかならないのは実態でございますが、ただ、街路灯などと比べると、施設の切りかえは、割と投資額は少なくて切りかえできるのかなというふうに考えておりますので、優先順位で申し上げますと、街路灯よりは室内灯のほうが早いかなと思いますので、現在、担当課でさまざまな試算を持っておりますので、それらの試算をした中で、実現可能なものから対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） そうであれば、まあ、今年度はちょっと無理かもしれないけれども、来年度からは、そういう面から町長は考えていくという考えはあると、考えていいのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのように御理解いただいてもいいかと思いません。さきのお答えと重複いたしますけれども、特に施設等については、改善計画、あるいは改善、改修等は、年次的に幾らかずつでも進みますので、そういう中で、当然、照明器具も対象になってきますので、そういうところはためらわずLED化に向かっていくということにはなると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） そうであれば、私たちが電気料の節減には大いに賛成なので、町長がおっしゃ

るとおり、これから順次、年数かけなくてはならないと思うのですけれども、3年なり5年なりの目標を持って、そこら辺を進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、3番佐川典子君の発言を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告のとおり、町長に対して2項目、教育長に対して2項目の質問をさせていただきます。

まず1項目めは、町長のトップセールスについて。

現在は、地方創生の時代で、各自治体からの売り込み競争が行われる時代に入っています。総理大臣がトップセールスとして、新幹線を売りに他国へ出かける時代であり、町長就任時においても、トップセールスとして頑張ると話しておりましたが、町のよいところをどうPRし、商品販売などにつなげ、町の存在を売り込んできたのか。

町のナンバーワンセールスマンとして、具体的などのような成果があったのか、伺いたいと思います。また、今後のトップセールスとしての展望も伺いたいと思います。

2項目めは、ふるさと納税の今後についてです。

平成24年3月と平成26年3月に質問いたしましたが、現在の町の状況と今後について、町長の考え方を伺いたいと思います。

ふるさと納税税収増の具体的な計画を伺う。

町民以外の人々への納税勧誘努力について伺う。町民の行政サービスの向上や自主財源の確保など、まちづくりに対して重要な取り組みと考えておりますが、これについても伺いたいと思います。

続きまして、教育長に対しての1項目めは、がん教育の推進についてであります。

2006年がん対策基本法が制定され、北海道においては2012年4月がん対策推進条例が施行されました。国民の2人に1人が罹患し、3人に1人が死亡している現実を考えると、がん対策は国だけではなく、地方自治体、地域で暮らす人々一人一人に及んできていると思います。

検診率向上も重要でありますけれども、子どものころからの予防のための正しい知識や教育が重要であり、罹患したときの自分や周りの家族への対応や環境の変化など、教育の場で学ばせることが望まれると思います。

健康づくり推進の町としての教育の場での命の大切さを学ばせるがん教育の推進についてどう考えているのか、伺いたいと思います。

2項目めは、郷土の学習資料についてです。

社会科副読本3、4年生向けが28年度から改訂されます。新しい社会科副読本の内容はどのように変わるのか、伺いたいと思います。

当時の質問に対し、教育長の答えは、2011年3月11日における東日本大震災により自衛隊の働き、初動の災害支援、上富良野町の駐屯地においても1,000人を超える人たちが初期の災害支援に向かっているという事実を記述すると答弁していただきました。

また、できるだけ新しい数字と写真などを使うということや、町や地域とのつながりに関しても学ばせるべきではないかという内容はどのように記述されていくのか、伺いたいと思います。

ありのままを学ばせることの重要性も含め、今後の学習資料の利用についても伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の1項目めの私に対しますトップセールスに関する御質問からお答えをさせていただきます。

私は、これまで行政活動におきまして、さまざまな機会を通じまして、町内外への情報発信や町のPR、さらに要望、要請活動などを行ってきたところでありますが、それらの活動が具体的にどのような成果につながったかにつきましては、それぞれに評価、判断いただくものと受けとめておりますことから、自分なりの思いは持っておりますが、他者の方々へお話しする事柄ではないのではないかなど考えておりますことを御理解賜りたいと存じます。

また、今後におきましても、これまで同様、積極的に発信や行動し続けることが、やがて実を結ぶものと信じ、引き続き役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのふるさと納税に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、ふるさと納税の税収増に向けての計画についてであります。ふるさと納税につきましては、あくまでも寄附制度と理解しておりますことから、御寄附を税収減として見積もった歳入計画を策定するという考え方は持ち合わせておりませんが、ふるさと納税についてのPRなどは、これまで同様行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の町外の方々に対する御寄附の働きかけについてであります。これまでもホームページを通じた情報発信のほか、ふるさと会や上富良野のPR大使など、当町とかかわりのあるの方々へのPRや、機会を通じて上富良野町の紹介をさせていただくとともに、あわせてふるさと納税の案内もさせ

ていただいているところであり、引き続きこれらの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の自主財源の確保と行政サービスの向上についてであります。このことは、行政を運営していく上で常在する終わりのない課題でありまして、経常的な行政サービスの充実には、安定した財源の確保は極めて重要であると受けとめております。とりわけ、ふるさと納税を財源とした行政サービスの向上につきましては、寄附者の意向等も尊重されるべきことであり、恒久的な行政サービスの財源として位置づけることは困難であると考えております。

また、多様な仕組みによるふるさと納税制度を活用して、まちづくりの支援者を求めることは理解できるものであり、制度の本質を踏まえながら、関係者で知恵を出しながら、地域振興に結びつくような制度づくりができないかにつきましては、今後研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の3項目めのがん教育の推進に関する御質問にお答えいたします。

がん教育の推進についてであります。国は、平成24年6月のがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画を策定し、個別目標として、子どもに対しては健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育することを目指し、5年以内に学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とするとしております。

また、平成27年3月、がん教育のあり方に関する検討会から、学校におけるがん教育のあり方についての報告が取りまとめられました。

この中で、がん教育の目標は、がん教育の具体的な内容が報告され、がん教育の実施に当たっては、がん教育が健康教育の一環として行われることから、学習指導要領を踏まえ、保健体育科を中心に学校の実情に応じて、教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮するとあり、学校教育活動全体で推進の留意点が報告されております。

国は、この報告内容を踏まえ、平成27年、28年度において、モデル校を中心に今後の課題を検討し、平成29年度以降、全国展開することを目指しているところであります。

現在、本町におきましては、学習指導要領に基づき、小学校5、6年生は体育で、中学校3年生は保健体育の授業で、がんについての学習を実施しております。

今後におきましては、引き続き学習指導要領に基づいた健康教育を進めるとともに、国の動向を踏まえ、がん教育にも適切に対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの郷土の学習資料である社会科副読本の改訂に関する御質問にお答えいたします。

現在、改訂作業を進めております小学3、4年生の社会科副読本につきましては、昨年3月に町内の各学校の8名の先生に副読本編さん委員を委嘱し、これまで5回の編さん委員会を開催し、3月末までに改訂作業を終え、新年度から使用する予定であります。

編さん作業に当たりましては、編さん委員からの御意見をいただき、これまでの副読本の構成を見直し、現在使用している教科書の単元に沿った内容に改めました。

この中で、平成25年6月の一般質問で答弁させていただきました2011年3月11日発生の東日本大震災における地元自衛隊の災害派遣に関する記述につきましては、「安全な暮らし」の「自然災害を防ぐ」の中で、東日本大震災の災害救助、支援を取り上げ、上富良野駐屯地から約1,000名の隊員が長期間(4カ月)にわたり不明者の捜索や被災された方々の生活支援などの活動を行ったことと、十勝岳噴火や洪水等の災害時の災害救助活動について記述するとともに、東日本大震災の際の給食支援や給水支援の様子につきまして、写真などを掲載することとしております。

また、掲載される統計資料や写真の全面的な見直しとともに、工場やスーパー、農家の仕事などもそれぞれに新たに取材をし、最新の内容に改め、ところどころに御当地キャラクター「らべとん」のイラストを配置し、親しみを持たせたところであります。

子どもたちが社会科副読本を活用することで、よりふるさとを知り、他の教科も含めて、ふるさとを愛する気持ちを持った子どもたちを育む教育に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 再質問ございますか。

3番佐川典子君。

○3番(佐川典子君) 最初に、町長のトップセールスについての再質問をさせていただきます。

具体的な成果については、それぞれ評価と判断をいただくものというふうにお答えをいただきました。

自分なりの思いは持っているけれども話せないという、町長の性格というか、奥ゆかしさの表現なのかなというふうにも思いたいところなのですけれども、具体的にどのような活動をされてきたのかというのを、秘密にしないで、自慢という言葉で置きかえるのはおかしいですけれども、こういうようなことをしてきているというようなことをちょっと教えていただければなというふうに思うのですけれども。自分なりの思いでも結構なので、私はこのようにしてきたというそういうのを、町民は知る権利がありますので、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 3番佐川議員のトップセールスに関する御質問にお答えさせていただきます。

なかなか、思いをお伝えすることがいいのかどうかということ、非常に自分の気持ちの中でも葛藤があるわけですが、自分がこれまで就任させていただいてから、さまざまな上富良野の活性化を目指して、常にそういう意識を持って行動させてきていただいたところでございます。

そういう本当に、また来たのかと思われるような頻度でお訪ねするところも何か所もありましたし、そういうことが実ったかどうか別にいたしましても、町内の民間企業の事業者についても、残念ながら撤退するような事態に至った後、全く本当にそういった交流、お訪ねしているいろいろ会話をして、そこまた関連のある方々との御縁、そういったものがたまたま功を奏しまして、後を引き継いで創業していただくような環境ができたとか、申し上げれば、そういうようなことにもつながったり、あるいは上富良野で事業展開をされている大きな企業の方々に、少しくどいぐらいに、上富良野に熱く目を向けていただきたいということで懇願したりしまして、多少はそういったことが、町民の皆さん方に見える形であらわれてきているのかなというようにことを心の中で思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

3番佐川典子君。

○3番(佐川典子君) もう少し具体的な内容を伺いたいですよね。というのは、273号線の大きなお店も撤退して、何か上富良野町の経済活動が見切られるというか、そういうような不安を持たれている町民の方も多いと思います。やはり町民が評価や判断する、評価とか判断は私なりにさせていただいたとしても、町民にも評価の判断基準というのが町民にとっても必要になると思うのですよね。

もう少しいろいろな方向、企業だけではなくて、

例えば防衛省に行っている活動だとか、そういったことでも何でもいいですので、評価をさせていただく基準みたいなものをお願いできないかと、やはり今現代は見える化の時代ですので、そういう知る権利も町民は持っていると思いますので、そこら辺をちょっと具体的に伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が行政の長として取り組んでまいりました足跡等につきまして、それが、その結果もたらされた成果であるか、あるいはたまたまそういうタイミングにめぐり合わせたかということは、これは、私が決める何物も判断する物差しは持っておりませんし、それぞれ見る方の角度によって当然変わってくるものだというふうに思っておりますので、最終的に、上富良野町が元気を失わないようにまちづくりがされているかという部分については、町民の皆さん方から御評価いただくものだというふうに考えておりますので、個々の事案について判断するという事は非常に困難だと思いますし、基準をというお話もございましたけれども、これらについては、基準というものは私はないのではないかなという理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 基準が、でも見えないところで、町民が判断しろと言われても、なかなかそれはちょっと難しいのかなというふうに、私は判断します。

インターネット上での発信や、いろいろな発信をしてきたというふうにおっしゃっておりますけれども、ほかの自治体のホームページを見ましても、市長の部屋だとか、町長の部屋だとか、コメントだとか、そういうのを前面的に打ち出している自治体がたくさんございます。

そういったところで、例えば防衛省に、こういう陳情・要望も兼ねてまた行く予定だとか、行ってきただとか、そういう結果でもいいですし、そういう動きを、富良野沿線の会議があったとか、そういうことでも、終わってから事後報告でもいいので、町民がわかりやすいような、そういった場所を設定していただくということは、やはり見える化の時代ですので必要だと思うのですけれども、町長は、これに関しては今後どのようなお考えでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

主要な行動につきましては、都度、行政報告などで皆さん方に御報告もさせていただいておりますが、公式行事として参加したり、あるいは行動したりすることについては、ごらんいただけるような仕組みになっているかと思いますが、いろいろ行政推進の中で、特に要望だとか要請、これらについては、例えば大きなくりの団体だとか、大きなくりの組織なんかでの構成メンバーとして行動するときは、これはあえて差し支えはないでしょうけれども、上富良野町独自の部分で単独で行動するような場合は、やはり先方もあることですから、全てを明らかにするということが果たして望ましい姿なのかどうかということについては、私は少し違うかなというふうに考えておりますので、その辺は町民の皆さん方へお知らせすることが必要であるという部分についてはお知らせしますし、またそうでない事案もございますので、そこら辺は時々状況によって判断をしているところでございますので、ぜひそのあたりは御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） その人その人の1日の動きを全部書けというようなことで質問させていただいているわけではございませんし、やはり上富良野町の町長ということで行動されている公務ですので、その辺に関しては、全部詳細にということではなくても、町民は、こういう動きをしているのかなということ等をぱっと見て、先ほども言いましたけれども、町長の部屋とかという、いろいろな自治体も書いてありますし、ぜひそれを参考にして、そういうことも考えていただけるものかどうかについて、もう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員も、行政をあくか立場の私がどのように、行動パターンが幾つもあるというようなことは御理解いただいているというふうに私も思っておりますが、町民の皆さん方が、普段町長というのはどのような活動をしているのか、どのような仕事をしているのかというようなことについての公開は、これは進んでさせていただくことは結構でございますし、その手法等については事務方が工夫してくれると思いますので、お知らせすることは何もためらうわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） では、インターネット上のホームページの中で、そういうようなことをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ伺っておきたいのは、今回質問した

内容がトップセールスということですので、トップセールスの標準点といえますか、何を基準にどのような、基準というか、何を主体にこの町を売り込むべきではないかなというふうに考えているのか、そこら辺があれば、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

思いは、やはり町の活性化、あるいは町の福祉の向上、あるいは町の教育の向上、行政分野全体にわたるといふに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今まで、いろいろな自治体の首長さんがトップセールスで発言しているのをテレビ等でも拝見させていただいております。鹿児島県の知事さんなんかは、鳥の肉をPRしておりましたり、ある程度知名度が上がるまでは、ポイントをつくっていったほうがいいのか。キャッチフレーズで呼び込み作戦というか、そういうようなことを考えていらっしゃる市長さんなんか多くさんいらっしゃいます。

上富良野は全部いいというふうにおっしゃるのは、全部わかるのですけれども、それはそれとして、売り込むときには、ある程度のポイントを絞られたほうが、外から見た目にもわかりやすいのではないかと。そして、その突破口として、それから知名度も上がった段階で、第2、第3としていろいろな行政全般に関するものを売り込んでいったほうが、外から見た感覚で申しますと、やはり入っていきづらいというのがありますよね。

上富良野町の全部がすごいので来てくださいますと言われても、それは誰も理解しないことですので、そこら辺のポイントをもう少し絞っていく考えと、先ほどの窓口をインターネット上でつくるということに関しまして、もう一回伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

行政のトップとしての行動、町外に対するアプローチの仕方、これらにつきましては、対象とするものに、あるいは対象とする事案によって、アプローチの仕方は当然変えていかなければなりませんし、総論的なことを申し上げますと、そういった町のPRに、まず目でお伝えするのが非常に効果的であろうということで、おとしDVDをつくらせていただいたり、そういうようなことで、まず上富良野を知っていただくというような入り口を整理し

ております。

それから、個々の目的、いろいろ先方と対話するのは、それぞれ目的を持って対話する場面が多いわけございまして、時には、上富良野のロケーションを含めた立地を大いにPRする場面もあります。あるいは場面によっては、上富良野に住んでおられる方々の心、上富良野の風土、そういったものを強くアピールすることが効果的な場合もあるといったぐあいに、さまざまな事案の対象によって変わるものでございまして、一律に対応するという事はなかなか効果が出づらいというふうに考えているところでございます。

それからもう一つお尋ねありました、インターネットを通じてお知らせするというような部分については、どういう方法がいいのか、ちゅうちょするものはまず何もございませんので、どういったふうにお伝えできるかについては、少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） トップセールスについては、そこら辺もう少し町民が理解しやすいようなことで進めていただけるといふにお答えいただきましたので、次に、ふるさと納税についての質問に参りたいと思います。

お答えもいただいたのですけれども、まず、通告書をお渡した後に私が拝見したのは、町広報の第3回住民会長との懇談会というのが載っていたのですけれども、ふるさと納税に対しての質問に、「町は財源確保よりも人々の活動を応援できればと考えており、特産品PRの意味も含め、民間などでの返礼品取り扱いについては、商工会などに話している」といふに町報に載っていたのですけれども、これは、この回答に間違いはないか、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） そのように発言をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） それでは、今これを伺ったので、これは後でまたちょっと。

4年前にもこの質問をさせていただいて、過去にもいろいろな答弁もいただきました。前は、特典として商工会の商品券を送り、町の特産品の中から納税者に選んでもらうような、そういうようなシステムをふるさと納税については考えてはどうかということと、それから2年後には、上富良野の地元産品を贈呈して増収につなげてはどうかということで質

問いたしまして、贈呈することで知名度の向上や観光などのPRにもつながるのではないかということをお聞きさせていただきました。この町は自衛隊さんがたくさんいるということで、第2のふるさとという人も多いため、ぜひここを使って増収に何とかつなげるような施策をしてはどうかということで質問させていただきます。

今総務省のほうでも、ふるさと納税はすごい人気が高まって、地方へ財源が移動している状況で、好評だ、国民に人気があるということで、内容も簡素化されて、確定申告をしなくても、特にサラリーマンの世帯なんかでは自治体間でやりとりをするので個人の確定申告はしなくてもいいとか、そういうような内容に変動してきております。本当に便利ということで、テレビや新聞、そして今雑誌も出ております。

こういうような時代の流れを踏まえて、この間、上土幌にちょっと別な件で視察に行ってきましたけれども、上土幌町というのは、道内でトップクラスでして、15億円以上のふるさと納税が見込まれると、そういう情報をいただきました。子育て支援に10年間、それを使わせてもらうということで、無償ですよ、全部ただですよ。そういうような施策をしていたり、また老人施設を、みんなが無料で使えるようなものを建てたり、そういうような動きをしていると。経済活動もすごく活発になって、地元のお店が、返礼品も今までの工場ではつくれなくなるような、そういった自治体も今ふえてきています。

そういう状況を踏まえて、上富良野町でも何返礼品をしないということに対して、すごく不満を持っている町民が、私の知っている方や、向こうから声をかけてくれた人もいますのでけれども、上富でも何もしないのだったら、そこが理解できないのであれば、ほかの町に納税することに決めたと、私に言ってきた人がいるのですよね。

現実にもそういう、上富は何もしていかないのかという町民の不安に対して、町長はどういうふうにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のふるさと納税についての御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ取り組みをしている自治体の事例も、私も承知はしております。必ずこの御質問をいただいたときに、私申し上げておりますけれども、ふるさと納税制度そのものについては、本町も取り組みをさせていただいている制度でございます。ただ、佐川議員の趣旨は、返礼品をというような趣旨かとい

うふうに思います。

これらについては、国内においても議論が、いい制度だと、あるいはこれは本来財源確保のために返礼品を送ることはなじむものではないという、これは賛否両論が現在もある実態でございます。

私といたしましては、本来のふるさと納税、返礼品を伴わないふるさと納税の趣旨というものは、やはり絶対崩すべきでないというふうに思いますし、いろいろ民間の方々の調査、あるいはさまざまな調査等見ましても、純粋に自治体を応援するというより、むしろ返礼品が自分の思いに沿ったものかどうかということで判断されている方が非常に最近が多いという傾向も聞いておまして、そういったものを通じて、財源が得られることによって行政サービスを向上させていくということも、それはそれぞれの自治体の考え方でございますから、それがいい悪いの論評はいたしません、ただ、私といたしましては、全てを否定するわけではありませんが、やはり町民の皆さん方の中にも本当に温かい御寄附を寄せていただいている事例もたくさんありますので、そういったこともしっかりと見きわめて、本来のあるべき姿を踏み外さないような中で工夫はされてもいいかなとは思いますが、何が何でも財源を得るために、とにかくよそに負けない仕組みをつくらなければならないのだということには、なかなか理解ができないところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 前回は、話がちょっと途絶えた部分があります。今も町長おっしゃったのですけれども、町内で寄附をいただいている方との差を生じたくないのだというようなお答えをいただいているのですけれども、何回も言っているのですけれども、上富良野町で寄附している町内からの納税者は、これはふるさと納税に該当するのですか。ここが、もともとの根本がちょっとずれてきているのではないかなと思うのですよね。上富良野町に住んでいる人で上富良野町にふるさと応援ということで寄附しているのは、町立病院の入院患者さんだったり、ラベンダーハイツの入所者さんの家族だったり、社会福祉協議会にお世話になったということで、特に寄附をしている方が多いように見受けられます。

ふるさと納税をした方に、2,000円以上の部分の控除をしているのですか。そこをちょっと聞きたいのです。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、ふるさと納税制度は、寄付先を自由に国民が選べる、そういう制度であります

ので、そこの町の自治体に住んでおられる町民なのか町外なのかということは関係ありませんで、町民の方が、現上富良野町民が上富良野町に御寄附をいただいた場合も同様に、税の控除が受けられる制度となっております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 逆にそれでしたら、何の差別もなく、返礼品に至っても何の問題もないと思いますけれども。

あと、以前に調べさせていただいたのですけれども、町外からの寄附者は、平成25年は6件で54万円でした。26年は、13件で171万円でした。その171万円のうちの100万円の納付者というのは、受注業者でしたよね。27年度の現在は14件でありますけれども、そのうちの1件は280万円の高額の納税者です。319万9,000円のうち280万円を引きますと、13件で39万9,000円ということになります。

これで純粋な納税の形だというふうに、そこを重視したいというようなこともおっしゃっていましたが、町外からの高額な寄附者が、上富良野町で事業展開する業者だとか、上富良野町からの受注者を、これからも比重として考えていくのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、どこでどういう方々がどういう思いを持って町に思いを寄せていただくかということは、これはあらかじめ想定する必要もございませんし、尊い御意思をお受けするというところでございますので、想定をもって申し上げることはできません。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ちょっと質問を変えさせていただきますけれども、今までも、光ファイバーのときもそうでしたけれども、富良野の5市町村の中で、上富良野町が一番おくらしている、何で早くしないのか、町民からもたくさん意見をいただいているものですから、私も二度も質問させていただいて、町がその後動いてくれたものですから、現在は本当に皆さんから喜ばれているという。

今、富良野5市町村の中で、中富良野町もことし4月から返礼品を考えています。北海道のほうも28年度から返礼品に乗り出すと、そういうふうな方針を打ち立てております。5市町村の中で、私は上富良野をぜひ負けないというか、最後になるような町にしたいくないという思いが強くて、今までも一般質問もしてきましたし、できる限り他町村に劣らな

い町にしたいという、私なりの思いもあるものですから、嫌われ覚悟で、ここで何回も質問してまいりました。

近隣、美瑛は5市町村には入りませんが、周りの市町村がみんなやっていることが、なぜ上富良野でできないのかというような町民が不安を持っているということに対しまして、町長はどういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のふるさと納税に関します御質問にお答えさせていただきます。

同じお答えの繰り返しになる部分もあろうかと思いますが、まず、ふるさとに思いを寄せさせていただく寄附という形での納税、これと返礼品、要するに言葉を変えて、私はこうあってほしいという思いを込めて申し上げますと、上富良野町のいろいろな特産品、あるいは上富良野ならではのものを対外的にPR、あるいは産業の振興に資するような、そういう仕組みとして現在のふるさと納税を活用していくということは工夫の余地があるかと思いますが、私は、ふるさと納税はあくまでも御寄附の行為だということに考えておまして、まして、私の思いといたしましては、他と競い合うというような性格をそもそも有するものではないというふうに考えておりますので、町民の皆さん方の思いと私は思いが共有できれば、ふるさと納税制度に返礼品を絡めて、他よりすぐれているとか、他より早いとか遅いとかということで、これを判断する事案ではないというふうに受けとめているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 何回もお答えいただいているのですけれども、私は町議会議員として活動させていただいておりますけれども、予算委員会も、決算委員会も、何のためにやっているのだろうと、議員必携にも書いてありますけれども、やはり最終的には、町民の利益に準ずるように行政もしていかなければならないというふうに考えていて、1円でも、10円でも、100円でも、1万円でも、町民の利益にかなえるようなことで動くための予算であり、決算であり、議員活動であるべきだというふうに思わざるを得ないというふうに判断しております。町民が生活、活動していく上で、この町に納得できるような有効なお金の使われ方という部分に関しまして、ぜひ自主財源をふやして、町民の方が利益をこうむるような方向に持っていくというのが、それは首長が判断していただいて、やるという町長の意気込み一つで、マイナスになるということはありませんかと思うのです。

納税してくださったら、もう絶対にそこの町にお金が入ってきますので、お金を納税してくださったら、気持ちをいただきながら、その気持ちと地元のPRも兼ねた産物を提供して、その気持ちに応えながら、そのお金の中から地元を商品のあるふるさと納税という店舗を利用して上富良野町の商品を売ります。そうすることによって、また、たくさんの方がふるさと納税をしていただく。その上富良野町の体制をつくっていかないと、これは他町村にだんだんおくれていくのではないかとというふうに、本当に危惧しているのですよね。

だから、先ほども町報に載っているのが、それは間違いがないということをおっしゃったのですから、ぜひ返礼品の内容も十分に検討されて、町民のために動くという根本であれば、みんなが理解していただけたと思いますので、そこは町長の判断ではなくて、町民のための判断ということで、やるということをおっしゃっていただかないことには、前に進めないのですよね。

私の知っている人には、負の発言をする人がいるのですよ、私の周りにも。議会の中にもいるような気がしますが。一度やらないと町長が言ったのに、やるというふうに言ったら、それはおかしいのではないかとか、人に言われてやるのかとか、そういうようなことを言う人がいるのですよ。それだとか、やらないと言ったのに、今回やるというのは選挙のためではないかとか、そういうような、私にしたら負の発言ですよ、そういうことを陰で言っている人がいるのですよ。私は、これはすごくだめだと思うのですよね。

○議長(西村昭教君) 佐川議員、質問と余り今の発言は関係ありませんので注意しますので、気を付けてください。

○3番(佐川典子君) はい。

こういうことを不安材料として周りの人が言うことに対しまして、やはりそれは町長として決断を強く持っていただいて、前に進むことが大事だと思うのですけれども、それについて伺いたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

行政運営を行っていく上で、その時々々の客観情勢、あるいは私なりの思い、そういったものを総合的に判断して行政運営というものを進めていく責務を負っているというふうに思いますので、その時々々の状況を総合的に私なりに判断して、そして町民の皆さん方に御理解なり、お示しをしていくということは、これからも変わらないところでございます。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 3番佐川典子君。

○3番(佐川典子君) 28年2月17日に、財務行政懇談会というのがありまして、財務省の方からかみんで講話をいただいたのですけれども、町長が公務でお忙しくて帰られた後に、私もちょっといろいろな用事がありまして少し入れ違いになったのですけれども、その後、財務省の方が、地方自治体の財源不足の解消のために、施策としてふるさと納税ができているのであるから、ふるさと納税の要するに返礼品をどんどん利用して、そして自主財源をふやすようなことで頑張ってもらいたいと、そういうようなことを言われたのですけれども、それは、町長は回って耳に入っているかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

財務局の方がどういうふうに御発言されたかについては、承知していないところでございます。

○議長(西村昭教君) 3番佐川典子君。

○3番(佐川典子君) いろいろ話して、個人的な見解もあったかと思いますが、そうではなくて、町長は上富良野町民の代表者ですので、ぜひ早急に商工会なり連携をとって、前に進めていただくと、ここにも書いてありますし、まだまだ私は活路がたくさんあると思うのですよね。

他町村が先にやったからといって、上富良野に思いを寄せる人がいなくなるということではございませんので、ぜひ、まだまだたくさん上富良野町を思ってください方をふやす。そして喜んでいただく。そして地元の経済も活性化。地元の産物も、こよなく愛する人の気持ちも含めて全国的に配信することができると、そういうような活性につなげるためのふるさと納税の返礼品についての町長の前向きな発言を、もう一回伺いたいと思います。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 3番佐川議員のふるさと納税についての御質問にお答えさせていただきますが、寄附を通じた納税という形での御寄附、一方では、上富良野町の振興の発展につながるような仕組みとしてのふるさと納税、これは少し切り分けて判断して、そしてそれをうまく融合させるような仕組みづくりということを研究する必要も私は認めておりますので、どういうような仕組みづくりができるかということは、これは町が旗を振ってするというよりも、むしろ、そういった民間の方々も同じ立ち位置で、お互いに知恵を絞り合うことがまずスタートラインだというふうに考えておりますので、

御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 最後に、前回は発言させていただいておりますけれども、この町から他町村にふるさと納税の申告をして、要するに、ほかの町に納税をされた方の26年度の申告者数、そして申告額を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度上富良野町民が他の団体等へ寄附した金額は、106万3,000円と申告になっております。件数につきましては、47件ということで把握させていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今言っておきますけれども、何とか食いとめるというか、検討をふやしていただきたいというふうに思います。

次に、がん教育の推進についての質問に移らせていただきたいと思います。

教育長のほうからお答えをいただきました。本当に重要に考えているということですし、私、さきに通告いたしましたとおりですので、教育の場でも命を守るということに関しましても、学習指導要綱ののっとなるというのは、それは当然のことですけれども、上富良野町は健康づくり推進の町ですし、そこら辺も含めて、そういった内容の濃いものにしていくために、今後まだ時間もございますので、保健福祉課等町の全体として、いろいろな意味で連携をとりながら進めていただきたいと思うのですけれども、これについて伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員のがん教育に対する御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどもお話ししたとおり、繰り返しになる部分もありますけれども、まず学習指導要領において、保健体育の単位数も当然決まっております。その中でできること、一番効果のあるやり方というのが、今国から示されるようであります。それに基づいて、しっかりとがん教育に対して対応をしていきたいというふうに考えております。

健康づくり推進の町という部分のお話でありますけれども、がん教育にかかわらず、健康教育全体の中で取り組んでいかなければならないものだというふうに考えております。教育委員会が主体的にやっておりますけれども、うちの町独自でかみふっ子健診というものをやっております。これは極めて独自性の強い事業と思っております。この中で健診も

やりますし、健診のやった結果をお子さんと保護者に説明をして、改善する部分も含めて支援している事業があります。学校の枠内でやると単位というのが決まっておりますので、なかなか難しいですが、その枠から外れた中で、町の事業としてやることで、よりその効果が上がるものというふうに考えております。これがうちの町の独自性のものかなというふうに考えておりますので、今も連携を図っておりますけれども、さらに他の課とも連携をしながら、健康教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 郷土の学習資料についての再質問をさせていただきますが、前回の副読本の内容と比べて、すごく前進的な、「らべとん」とも含めて町の売り込みも入りながら、PRもしながら、そういった副読本を、地域性豊かなものをつくっていただけるのかなというふうに、今後拝見させていただくことになると思いますが、やはり副読本ですので、学習資料、社会科というのが3、4年生に現在はないことですので、郷土を愛する子どもたちを育てるという公平な観点から、ぜひ授業で必ず採用していただけるということで、そこに関してのお答えをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番佐川議員の社会科副読本に関する御質問にお答えをしたいと思います。

質問的には、社会科の教科においてしっかりと使われるようにというようにお話しかと思っておりますけれども、社会科の副読本につきましては、当然現状でもしっかりと使用されておりますし、今後においても学校において副読本として活用を図られまして、子どもたちにより、ふるさとを知ってもらおうと。そしてなおかつ、他の教科も含めて、ふるさとを愛する気持ちを子どもたちにそれぞれ育んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございませんか。

以上をもちまして、3番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を10時半といたします。

---

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） さきに通告しております2点の質問に関しまして、町長に所信をお伺いいたします。

まず、開基120周年に向けてのまちづくりについてお伺いします。

来年は、上富良野町開基120周年を迎えます。また同時に、三重県津市との友好都市提携から20年目の年でもあり、そのほかジオパークの認定が決まるかどうかなど、我が町にとっては節目の年と考ええます。

そこで、町長は、開基120周年の位置づけをどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援に関して、お伺いします。

現在、東児童館と西児童館は、子育て支援の一環として重要な役割を担っております。平成26年度には、東、西合わせて、述べ1万4,233人の児童生徒が利用しております。このことは、児童福祉法第40条に基づく児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした事業と考え、今後、児童館を利用する子どもたちのために、施設をどのように運営していくのか、お伺いします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの開基120周年に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、来年は1897年三重県から入植した田中常次郎一行により本町に開拓のくわがおろされてから120年を迎える年に当たるとともに、津市との友好都市提携から20年目となるなど、本町にとりましては将来に向けた節目の年となります。

さらに、第6次総合計画の策定作業や総合戦略への対応、ジオパーク認定申請など、極めて重要で意義深い年と受けとめております。

開基120周年に当たり、記念式典等の開催は予定はしていないところでありますが、ことしから来年にかけて、開基120周年へ向けて、町民意識が盛り上がっていくようなアプローチは必要と捉えており、その中でも、まず120年の幕あけとなる平成29年の北の大文字事業が30周年を迎えることから、多くの町民の皆様と輝かしい120周年の幕あけを喜び合える事業内容となるように、増額予算化したところであります。

また、平成29年につきましては、町が主催いた

します事業や町内の各団体等において実施されます諸行事におきましても、120周年と連携した事業として位置づけをして開催していただくことなどをお願いしてまいりたいと考えております。

さらに、現在、美瑛町とともに取り組んでおります十勝岳山麓ジオパーク構想につきましても、来年の申請に向けて準備を進めているところであります。認定と120周年が重なれば、大変喜ばしいこととなりますので、その実現に向けてしっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まちづくりは一朝一夕でなし得るものではありませんが、開基120周年を契機とし、これまで多くの苦難を乗り越え、今日の上富良野の繁栄を築いてくれた歴史の重さをかみしめ、新たなまちづくりの大きな出発点となるよう、地域の皆様の声をしっかりと受けとめ、一步一步着実に政策の実現に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの子育て支援に関する御質問にお答えいたします。

町では、児童福祉法に基づく児童厚生施設である東児童館と、これに準じた事業所として西児童館を運営しているところであります。

西児童館につきましては、泉栄防災センターを活用しており、設備基準を満たしていないため、児童厚生施設として法的な届け出はしておりませんが、児童館に準じた事業を運営しているところであります。また、東児童館につきましては、昭和57年に建設した児童厚生施設で、児童館のほか、地域の集会施設としても利用をしております。

児童館の年間の利用人数は、東児童館が述べ8,000人から9,000人程度、西児童館が述べ5,000人から6,000人程度でありまして、子どもたちの放課後の居場所として、その役割を担っております。開館時間は、平日は午後1時から午後5時まで、学校が休みの日は午前10時から午後5時までとなり、指導員を各施設に配置し、子どもたちがさまざまな体験ができる場所として、また年齢差がある子ども同士の交流の場としても機能しているところであります。

今後の児童館の運営につきましては、施設の維持管理、指導員の人材確保、利用児童の減少などが課題となってくることが想定され、さらに特別支援児童への対応や不登校児の居場所づくりなども、新たな課題として捉えております。

上富良野町の子ども・子育て支援事業計画におきましては、放課後の居場所づくりとして、児童館のほか、放課後クラブや放課後スクール、図書館や社教センターの施設開放、少年団活動など、多様な選

択肢の中で、自主的に活動できる環境づくりに取り組んでいるところでありまして、今後の児童館のあり方につきましては、さきに申し上げました諸課題への対応も踏まえ、子育て支援の重要な施策として位置づけしており、これからも子どもたちの居場所づくりも含め、安心して楽しく過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。特に、老朽化してきました施設につきましては、地域の状況や課題への対応などを考慮した中で、今後の方向づけを見きわめてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 120周年に向けての答弁、まず、記念式典等の開催は予定していないという答弁でしたが、町民意識が盛り上がっていくようなアプローチは必要と捉えており、その中でも幕あけとなる北の大文字事業が30周年を迎えることから、多くの町民の皆様と輝かしい120周年の幕あけを喜び合える事業内容となるよう、増額予算化したところでありましてのお考えをお伺いできました。金額的にも150万円計上いただきまして、来年度幕あけの花火などが今から楽しみで待ち遠しいところです。

その中で、1点確認したいのですが、本年度予算の中で、こちら商工費の中に産業連携協議会負担の中の収穫祭事業負担に30万円の予算計上をしております。これは、私の勝手な判断ですが、来年の記念イヤーに向けた事前準備、もしくはプレイベントとして、今後継続的に行う事業かどうか、まず、そこを確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました産業連携におきまず予算計上につきましては、以前は、本町にも一年の収穫をみんなでお祝いする、あるいはそれと一緒にあわせて、商工業者の方々も、当時の呼び方は「はだか市」と言ったのかな、要するに、産業を超えて皆さんで集ってお祝いする、一年に感謝をするというイベントが、かつてはありました。

私といたしましては、特に農産物についての収穫を感謝するイベントは、他の地域では常態化しているところがいっぱいありますので、やはりそういった上富良野のにぎわいを取り戻すそういうイベントがまた復活することは大いにいいことであろうというふうに捉えておりまして、できましたら、ことしそういったきっかけをつくりまして、願わくば、これから毎年そういう、形はどういうふうになるか、

これから検討してまいりますけれども、毎年行われるイベントになることを期待して、ことし施行しようというところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ぜひ来年度以降も継続を目指し、また来年の記念イヤーに向けて、少しでも大きく予算がつくように御期待しております。

2点目に、120周年に向けて、津市との姉妹都市提携が20周年を迎えるということで、今、私がお聞きしたところによると、町内における三重県人会、こちらが開店休業状態であるということをお聞きしました。これは、理由は事務局不在であるということでお聞きしておりますが、20周年を節目に三重県人会の復活などというのは、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の県人会についてお尋ねがございました。

私も、津市と、あるいは三重県との交流を深めていく中で、県人会が担われる、果たしていただく重みというのは非常に重いというふうに理解しておりまして、関係者の皆さん方に機会あるごとに、ぜひ県人会の皆さん方が大きな役割を果たしていただきたいということで申し上げておりました。おかげさまで、大きく動きが生まれて、多分ことしの早いうちには、しっかりと自分で歩くことができるような組織になるというふうに聞いておりますので、現在そういった作業が進んでいるというふうに聞いておりますから、多分大丈夫でしょう。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ありがとうございます。大変期待しておりますので、ぜひ今年度中、もしくは来年早期には復活、御支援、よろしくお祈いします。

また、1点目の120周年に向けてのまちづくりについて、最後の御質問をさせていただきます。

こちらジオパークに関しましては、私も議員になって以来、9月、12月、3月の今回で3回目となる質問なのですが、現在、美瑛町と連携し、推進協議会等で一生懸命1年後の認定に向けて取り組んでいることと思います。その中でも、まだ私自身も町民の皆様が盛り上がっていないというふうに感じておりまして、町民の皆様が本当に立ち上がっていないという現状を認識しております。

その中、本年度より、町としては地域おこし協力隊事業を始められ、ジオパークに関しての専門員を確保することと、努力されているのはわかるのです

が、例えばこれに関しまして、専門員を迎えた以後、庁舎内において特別なジオパーク推進室みたいなそういった部署を設けたりとか、こういったスペースに関して何かお考えがあるか、お聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のとりわけジオパークについての御質問にお答えさせていただきますが、私も荒生議員と全く同じでございます。なかなか町民の皆さん方に浸透するような環境ができていないということ、私も反省を込めて自覚しているところでございます。

地域おこし協力隊等の活用も考えながら、それらも含めて、いかに町民の皆さん方の意識を盛り上げていくか。また、それにはどのような仕掛けをしておかなければならないのかということ、今部内で日々検討させていただいているところでございます。あわせて、担当の持ち方、組織としてどういうふうに位置づけていくかということも、できれば4月1日からの新年度入りを前に、何とか、そういうジオパークも含めた部門を少しウエートをかけて取り組めるような組織づくりも、実は検討に着手しております。

今、議員から御質問にありましたようなことを総体的に、重層的に重ねて、何としても29年の認定に向けてしっかりと足固めをしたいというふうに考えております。

それと、実は指揮者の方からアドバイス、御指導を受けておりますのは、先ほど佐川議員からも御質問いただきましたように、やはり首長としての向かい方、取り組み方というのも非常に重要だということで私も聞いておりますので、佐川議員にもお答えいたしましたように、そういった部門にも、これから町内も含めて、対外的にも大いにアピールできるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ボトムアップ型で、町民の皆様と一緒に、この活動を盛り上げるというポスターを見てから、私も常々念頭に、この思いは町民の皆様と共有し、毎年予算を計上して、この事業に美瑛町と取り組んでおりますので、ぜひ確実な認定を目指して、来年度に向けてしっかりとタイムスケジュール等を作成し、なし遂げていただきたいのですが、既存の団体様等を町民活動と奨励し、その後押しをしていきながら歴史などを検証し、活動の推移を行っていくという、前回の答弁でいただきました内容の中に、いろいろと町内においては主

になる、いわゆる民間活動、民活の主体というものは、町長のお考えではどのような団体を主体と捉えているのか。

また、お聞きするところによりますと、先日3月2日に岡田弘教授を招き、十勝岳ジオパーク推進協議会協賛で、いろいろと火山活動、また十勝岳の歴史等を社教センターで講演を賜りました。そのジオ活動においても、我が町の歴史等、既存団体としては一生懸命取り組んでおられる「郷土をさぐる会」のメンバーが推進協議会の委員に入っていないということをお聞かしております。

今後、推進に向けては、なくてはならない核になる団体と私も考えておりますが、その件に関して御確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のジオパークの推進についての御質問にお答えさせていただきます。

民間の組織だとか、団体の皆さん方との協調ですね。これは大変重要な部分でございます。実は、昨年、両町で協議会を発足させたときには、それぞれの町で、どちらかという、公的な性格を持っている組織だとか団体等をお互いに出し合って、それらで協議会をスタートした経緯がございまして、今まさに荒生議員からお尋ねありましたような、民間力をどのようにこの中に組み込んでいくかということは、まさしく今、それを美瑛町と、どういうふうに取り組んでいくかということで協議がされております。

おっしゃるとおり、そういった方々がやはり一番根強い底力になりますので、そういった方々、当町で申し上げますと、今1例をお話しされておりましたけれども、「郷土をさぐる会」のような、そういうような組織、団体の方々に、これから協力を求めながらしっかりと活動が根づくようにしてまいりますので、御協力を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、ジオパークに関しては、とにかく一生懸命認定に向けてぜひ頑張ってくださいとお願いいたします。

2点目に、確認させていただきたい点は、子育て支援の質問に関して、一つお伺いいたします。

現在、児童館運営に関しましては、答弁にもありましたとおり、子どもたちの放課後の居場所としての役割を担い、子どもたちがさまざまな体験や遊びができ、年齢差がある子どもたち同士の交流の場としても機能しているとのことでしたが、子育て支援の観点からも、とても現在は上手に機能していると

思います。

その中で、近年の課題ということで、特別支援児童への対応や不登校児の居場所づくりなど、新しい課題をどのように、そういったものを踏まえた上で今後運営していくか、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の子育て支援についての御質問にお答えさせていただきます。

児童館の運営等については、荒生議員も現況を御理解いただいているようでございますので、新たな課題として私ども捉えております特別支援を求めておられるようなお子様、あるいは不登校児、そういった方々、本町にとりまして、特別支援等については、どちらかといいますと、最近少し増加してきているのかなという傾向で捉えております。不登校児については、上富良野はとりわけて大きく現在は課題とはなりませんけれども、いずれにしても、ゼロではございませんので、今子どもセンター等通じて、特別支援児等に対しましては、対応を学校現場もしておりますけれども、やはりそういった方々も皆さんと一緒に放課後なり、多くの仲間と行動する、多くの仲間と過ごす時間を設けていく必要もあろうかと思っておりますので、そういったことに現有施設で対応できるのかどうか、そういったことをまだ少し検討加えないと、なかなか方向づけできておりませんので、そういう意味で、そういったことにも配慮した体制をどういうふうに構築していくか、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 近年は、少子化に伴い、殺伐とした世の中になり、子どもたちは携帯電話の普及やゲーム機などを個々に持ち、人と人の結びつきというのが薄くなっているように思います。

その中では、児童法に基づき、ゼロ歳から18歳までという年齢差の中で、子どもたちに健全な遊びを提供するという児童館は、町においても重要な拠点施設と認識しております。

再度、この件に関して確認ですが、拠点施設という認識で間違いはないですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 児童館の存在については、子どもたちが年齢を超えて、あるいは多くの仲間とともに、いい意味で多くの仲間が群れるというようなことは非常に今苦手としておりますので、そういったことに児童館の果たす役割は大きいと考えておりますので、しっかりとそれらの役割を果たせるように意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 今後におきましても、やはり上富良野町の子どもたちのためにも、雨の当たらない公園である児童館は、必ず必要な施設として認識しておりますので、今後とも児童館の運営に御尽力するようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、11番米沢義英君の発言を許します。

○11番（米沢義英君） さきに通告してありました点について、町長に質問いたします。

まず第1点目には、地域生活支援事業について伺います。

地域生活支援事業は、市町村の裁量により地域で生活する障害のある人の日常生活を支える事業であるということです。その点を述べまして、次の3点について伺います。

1点目は、移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある子どもたちと人に、余暇など社会参加のための外出を支援するための制度ですが、町外への移動は、上富良野町においては対象になっているのかどうか。この点について、まず伺いたいと思います。

二つ目には、日中支援事業について伺います。障害のある人の日中活動を確保し、その保護者等の就労や育児を支援するものですが、親の勤務時間が早出・遅出などの勤務体系で、子どもを預けることができないという話も聞かれます。こういう状況の場合は、日中一時支援で対処できるのかどうか、伺います。

3点目には、地域支援活動センター事業について伺います。障害のある人に、創作的活動や社会との交流促進の機会を提供する事業で、町では富良野地域生活支援センターに事業を委託していますが、町内事業所に委託することも検討すべきだと思いますが、今後の対応について伺います。

2点目には、介護報酬の不正請求について伺います。

この間、新聞、テレビ報道等によって介護報酬の不正請求が報道されました。旭川市と上富良野町で介護施設を運営する事業所が、職員の待遇改善を目的に事業所に支払われる介護報酬の加算分を不正に受け取っていたという中身であります。これは、決して許されるものではありません。次の項目について伺います。

一つ目には、処遇改善加算金を職員に上乘せせず、2013年度、14年度にわたり不正請求していたとあるが、そのほかの年度には不正請求はなかったのか。また、不正が発覚した経過についてお

伺いたします。

二つ目には、職員の賃金改善に使われなかった加算金は、どのように処理されたのか、伺いたします。

三つ目に、事業所に対する処分及び違約金を含めた返還金額について伺いたします。

四つ目には、不正請求がどのような経緯で行われたか。この間の町の調査では、必ずしも解明されたとは言えないと考えます。そういう意味では、今後、調査と監査の体制が整わなければ不正が起こる温床を残すのではないかと考えますので、この点について伺いたします。

3番目には、地域医療構想について伺いたします。

地域医療構想とは、高齢化のピークとされる2025年に向けて医療費の削減を目的にしたものと考えます。また、この地域医療構想では、国の方針に従わなければ、増床中止や病床削減を命令できる仕組みづくりを盛り込みました。さらに、その中身を見ますと、交付税算定基準を許可病床数から稼働病床数に切りかえようとしているという事態も明らかになってきています。上富良野町においては、緊急医療など、不採算部門を担っている町立病院において、このことが実施されれば、経営が一層厳しくなり、地域住民の医療を守ることもできなくなると考えています。そう述べまして、次の項目について伺いたします。

一つ目は、地域医療構想について、町としてどのような見解をもって協議会において臨まれ、示しているのか、伺いたします。

二つ目には、病床数が24床削減されると報告されておりますが、具体的な自治体における提示はあったのか。この点について伺いたします。

3番目には、財政措置の変更や病床数等の削減等は、上富良野町の緊急医療など不採算部門を担う町立病院にとっては、経営が当然著しく脅かされることになることは明らかです。また、上富良野町立病院に入院したり、また治療を受けたいと思っている人たちの医療需要を満たすことができなくなるということも当然考えられるのではないのでしょうか。この3点について伺いたします。

次に、子ども医療費の無料化について伺いたします。

中学校までの医療費の無料化を望む声が多数寄せられています。しかしこの間、何回か質問しましたが、一向にこの点については明確な答弁をされません。ある方は、私にこのように語ってくれました。子どもさんを2人抱えて、子育ては本当に大変だと言うのです。片方が風邪を引けば当然うつり、入・

通院費用などで数万円になることがある。この方はパートで働いて仕事をしています。賃金もなかなか上がらない中で、医療費の負担は大変だと話してくれました。上富良野町にも中学校までの医療費の無料化があればどんなにか助かるのになという話であります。せめて通院だけでも小学校6年まで無料化を拡大してくれたらという話です。

町長は、この点どのようにお考えでしょうか。医療費の無料化を地方創生交付金や基金の積立などをして、医療費の無料化を段階的に中学校まで引き上げるなど、具体的な対策が求められていると思いますが、以上の点についての町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めにあります地域生活支援事業に関する3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の移動支援事業についてであります。事業の内容は、単独での外出が困難な障害者及び障害児が社会生活上必要不可欠な外出及び日常生活、余暇活動など、社会参加のための外出をする際にヘルパーを派遣し、移動時に必要とする介助や外出に伴い必要となる身の回りの介護を行う事業であります。

利用時間は、午前8時から午後6時までで、1か月当たり30時間を限度といたしまして、利用範囲は片道150キロメートル、1日の移動距離は400キロメートルを限度としており、これは町外への移動についても対象となるところであります。

次に、2点目の日中一時支援事業についてであります。家族の就労支援及び家族の一時的休息を目的に障害者等の日中における活動の場の確保をするため、一時的に見守りなどの支援をする事業であります。多くは、放課後や土日の預かりなどで御利用いただいている状況にあります。

利用時間につきましては、午前8時から午後7時までとなっております。御質問にあります特に早い時間帯や遅い時間帯につきましては、現在委託事業者において個別に対応していただいていると承知しております。

これまで、町におきまして早出・遅出に対応する支援についての御相談を受けていないところでありますが、支援の相談がありましたら、ファミリーサポート事業やヘルパーの活用などを通じまして、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域活動支援センター事業についてであります。本事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営めるよう創作活動や社会との交流促進を行うものであり、平成18年度

から当町を含めました富良野圏域5市町村で、社会福祉法人エクウェート富良野に共同委託をしているところであります。

町内事業所への委託を検討してはとの御質問であります。当町には、地域活動支援センター事業を委託するに当たっての設備基準を満たした事業所がないこと、また、この制度の利用者は精神障害者の方が多くことから、既にその分野での実績があり、精神保健福祉士を配置している当該法人に事業委託をしているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、今後、町内で本事業を実施するための設置基準や運営基準を満たす事業所が出てきた場合には、委託先としての検討はされるものと思います。

次に、2項目目の介護報酬の不正請求に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の不正発覚の経緯についてであります。平成27年10月に当町の当該事業所介護職員から、処遇改善手当が未支給であるとの訴えが旭川市へありまして、旭川市の指導監査課より連絡を受けたところであります。

旭川市におきましても、系列事業所の職員より同様の訴えが複数あったことなどから、旭川市と連携をとり、10月26日より監査及び立ち入り検査を実施し、関係書類の精査や職員からの聴取を行った結果、介護給付費の加算適用要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の実績報告書を保険者である旭川市と当町に提出し、介護職員処遇改善加算を不正に受給したことが判明したものであります。

また、他の年度分につきましては、介護保険法により介護報酬の不正利得返還請求権に係る消滅時効期間が2年間と定められておりますことから、平成25年度及び平成26年度の2カ年間のみを対象に監査及び立ち入り検査を行ったところでありまして、当該年度以外の不正請求の実態については、調査の対象となっていないことから、承知できないところであります。

次に、2点目の不正に受給した処遇改善加算金の処理についてであります。監査実施の折、関係書類等を確認いたしましたところ、加算金は他の介護給付費同様に収入として処理されておりましたが、介護職員への給与としての支払い実態はなく、そのため、詳しい用途については不明であります。

次に、3点目の事業所に対する処分内容についてであります。行政処分として2月16日付で事業所の指定の効力の一部停止を行ったところであります。効力停止の期間につきましては、本年3月1日から5月31日までの3カ月間とし、この間は利用者の新規受け入れ停止及び介護報酬の20%削減の

内容であります。

また、返還金額につきましては、上富良野事業所分としては、不正受給に係る返還金81万396円に40%の加算金32万4,158円を加えた113万4,554円となっております。

次に、4点目の不正請求の経緯についてであります。介護職員処遇改善加算金の支給実態がないにもかかわらず、不正に請求を行ったものであります。一方、監査体制につきましては、通常は6年に1度の実地指導となっておりますが、当町におきましては毎年実施しており、さらに利用者からの通報、苦情、相談等に基づいて、それらの情報に基づき監査を行うことができることから、今後におきましても、これらを的確に実施してまいりたいと考えております。

次に、3項目目の地域医療構想に関する御質問にお答えいたします。

平成27年4月1日に改正医療法が施行され、厚生労働省は、地域医療構想に関する事項として、一般病床または療養病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要数を定めるとされたことから、2025年の医療需要と病床の必要量について、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに推計し、今後の医療供給体制を地域医療構想として策定するものであります。

北海道におきまして、道内の二次医療圏ごとに25年において必要とされる病床数の推計結果が公表され、富良野圏域では、現在の510床より24床減となる486床が必要病床数として示されたことから、これを受けまして、将来の地域医療構想について協議する場として、本年1月28日に医療関係団体、市町村、医療機関、医療を受ける立場にある者やその他必要な団体などで構成する富良野圏域地域医療構想調整会議が設置されたところであります。

御質問1項目目の、地域医療構想についての町としての見解についてであります。今後、本調整会議において、富良野圏域の医療体制のあり方について議論が進む中で、各医療機関や自治体の役割が示されてくるものと思われまますので、今後の話し合いを通じて、上富良野町における医療の実態や公立病院を持つ自治体の意思を伝えてまいりたいと考えておりますことから、あらかじめ何か前提を示して議論に参加する考えは持っていないことを御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の自治体ごとに削減される病床数についてであります。あくまで富良野圏域における2025年の必要病床数が示されものであり、自治体ごとの具体的な病床数の数値につきましては、地

域の医療構想策定後に改めて議論されることになっておりまして、現時点におきましては、特に示されたものではありません。

次に、3点目の財政処置についてであります。交付税に関しましては、平成27年度から許可病床数から稼働病床数に見直され、平成29年度までは激変緩和措置が講じられますが、いずれにいたしましても、交付税の削減は町立病院の運営において大きく影響を受けるものであり、住民の安心した医療を確保するためにも、今後、十分な財政措置が講じられるよう、北海道を初め町村会等とも連携し、要望を行ってまいりたいと思っております。

次に、4項目めの子ども医療費の無料化の拡大に関する御質問にお答えいたします。

子ども医療費の無料化拡大につきましては、昨年6月と9月の定例会におきましても、同様の御質問をいただきお答えさせていただいておりますが、乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携し、助成措置を講じるとともに、町の独自事業として、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児の医療費全額の助成を実施しているところであります。

また、「健康づくり推進のまち」として、子どもたちの健康増進を図るため、町独自の子育て支援策として、小学5年生と中学2年生を対象に無料で実施しております「かみふっ子健診」や小児において任意となっているB型肝炎ワクチン、ロタウイルス、おたふく風邪の予防接種の無料化のほか、インフルエンザ予防接種につきましては、1歳から18歳までの自己負担1,000円、非課税世帯は無料化するなど、子どもたちが疾病にかからないよう、各種予防事業に積極的に取り組んでいるところであります。

議員御質問の中で触れられております、子どもの医療費の無料化拡大における小学6年生までの通院費負担軽減につきましては、ひとり親家庭等に対する医療費一部助成による軽減などの支援策を講じておりますが、今後におきましては、これまで取り組んで来ました医療にかかる子育て支援策や健康づくり支援施策により、町の医療費負担が改善されるなどの効果が見られたときには、それらを新たな支援策の財源に向けることも考えられることから、さらに内容を精査し、支援の拡充が図られるよう検討してまいります。

なお、地方創生加速化交付金につきましては、個人に対する給付事業は対象外となっており、また基金の活用につきましても、子どもの医療費拡大に向

けた使途としての考えは持ち合わせておりませんことを、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問を受けます。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 移動支援事業について伺います。

町外も利用できるということですが、ある事業所に聞きましたら、旭川等に余暇等あるいは子どもさんが社会の勉強のために買い物、あるいは余暇でプール等利用したいというときに、その対象にはなっていないというような話をされたということも聞いております。これは、事業所と町との話の詰め方等が問題あるのかなというふうに思いますが、この点で、あくまでもケースとして、旭川等に買い物あるいは余暇等、プール等々利用する場合、そのほか社会生活に子どもがなじむための、そういったものに対しては、こういう場合は該当になるということですね。確認します。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の移動支援についての御質問にお答えさせていただきますが、今、議員から御発言のありましたような特定の事案について、ちょっと私聞き及んでいませんので、担当を通じてお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の移動支援事業にかかわります御質問にお答えしたいと思います。

町では、障害者地域生活支援事業の移動支援事業実施ガイドラインというものを設けておりまして、その範囲の中で支援をしているところであります。ただいま質問のありました旭川市への買い物であるとか、余暇活動等の部分については、対象の範囲ということで理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そのガイドラインで、もしも制限されるとすれば、どのような中身が制限されますか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の移動支援事業の対象とならない事業ということでの御質問であります。それにつきましても、ガイドラインの中で示しておりまして、例えば経済的活動に係る外出、通勤だとか営業活動、また通年かつ長期にわたる外出ということで、通学、通所、通園等の送迎等も入るところで、その他選挙活動だとか布教活動等の外出等も、それに入っておりますが、一応そのガイドラインの示した中で対象事業、対象とならない事業ということで区分をしているところで

ございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、一般的なものについては該当になるということで、この辺事業所との関係でどうなのか、ちょっとよくわからないので、もう少し詰めた中で、事業所との関係、ぜひ詰めていただきたいと思います。

二つ目には、日中支援事業についてお伺いいたします。これはある自衛隊の方なのですが、勤務体系が6時になったりだとか、遅くなったりとかします。そういう中で、ファミリーサポート事業だとか、この範囲の中で支援するという状況があるのかもしれない。しかし一方で、今の事業所等がこういったものを活用して、こういった支援をできる体制というのは、現行の中ではファミリーサポート支援事業しかないのか、あるいはヘルパーの事業でしかないのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の日中一時支援事業につきまして、特に早出・遅出、所定の時間外の部分についての御質問かと思いますが、現在はファミリーサポートセンター、あるいはヘルパー事業を通じて対応を想定しているところでございまして、先ほどお答えさせていただいたように、そういった御相談等も町のほうに現在寄せられている状況ではございませんが、町が事業所として対応できるかどうかについては、今後そういった事案がどの程度潜在しているのかと、あるいは利用をされるような状況が生まれてくるのかどうかというようなことも勘案しながら、町が前面に出て対応が必要だというような判断がされる場合には、それは検討してまいることになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そういう実態としてあります。確かに事業所としては出てきていないのかもしれないけれども、しかし実態としてある以上、こういうものに対して行政がかかわって、どういう支援ができるのか、また、日中一時支援事業の範囲の中で、あるいは時間を延ばすだとか、工夫をしながらできるのかどうかということも含めて、検討すべきではないかというふうに思いますが、この点確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、想定しておりますように、ファミリーサポートセンター、あるいはヘルパー事業と、それら

の仕組みがまさるのか、あるいは町が事業所としてかかわることがふさわしいのか、これらは特に比較する性格のものではないと思いますので、実際そういう、今、議員から御質問にありますような課題が内在しているとすれば、そういった方々と、あるいは事業をされておられる方々とのお話を十分に伺った中で、仕組みとしてどういうふうにつくっていただければいいかということは、今後検討する課題だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、3点目の地域活動支援センター事業の問題であります。

町の答弁では、精神保健福祉士の配置基準を持っていない事業所については該当にならないのだと。上富良野町では、そういう事業所がないので該当にならないのだということですが、それではお伺いいたしますが、エクウエート富良野は、1類、2類、3類とあるというふうに思いますが、どの基準によって運営されているのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） ちょっと答弁に時間をいただきたいということとして、ほかにあれば。今の質問については後ほど答弁をいたさせます。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 例えば、地域活動支援センターの平成18年、ちょっと古いのかもしれませんが、厚生労働省の省令175号というのがあります。その中では、職員の配置基準について第9条で、地域活動支援センターに置くべき職員及び職員の数は次のとおりということで、施設長1人、指導員2人以上、施設長は地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの職務に従事し、または他の施設等の職務に従事することができるとしております。必ずしも精神保健福祉士を配置するということが明確にうたっておりません。そうすると、厚生省の通達の範囲で、上富良野町の事業所がこういう基準に該当すれば、見れるということではないですか。お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

厚労省で示しております人員の配置については、精神保健福祉士という記述をもって表記されていないというふうに、それは私も理解をしております。しかし、人員配置だけではなくて、先ほど冒頭でもお答えをさせていただきましたけれども、施設設置基準、あるいは満たさなければならない仕組み、そ

ういったものも含めてのお話になりますので、それら総体的に見たときに、町内にはそれらを満たす事業所がないということで押さえているところがございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 町長、よくわかっていらっしゃると思うのですよ。担当者がわからないのに、どうして町長、そういう判断ができるのですか。

例えば、地域活動支援センター事業ということで、富良野市、深川市ということで、地域活動支援センター事業の富良野市でやっている部分のところを見てみました。目的は、創作的な活動と生活を支えるということです。その事業内容の中に、事業機能を図るために、基礎的な事業に加え地域活動支援センター1型、地域活動支援センター2型、地域活動支援センター3型の事業を行うことができます。

4番目には、地域活動支援センターの利用人員は1日当たり10名以上、地域活動支援センター必要職員は2名、うち1名は常勤という形になっています。そうしますと、地域活動支援センター3型は、1日当たり利用人員10名以上で、当然富良野市と3型に該当するという形になる、職員配置もね。

そうすると、上富良野町でもこういう配置で行えば十分可能になるし、富良野市においても、特に1型、2型、3型のどれを指定しているということではないのです。1型から3型はできるといって、支援センターの規則というか、そういうものを見ましたらなっているわけで、そのことを考えますと、上富良野町でも十分審査基準を満たして、話し合うと可能ではないかというふうに私は考えますが、どうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の、まず、先ほどの委託先の事業所の区分であります、地域活動支援センター3型での事業所でございます。

それと、今の基準のお話であります、これについては厚生省の省令、それから北海道条例でも定めてあるところでありますが、特に規模ということで、議員もおっしゃっていましたが10人以上の人員を利用させることができる規模が必要だということでございます、特にこの部分についての施設を備えている事業所が、今のところ上富良野にはないということでもありますので、御理解をいただきたいなと思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） こういうことなのです。私の言いたいのは、地元でそういうことが、富良野

に行っている方がいるのであれば、上富良野でも設置してくださいということです。そうすると、上富良野でも設置すれば、上富良野町の身近なところで利用したいという方もいらっしゃると思いますし、当然行っているわけですから、そういう方が上富良野町で利用できる環境をつくれば、わざわざ富良野に出かけなくても、十分可能ではないかと。また、他の市町村からも来ることも考えられますから、当然そういうものも含めて、十分検討する課題ではないかというふうに思います。

私は、ただ一辺倒でできないできないと言うのではなくて、そういうニーズがあれば、障害者計画の中にもうたっているわけですから、きちっと必須事業として、自治体はそれに対して対応すべきだとうたわれているわけですから、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もお答えの中で、今後そういった基準等を満たす事業所が出てきたときには、委託先の検討対象となり得ますということをお願いしておりますので、今後の展開の中で、そういう形ができてきたときには、当然そういう、今、議員から述べられておりましたような方向も含めて検討することになると思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私、やはり地元でそういうことをやることによって雇用が生まれて、もう一方では、地元にお金が落ちる話であります。また同時に、そういう障害を持った方々が地域で、身近なところで、施設の中で安心して社会生活を営める、そういう準備をできる環境を整えるということは、絶対必須事業ですから、私はそういうことを行って地域の障害福祉を支える、子育て支援を支える、こういうことが今上富良野町で求められているというふうに考えております。

こういったところについて、もう一度確認いたしますが、事業所等と話し合い、また協議しながら、今後どうあるべきかということも、話のテーマとして、まず、そこから事業所と話をすべきではないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、今、議員から御発言にありましたような、そういう支援施策というものは常に念頭に置いて行政運営をさせていただいておりますので、既存の事業者、あるいは新規の事業者も含めまして、そういったアプローチがあるのか、あるいは

町がもう少し能動的に発言をしていくべきかについては、今後検討する課題だというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ検討して、前へぜひ進めていただきたいというふうに思っています。そのことなくして、上富良野町の福祉の向上というものも含めて、なし得ないのではないかというふうに思いますので、まず入り口として、きっちり協議をテーブルに乗せて話し合うということで、検討するのではなくて、その方向も含めて検討するという形で、この年内等において開催をするということで、確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、今テーマになっておりますような、そういった事業所につきましては、町がぜひそういう基準を満たすような形をとってくださると申し上げることが果たしていいのか、あるいは事業者のほうの思いを受けとめて町が応援するのがいいのか。これは、どちらか一方的というようなことではございませんで、いろいろな、このテーマではなくても、通常のそういう支援事業を通じての会話の中で一つのテーマとして取り上げることは可能だと思いますので、そういう方向づけで進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひその点、改善していただきたいというふうに思います。

次に、介護報酬の不正請求の問題であります。

この間、町が議会に報告された調査の経過というのがあります。その中では、グループホーム等の職員の、いわゆる加算分については、実績報告書どおりの支給がなかったということで、本部提示の書類等については記名押印の事実がなかったということが明らかになりました。

また、組織的なかかわりというところでは、あくまでも経理担当者が個人的に行ったことであり、組織的なかかわりはなかったというような話であります。そして、28年2月3日まで弁明の機会も与えたにもかかわらず、法人より弁明書の提出はなかったということの話であります。そして加算金の、いわゆる違約金の返還納入期限は28年3月31日までという形の内容でありました。私は、この報告書を見ても、いかに不誠実な事業所なのかということが明らかになったというふうに思います。

そこでお伺いしたいのですが、この加算金は、一体どこに消えたのかと。一般会計で処理したという形になっておりますが、どなたが、どういう形で、

お金を使用されたのか、もしくは個人的な流用だとか、組織的な流用というのはなかったのか。もう一度この点確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員のグループホームは一ふにかかわります不正受給の関係であります。町長が答弁したとおり、通常の介護報酬と、同様の収入処理をしていて、加算金としての支給がなかったというところの確認でありまして、あとの使途基準につきましては、法人の会計の中で処理されておりまして、不正な流用であるとか、個人的使用というのは認められなかったというか、確認のできなかったところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この報告書の中に、その使途がはっきりわからなかったと言っているのに、個人的流用がなかったのかも、そんなのわかるはずないでしょう、本当に。そこら辺は、どういう監査だったのかということですよ。どうなのですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

あくまで加算金として支給されていたか否かの確認でありまして、給与台帳と帳簿のほうを整合性があるかの確認をしまして、支払っている給与と、給与台帳は合っておりますので、加算分が支給されていないということは、そこではっきりしたというところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 要するに、十分監査という監査らしき内容の監査は、されていないような気がするというふうに思います。

いずれにいたしましても、不正請求ということでありますから、これは絶対事実として曲げることはできない話であります。こういう形になって、入所されている方が追い出されるようなことになれば、大変なことになります。

例えば、次の点について伺います。加算請求の場合、道と自治体に加算する計画書を出すようになっているというふうに思いますが、そういう事実はありますか。きちっと出されてきましたか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

計画書につきましては、書類で提出されております。答弁では少し漏れておりますので、加算支給をするという計画書の内容で提出されております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 答弁書の中では、通常は

6年に一度の実施指導という形で、上富良野町は毎年実施していたということの報告が答弁であります。そうしますと、加算計画書も出されていて、この部分についての町のチェック体制はされていなかったのか。そこの点はどうでしょうか。

本来、毎年実施しているにもかかわらず、この部分についての目が行き届かなかったのかどうか、しなくてもいいと判断したのか。そこら辺はどうですか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 11番米沢議員の介護加算の部分についての实地指導の関係であります。制度の中では職員の説明、それから職員の目のつくところに加算しますよというのを張るよということのルールになっておりまして、その部分について、職員の説明をしたかどうかの聞き取り、それから掲示物を掲示していたかどうかの確認というのは、聴取により実施しているところであります。事業所のほうからは、掲示もしておりますし、職員の説明もしているという回答でございました。また、实地指導の中においては、それ以上の調査というのはできませんので、あくまでも聴取による確認をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 少なくとも、加算報告書まで提出しなければならぬということを出ているわけですから、それにふさわしいような監査ということがあってもしかるべきではなかったのかと。そうすれば、職員との聞き取り等があれば、そこで少なくとも未然に防げた可能性もあるのではないかなというふうに、私はこう考えているところですけれども、そこはされていなかったということで、どうも腑に落ちない点ですが、この点もう一度明確に答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） あくまでも实地指導でありまして、監査につきましては、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおり、監査する要件といたしましては、通報、苦情、相談等の情報に基づいて行うことができることとなっております。通常の実地指導においては聴取の確認のみでありますので、そこでは説明していないとか、掲示していないとかという聴取がとれば、監査はできるということになります。その時点ではしっかりとしていたということの聞き取りもされておりますし、実績報告書等についても、そのとおりの報告となっていることから終えているところであります。今回のように通報等があった場合に監査に移行できるといことでありますので、御理解をいただきたいと

思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ここで問題点が明らかになってきていると思います。国が、実地指導しか地方自治体に求められないという問題点です。そうしますと、こういう問題が潜在していても聞き取り調査ができないという、制限枠の中では地方自治体も当然それ以上はできないのかもしれませんが、それに基づけばですよ。そうすると、こういった部分に対してきちっと監査ができるように、行政としても国や道に対して改善を求めて、きちりと監査できる体制を構築できるような改善計画を持つべきだということを要求すべきではないですか。この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度のあり方につきましては、一自治体が何か判断をするような事項ではないと思いますが、ただ、流れとして、こういう事案が出てくるということに対しての一自治体としてのいずさ、そういったものは機会を通じて上級庁に申し上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次に、医療構想の件についてお伺いいたします。

医療構想というのは、安倍内閣が進める社会保障費の削減等にかかわって出てきた問題であります。その中には、病院完結型から、医療から地域全体で見る、支える、地域完結型の医療、いわゆる医療施設から介護施設、介護施設から在宅へという流れをつくろうという中身であります。

今回、そういう中身でいいますと、今上富良野町は、答弁書の中にもありましたけれども、慢性期の方だとか、回復期の方が非常に多いわけです。そうしますと、診療報酬も当然入院日数も30日という形で制限されてきています。医師もいないという形の中で、財政的にも非常に収入が落ちるとい状況になってきているわけです。

今後考えられることは、ベッドの無償化、あるいは削減という方向になるわけですが、仮に、現在44床のベッドが稼働率で見た場合27床、平均的な、この間担当課の調査の話では80万円ぐらいではないかという話であります。仮に27床としたら2,100万円です。これが70万円になった場合1,800万円、44床の場合で70万円と仮定した場合3,100万円、80万円とした場合は3,500万円という形になって、非常に稼働率が求められた場合、どういう体系になっているか

わかりませんので単純な比較であります、ベッド数、報償、交付税等が削減された場合、地域医療、あるいは緊急医療を担っている上富良野町にとっては、病院を縮小せざるを得ない方向に自動的にいく話だというふうに思いますが、こういう方向になりませんか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の地域医療構想に关します御質問にお答えさせていただきますが、国の目指している方向につきましては、言及する立場にございませんが、ただ、私ども地方病院を公立病院を維持する立場から申し上げますと、稼働病床数等によって財政措置の基準が設けられていることに対しましては、医師の確保の仕方、あるいはどういった専門医が在籍するか等によって大きく不安定化する要素を持っております。

そういう観点において、これから特に、今の国のほうでは必要病床数をカウントする中で、レセプトを通じてどのような、上富良野町立病院であれば町立病院の入院実態がどういふ患者さんが入院されているかということを追跡しております、上富良野であれば機能的には回復期や、例えば急性期の人を診なければならぬから、ベッド数は一定程度確保しなければならぬのだというような、私どもとしてはそういう思いを伝えておりますけれども、実績として、そういう人はいないのではないのと、少ないのではないのとというようなことを既に厚労省のほうは、そういうことを根拠に必要病床数というもの一つをカウントしているというふうに聞いておまして、私どもとしては、地域の実態と合わないということは常々申し上げておりますので、財政確保も含めて、私どもの地域事情はこれからしっかりと伝えていこうというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 私、国のことだから遠慮することではありません。地方自治として、当然町長も言われているように、上富良野町の置かれている環境をせきらに告白すべきだというふうに私は思うのです。

例えば介護ケアシステムという形の中で、施設から在宅という形の中で、老々介護だとか、ダブルケアだとか、いろいろなことがささやかれています。見れない家庭の方も恐らく出てきています。今社会的な要因で見れないという方も、実際、上富良野町にいます。緊急指定病院になっていて、どういふ患者がいつどこで入院だとか、緊急で運ばれてくるかわからないという潜在的な方もたくさんいるわけです。そういうことを考えたときに、安心してそこ

に必要なベッド数がなければ、緊急医療体制も成り立たない。そして、高齢化の中で、在宅でも見れない、どこにいったらいいのかわからない、そういう社会的な人たちも含めて、潜在的にたくさんいるわけです。ここをきっちり国は見えていないのです。

道は、国は、それぞれ医療の適正化計画をつくって、自治体と話し合って、多ければ、自動的にお互い話し合って医療費の削減を進めなさいということで、特定健診率の受診率の向上に結びつけたりだとか、そういう方向でいっているのです、町長。そのことをきっちり実態を訴えるべきだと思います、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういったジレンマを抱えているのは、私も議員と全く同様でございます。冒頭のお答えで述べさせていただいておりますけれども、どういふ形でこれから具体的に私ども一自治体として起こす行動は非常に微力でございますので、申し上げましたように、北海道、あるいは町村会等を通じまして、地方の医療を守る立場としての発信は、これから大にしていかなければなりませんし、一つの例で挙げますと、前回の交付税の加算のときにも、本当に実情を訴えた中で地域配慮をしていただいた実体験も持っておりますので、しっかりとこれからは地域の実情を、とにかく究極的には安心を担保できなければなりませんので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 最後に、子ども医療費の拡大の問題についてお伺いいたします。

私はこの間、見てきた自治体でも、防衛の交付金を使った基金積立、あるいはいつまでもできないというのではなくて、新たに医療費に向けた基金の積立を行うのだ、こういうことをやりながら私は実施すべきだというふうに思います。

この間、町長は、できないできないというばかりで、その可能性すらも探ろうとしないのです。私はその可能性がある以上、今述べたように、こういう子どもさんを抱えた家庭が上富良野の中にもたくさんいます。別にひとり親家庭でなくても、きちっと生活しているように見えるけれども、給料上がらない中で、医療費負担とか、学費負担だとか、いろいろな負担の中で医療費の負担は重いという声がたくさん聞こえてきます。また、まちづくりアンケート、子育てアンケートの中にも、そういうことがうたわれています。

この間、町長の答弁を聞きますと、そういう声が上がってきていないからできないと言ってみたり、そういう声があるけれどもなかなか財源の手当ができないからできないと言ってみたり、私は、何を言わんとしているのかわからない。要するに、できないという話なんだと思っている。もうこれ以上できないのか、それとも改善して前に進もうとしているのか、この点を明確に答弁してください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の医療費支援に対します御質問にお答えさせていただきますが、私は、常に変わらず思い続けておりますのは、しっかりと光を当てていかなければならない分野には光を当てていくと、そして支援をしていくということは、常に変わっております。

医療費の支援等につきましても、必要な方々についての支援はしっかりと、そういう精査をした中で、そういうことについては何らちゅうちょするものではありませんし、それはそれとして、安心して暮らしていただけるような仕組みなり、改善していくことは、何も否定する思いはございませんので、そういう部分についての精査、あるいは検討については、今もしておりますし、これからも継続してまいります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は、1時といたします。

---

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を引き続き行います。

次に、12番中瀬実君の発言を許します。

○12番（中瀬 実君） 私は、今回さきに通告してあります1点3項目について、町長に見解を求めます。

農業の今後の方向性について。

第7次の農業振興計画について、町長は、9月の議会で農業振興審議会の答申を受けてから意見を十分参考にして実践計画を策定し、農業関係機関と連携を行い、振興計画の期間内に道筋をつけると答弁いたしました。大きく六つの重点施策の中で、平成30年までに実行できるもの、また検討研究するものを具体的に策定しています。今後、農業の方向性を示す意味でも、大変重要な指針となり、町独自の施策が求められています。六つの重要施策の中か

ら、次の3点についてお伺いをいたします。

1、農業用施設整備の中の共同利用による施設、新技術の導入・施設整備事業について。コスト削減のため機械施設に助成をするとあるが、どのような機械施設を想定されているのか。また、この事業にスマート農業は対象になるのか。一部助成とあるが、助成の限度額について伺います。

2点目、農業の情報発信や地域拠点整備について。農商交流機能を備えた拠点施設整備を行うとあるが、町の情報発信を行うための農業、商工業、観光を含めた、人、もの、産業の交流の場としたい構想のようであるが、現時点の考えをお伺いいたします。

3番目、農業窓口ワンストップ化体制の整備について。農業施策の円滑な効率化推進のため、窓口を一本化する計画であるが、農業部門のどの範囲まで考えておられるのか。また、事務を行う拠点をどこに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、農業の今後の方向性に関します3点の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の3点につきましては、過日全員協議会等で説明をさせていただきました農業・農村振興実践プランの内容に関するものとしてお答えさせていただきます。

まず、1点目の農業用施設・機械の導入助成についてであります。この事業は中山間事業を活用して、3戸以上の共同利用を前提要件として実施するものでありまして、施設整備事業では、農業用施設に限定し、新技術導入機械・施設整備事業では、農業用機械と施設の双方を整備できる事業となっております。

これまでの施設整備事業では、豆の調製施設、水稻の共同育苗施設や格納庫、また新技術導入施設整備事業では、水稻の直播機械を整備してまいりました。本事業は、補助対象事業費の2分の1以内、300万円を補助限度額として助成措置を行ってきており、事業の目的につきましては、事業規模が小さいことなどにより、国や北海道の事業の採択要件に満たないものを対象としておりまして、特に施設・機械の共同利用は、効率化、省力化による経営改善効果が大きいことから、今後も継続すべき事業として位置づけております。

また、スマート農業への対応につきましては、今後は普及が進んでくるものと考えられ、本事業においても共同利用などの要件を満たせば対象となりますが、スマート農業のための事業費は多額になる

と思われ、これらを考慮いたしますと、本事業での活用については予算も限られておりますことから、現段階では、国などの制度、事業の活用が望ましいものと考えております。

なお、スマート農業につきましては、引き続き関心を持って情報収集に努めてまいります。

次に、2点目の地域交流拠点施設整備についてありますが、地域交流拠点施設の整備につきましては、農業を初めとする地域の産業全てが連携行動することが今後非常に重要であると捉えており、これらの実現性をより確実なものとするため、さきの執行方針でも述べさせていただきましたように、複合的機能を持った拠点づくりを検討してまいりたいと考えており、農業振興を図る拠点としても有効であることから、重要施策の一つとして位置づけたところであります。

現在の構想といたしましては、物産、観光等地方産業の情報発信機能、さらに研修施設機能や防災機能などを想定しておりますが、具体的な内容につきましては、今後十分な検討を行ってまいります。

次に、3点目の農業窓口ワンストップ化への体制整備についてであります。議員も御承知のとおり、今、日本農業は大きな転換点を迎えており、一方、本町の農業におきましても、約10年後には農家戸数の半減が想定されるなど、これまでにない危機感を抱いているところであります。とりわけ、TPP対策を初め、農業所得の向上や担い手の育成、確保など、待たなしの喫緊の課題が山積している状況にあり、この厳しい状況を乗り越え、上富良野農業の維持発展につなげるため、農業者、農業団体、行政が一体となり、課題や目標を共有し、強固な農業基盤をつくり、各種農業振興策を効率的に、またスピーディーに実行できる体制づくりが大変重要であると捉えており、あわせてこの度の本プラン策定において、農業振興審議会からも御提言をいただいたことから、農業窓口のワンストップ化を本プランの重要施策と位置づけたところであります。

また、事務拠点につきましては、農業を支える直接支払い制度や地域農業再生協議会等の事務事業の拠点であり、本町の農業者のホームグラウンドであり、行政機関にとりましても生産者に一番近いJAふらの上富良野支所内に置くことが望ましいのではないかと考えております。また、行政のワンストップ化に対応する部門といたしましては、農業振興班及び農業委員会を想定しているところであります。

いずれにしても、農業者の意向を最大限尊重し、関係機関等との意思疎通、調整を十分に図りながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問をお受けいたします。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 1点目の農業用施設機械の共同利用推進については、中山間事業を活用した事業ということで、今までやってきたことの継続という考え方、認識でよろしいのでしょうか。確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

中瀬議員から御発言ありましたように、中山間事業を通じた事業ということで御理解いただいてよろしいかと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今までの中山間事業の貸し付けの中で、共同という名のもとに個人が利用して、そういった施設というものはないのかどうか。いずれにしても、機械共同施設の共同利用というのは、省力化につながり効果が上がると思われ。継続して実施すべきと考えております。決して名前貸しの名前だけの共同利用というものは極力避けていただきたいと思っておりますし、これらについては事業主体になっております産業振興課の中では特に注意を払っていただかなければならないと思っております。この貸付限度額につきましては、事業費の2分の1、金額で300万円以内ということになっておりますけれども、年間の貸付限度額のもとの金額は幾らになるのでしょうか。教えていただきたい。よろしく願います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 12番中瀬議員のただいまの御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

中山間事業につきましては、かなり柔軟性の高い予算編成となっておりますが、こちらのほうの事業につきましては、共同利用施設については、大体例年600万円、こちらの新技術導入のほうも、300万円から600万円程度で、当初予算を組んだ中で対応させていただいておりますが、そのときの年度の需要によりまして予算の変動はある中で柔軟に対応しているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 金額的には1,200万円程度の事業なのかなというふうに思っておりますけれども、当然のことながら1年間に申し込みの件

数が何件かあると思われますけれども、それらの事業を採択するときの、いわゆる何を目安にして一番先に、申し込み順番で採択をしているのか、もしくは事業の中身を検討した中で事業を採択しているのか、お伺いをします。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 12番中瀬議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、事業の申し込み期間を設定してございますので、その中で複数件出てきた場合には、順番ということにもなるかと思いますが、いずれにしても、事業の要件を満たしているということが大前提になりますので、あとは、その中で次年度で実施できるものがあれば、言っていただくようなこともありますし、予算を多少オーバーしても年度内の予算の中で対応できるのであれば、当該年度に整備していくという実態でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 予算が限られた中でありまますので、当然、その年に対応できない部分もあるかと思われますけれども、極力対応できるものについてはやっていただければなというふうに思っております。

それと、新規事業は、今までの流れに沿って新規事業は余り対象にならないような感じを私は受けたわけですが、先ほども申し上げましたスマート農業の関係につきましては、予定は今のところ考えていないということでありますけれども、今後、恐らく二、三年のうちには本格的なスマート農業の事業展開が始まると思われますし、国の事業を利用するのが一番望ましいと形ではあると思われます。

ですが、それらの事業に取り組む前に、やはり町として本当に関心があるのであれば、モデル事業を取り組んでいくということも必要なのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、その辺のところは、考えの中にはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員のスマート農業に対します御質問にお答えさせていただきます。

当初のお答えでも申しあげましたが、町といたしましては、スマート農業に対します関心は非常に持っているところでございます。既に、北海道内におきましても、何カ所か実証的な導入が図られているところも承知もしておりますし、ただ、申し上げましたように、現在の町独自で行っております中山間事業の中での事業として考えた場合に、GPSガ

イダンス、あるいは基地局の設置などを想定しますと、事業規模が千万単位にまで恐らく及ぶであろうということ、さらには、そういった基地局を利用したスマート農業ということを考えますと、一自治体だけで電波が干渉し合って、非常に十分な性能を出せないというような危惧も聞いておりますから、そういったことを考えますと、他の町村と共同事業、あるいはそれらも考えますと、一町村の予算の中での事業として組み立てることは困難ではないかなということで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 確かに予算的にも規模、事業展開するに当たりましては、非常にお金がかかるということは私も承知をしております。このことについては、もう既に農業関係のメーカーあたりは、農家にかかなりの売り込みをしている状況にあります。その中で、取り組んでいける部分もあるのではないかと私は思っているのですよね。全てがGPSの部分の範囲内でも取り組める部分があるのではないかと、そう思っているのです。

それは、トラクターにGPSをつけて自動操舵とか、いろいろなことをやるのも一つの方法でしょうけれども、その中でも、我々、スマート農業の本来の目的はコストダウンが一番の目指すところ、そこだと思っております。コストダウンには何が一番必要なのかということになりますと、当然、先ほど町長が申しましたように、農家戸数というのが当然これからさらに減少していく、この減少していった中で農家戸数が減るといことは、農業者1件当たりの耕作面積がふえてくる、そのふえてくる面積をどういうふうに対応するかという部分で、これから一番注目される部分が、先ほどから言っておりますスマート農業の部分だと思っております。

その中で、ニコン・トリプルで出しておりますその中の我々作物をつくる上で一番、これからすぐ取り組める部分のところにあるハンドヘルドという部分の作物の生育調査、生育状況を色で判断できる、そういったものがこれから当然入ってくるわけだと思っております。そういったものを、これから当然検討課題の中に入ってくると思われますけれども、それらはある程度検討の最重要課題の中の一つに入れていただくことが必要だと私は思っておりますけれども、そういった部分、部分的にそういうものを取り入れていく考えというのはないのかどうかを教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員のスマート農業に対します御質問にお答えさせていただきます。

す。

議員から話題を示していただきましたような部分につきまして、実際、大きな投資をしないでも取り組めるものはないのかなということに対しましては、GPS機能だけを活用したような、富良野地域に限って、傾斜地だとか平坦地だとかというようなことでの多少の適する適さないはあろうかと思いますが、私が普段見受けている中では、例えばタマネギの移植時に、移植と砕土を同時進行、整地作業についてはGPS機能を活用したトラクターの無人走行、その脇では人による移植作業、そういうようなことはかなり実用に近い段階に来ております。あるいは水稻の直播作業の自動走行だとか、そういったことは、かなりメーカーから提案も既にされていることをごさいますて、そういったものは割と取り組みが早いのかなというふうに考えているところでございます。

他方、もう一つお話ございました、例えば衛星画像、衛星観測によります葉の作物の生育を葉の色によって分析して、追肥をどこにしたらいいかとかそういうような、あるいは圃場の地力を見るとかということの活用につきましても、かなり現在実用に近いものが整備されているというふう聞いておりますので、事業費の絡みと、それと、どの程度の共同の範囲で活用できるのかというようなことも含めて、それと、最大は町単独の事業予算規模で対応できるのかという課題もありますけれども、先ほど申し上げましたように、これからの本町農業の発展を考える上で、大変大きな要素だということには変わりございませんので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、答弁をいただきましたように、極力、今の中山間事業の関係での取り組み、検討課題というのは、非常に無理かなという部分もあると思ますけれども、当然のことながら、国の事業を受け入れる前に、そういう事業がもし出てきたときにいち早く取り組めるような、そういう体制というのは必要だと思いますので、ぜひともそこら辺のところは研究検討していただきたいというふうに思っています。

2番目ですが、地域の交流拠点施設整備についてということでお伺いをいたします。

平成28年度は研究検討、29年度は一部実施、30年度一部実施ということで、具体的な内容については、これから十分検討して行っていくということでもありますけれども、これらの部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、国のいろいろな我々の共同利用に対する助成と、それ以上に、

結局地域の農産物とか観光だとか、そういったものの中で、地域の力を発信する拠点としての部分については、最重要な部分であると私も認識をしておりますし、それらについては、これからのことでしょうか、本格的な構想はまだできていないのかなと思ますけれども、これらについて、今考えておられる全部の部分をすぐ実行するということは非常に無理な面があるかと思ますけれども、一部分だけでも、手のつけられるところからでも手をつけていくという考えがあるのか、ある程度この中に入る部分は条件が整い次第これらを取り組んでいくのかという部分について、お伺いをします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の地域交流拠点施設整備についての御質問にお答えさせていただきます。

本構想につきましては、非常に多角的に、先ほど申し上げましたように、産業振興、産業の中には本町の全産業を想定しておりますこと、あるいはそれらを助長できるような産業活動を活性化できるような研修機能を加えて、本町にとって外すことができない機能としては、やはり防災機能を備えるということは、外すことのできないというふうには私では考えているところでございまして、それらを全てどういう形で折り合いをつけて、一つの機能として拠点施設として整備するかということは、相当これから、町民、各層の各職域の御意見をいただいたりしながら研究検討をして、そして町民合意をいただくというような手順を踏むことが大変大事だというふうには考えております。

当然そういう中には、想定としては、用地の問題、あるいは設置位置の問題、規模の問題、そのウェートをどういうふうにはバランスよく配置するかというようなことの整合性、それらも含めて、まだこれからそういった構想に着手してまいりたいという今状況でございまして、既にそういった研究検討する上において、必要となる情報収集等については産業振興現場において既にしているところでございまして、そういったことを一つのたたき台として、これから実現に向けて進んでいこうという考えでございまして、一部着手するというようなことは全体像を固めてからということのほうが私はあるべき姿かないうふうには考えている状況でございまして、一部というそういう組み立てはなかなか難しいのかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、全体像がある程度構想が固まった時点で着手をしたいという話であったと思ますけれども、これらの拠点施設をつくるという

ことになれば、当然のことながらかなりの投資をしなければならぬということは間違いないと思えますけれども、当然のことながら、この構想を考えた時点での予算規模、これは当然どこかの補助事業とかいろいろなものを活用しながらこれを進めていきたいという方向で考えておられるのかどうか、まず確認をしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

当然のことながら、こういったビッグプロジェクトを想定する中においては、財源確保というのがまず第一にあるべきことでございまして、それについては、一つの単独事業としてではなくて、さまざまな事業を組み合わせることなども想定の中に入れてございまして、事業規模については、今申し上げるような材料は持ち合わせておりませんが、少なくとも数億円をはるかに超えるであろうというようなことは想定の中には持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 当然のことながら、金額はかなり張る、予算はかなりつぎ込まなければならぬとは思っております。これらの機能を有したこの施設ができることは、町としても我々町民といたしましても非常に期待をしている部分ではないかと思っております。

これらが、ほかの町と同じものでなくても、町独自のこういった施設ができれば、拠点となれば、各産業、農業をはじめとする商工業全ての人たちが、そこに物を集め、そこから上富良野の情報を発信できる、さらにまして、先ほど町長から話もありましたように、防災施設、これらも上富良野町は、防災関係は十勝岳の関係もあるということもありますけれども、防災についての機能を備えることは大事な部分ではないかなというふうに思っております。

そういった中で、もしこの拠点施設が予算化がされてもし実行されるとしたときに、拠点施設はどこが主体となって運営をしていく予定なのかということは、これはまだ構想の段階ですから、わかればの範囲ですけれども、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際、実現した後に、どういう形で維持運営していくかということに対しては、方法といたしましては、町が直営ということも想定できますでしょうし、例えば振興公社のような形で委託をすると、

そういうようなことも考えられますでしょうし、また町で管理するにしても、どういうセクションが管理するのかということは、まだまだそこまで、正直申し上げて思いが至っていない状況でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） あくまでも今構想の最中でありまして、具体的なことを余り聞くことは無理かと思えますけれども、とにかく拠点施設の構想については、先ほども申し上げましたけれども、町民の皆さんが一番期待をする部分だと思いますので、ぜひとも慎重に検討をしていただいて、そしてこの事業が町民の期待に応えられるような形で実現できるようにしていただきたいなというふうに思っております。

3番目ですけれども、農業部門の窓口のワンストップ化ということでお伺いをいたします。

今後においては、先ほども話しあったとおり、T P Pの絡みが日本農業をこれからどういう形に変えていくのかというのは、まだ不透明なところでありますけれども、当然のことながら、これからはいろいろな農業政策が変わっていく、今までとちょっと変わった形での農業施策が実行されるといったことも想定されますので、当然のことながら、事務手続き、そういったものについては当然今までよりは少しは手続きに時間がかかることもあるでしょうし、我々農業者がその場所に行って手続きをするのに対してでき得れば1カ所で済む、そういうのが理想だとは私も思っております。

ただ、今後のことはわかりませんが、事務が簡素化するという点については私も同感でありますけれども、ただ、先ほどの答弁の中でいただきましたワンストップ化による事務所と想定しているところがJ Aを、農協の上富良野町支所を想定していることでもありますけれども、ただ、町長も御存じのとおり、J A上富良野ではなくて、J Aふらは、平成29年度以降にエリア制を引きますよね。北エリア、南エリアということで、上富良野、中富良野支所をいわゆる北エリアということで想定をしております。ということは、なぜこういうエリア制を引くかという根本的な原因は、職員の数を減らす。いわゆる農家がこれだけ減ってきているのだから、農業関係のJ Aの職員もある程度減らさなければ農協のスリム化が図れないと。役職員も当然減らすことになりましょうし、事務職員も減ることになるというのは間違いないと思っております。

そんな中で、こういう農業関係の窓口を一本化するために、農協の職員と役場の職員とがそこに一堂に集まって事務処理を行うときに、果たして農協が

それだけ事務体制に協力でき得るような状況になるのかどうか。そこら辺のところは私も非常に心配をしているところでありまして、この構想については、JAとの話というのは今までにあったのでしょうか。お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の農業事務の窓口のワンストップ化についての御質問にお答えさせていただきます。

本計画につきましては、非常に農業者が減少してきている、そして一方では、きょうのニュースでも流れておりましたように、政府においてはTPP関連、事業関連に対します法案を閣議決定というようなニュースも流れておりました。非常に、我々今まで経験したことのないようなスピード、あるいは形の変わり方をもって、農業というものがこれから進んでいくのかという想定をしているところでございます。そういう中であって、本町の農業経営戸数がこれから10年後には半減するというような数値が想定される中で、何としても、この待ったなしの状況の農業の振興策を、何らかの方策を持って組み立てていかなければならない。

そうした中で、今回の重要施策にワンストップ化を位置づけさせていただいたところでございますけれども、御質問にありますように、農協の皆さん方と、あるいは何より生産者と思いを共有することが一番大事でございますので、農協の今後のJAふらのとしての、組織としての経営形態がどういうふうになっていくかということによって、漠然とした外郭的なものは伺っておりますけれども、そういったことによって上富良野町の農業者が不利益になるということは、これは農協も考えていないでしょうし、ですから、そういうことから見ると、これからも一番農業者が集う拠点でありますから、それについては変わりはありませんので、農協とのそういう、私が直接あるいは担当も通じまして、そういった思いの意見交換は既にさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 当然、ワンストップ化の窓口については、農協の上富良野支所が私も適当だとは思っておりますけれども、当然これらを実施するに当たっては、今回の対応する部門については、農業振興班と農業委員会ということ想定しているのだということを、先ほど答弁いただきましたけれども、農協に一本化するということになれば、きちっと理解を得た中で実行しなければ、強制的にここにしたいのだということになると、いろいろなこ

とで支障が出てくると思いますので、これだけは慎重にやっていただきたいというふうに思っていますし、ワンストップ化についての考えそのものに対しては私賛成でありますけれども、ただ、無理やり個々の考えが今回のワンストップ化の考えの中に入っているから、とにかくこの形で実行しなければならないのだということで強制的にそういうことになると、後でいろいろな面で支障が出てくる可能性もありますので、そこら辺のところは十分に話し合いをした中で進めていただきたい、そういうふうには私は思っております。

上富良野町の基幹産業は、私が改めて申し上げまでもなく農業だというふうに思っております。基幹産業が農業だと言っている割には、こんなこと言っただけでは非常に失礼な言い方になるかもしれませんけれども、目玉になる予算、いわゆる農業に対する予算の措置がどうも特色のある施策が少ないような気が私はしております。

そこで、我々は最終的には安心して営農ができる、そういう体制づくりをきちっとしていただきたい。それが我々農家の切実なる願いだと思っております。それに向かって、今後、実践プラン、六つの重点施策をきちっと実施していただくということと、これらの実行するに当たっての決意と、それから、特に六つの重点施策の中で、これから特にこれには力を入れていきたくてどの部門があれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、窓口のワンストップ化についてからの御質問にお答えさせていただきますが、これは、議員からの御発言にありましたように、私としても一度もぶれたことはございませんけれども、やはり主役は農業者でございますので、農業者が、中瀬議員も私も同世代でございますので、農協をよりどころとして我々行政も農業関係機関も、本当に一体感を持った中でいろいろ農業経営というものがなされているということは、体で会得してきております。いま一度、そういった思いに生産者の方、農業者の皆さん方が、その思いに立ち戻れるような、そういう環境を我々がつくっていかないと、農業者の皆さん方が情報が寸断される中を自分でつないで組み立てるとのことより、やはりそういったことが一体的に提供できるような中で農業経営を強化していただくための、私は大きな要素になると思っておりますし、何よりも、重ねて申し上げますが、やはりこれは生産者の皆さん方が求める姿にならなければなりませんので、それには十分な時間と検討は重ねていくと

いうことは申し上げたいと思います。

それから、今回のプランの6項目全体につきましては、それぞれ全て重要だということで位置づけをさせていただいております。共通して申し上げられますのは、いずれにいたしましても、上富良野町の農家の戸数、農業者を私としては1戸も減らしたくないという思いが大前提でございます。そのためには、大規模経営もあり、小さな経営もあり、高収益作物の作型もあり、あるいは大量生産の作型もあり、そういった全ての経営形態がなりわいとして成り立つような、そして中瀬議員からもお話がありましたように、まさしく名実ともに上富良野を支える基幹産業となり得るようなことに、もう待ったなしの状況だというふうに思っておりますので、全ては大事な事業でございますので、意をもって推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、私どもは、今後においても持続的可能な農業、我々は職としてのなりわい、農業として生きていくという考えのもとに、今残っている農家の方々は一生懸命頑張っていると思います。誰も農業をやめたくてやっているわけではなくて、可能な限り農業を続けていきたい、そういう気持ちで農業をやっている方がほとんどだと思いますし、今までも何十年も農業をやってきて、そして、その中で冷害とか、不作、いろいろな年があったにもかかわらず、それを乗り越えてきた、今残っている農業者は、ほんとうによく頑張っていると思います。

それらの人たちに対して、町として少しでも手助けになるような、そういう施策を確実に実行していただきたい、そういうふうに思います。どうか、その辺のところを含めて、町長、これから施策の実行に当たりましては、特に力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告しています2点について、町長に質問をいたします。

第1、演習場騒音対策について。

平成26年4月から自衛隊演習場の騒音の測定をモニタリングポストを置いて行っております。2年が過ぎようとしておりますけれども、演習場周辺の住民にとっては、演習の増加や火力の増強と相まって、騒音被害が増大しています。住宅の防音工事も

行われてはいるものの、十分とは思われません。現況の騒音をどのように捉え、対策をどのように行おうとしているのかをお伺いいたします。

第2に、農業、農村振興をふるさと納税に結びつけ、自主財源の創造を。

昨今、多くの雑誌やメディアで取り上げられ、ふるさと納税の認知度は非常に高まっています。当町の農業振興計画の中でも、特産品や加工品の商品開発を行い、産地化、ブランド戦略など地域商品化を促しています。これらによって開発した商品をふるさと納税の返礼品として使用することにより、商品開発を進め販売していくことで、厳しい財政状況の打開に役立てることができないのではないかと思います。町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの演習場の騒音対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

国におきまして、平成24年度に上富良野演習場に係る住宅防音区域といたしまして、演習場の区域外で81デシベル以上の騒音が測定された東12線北、倍本農場及び第一安井農場の一部が指定され、以降住宅防音補償工事として平成26年度に2戸、平成27年度に1戸が施工され、平成28年度にも1戸の防音工事が計画されております。

国では、平成26年4月に倍本浄水場に騒音測定器を設置し、月ごとの測定結果を公表しており、町では倍本地区演習場問題協議会の皆様へ、その結果を報告させていただいております。平成26年度の砲撃音評価値は年平均で65.3デシベル、平成27年度は公表されております11月までで同じ程度となっております。基準値の81デシベルを下回っておりますが、騒音レベルとしては「うるさい」と感じるレベルと理解をしております。

また、同じ倍本地区内で防音指定区域に隣接して生活されている住民もおられ、同レベルに近い騒音でありながら、住宅防音指定区域に含まれず、新たな地域課題が生ずる懸念もありますことから、町といたしましては、住宅防音区域の拡大や砲撃音評価値の見直しなど、地域の実情を踏まえ、関係方面に対しまして引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのふるさと納税に対する特産品等を活用した返礼品に対する御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税は、都市から地方への税財源の移譲を目的とした制度であることから、納税に対して返

礼品を送るという考え方には、全国的に賛否両論があり、私自身も違和感を感じていることは、これまでも御説明させていただいたところでもあります。

また、同制度は、納税とはいえ寄附制度であることから、多くが返礼品が目的とした寄附という昨今の風潮は、制度の本旨とは少し離れた流れてあると理解をしているところですが、本町に思いを持って御寄附をいただいた方に、町として何がしかのお礼の気持ちをあらわすことは否定するものではありません。

議員御発言のように、本町は豊かな農畜産物に恵まれ、さまざまな加工品開発も進められてきており、これら特産品等のPRを行うことは必要なことであり、その手法の一つとしてふるさと納税制度を活用することにつきましては理解するところですが、他方、多くの地元町民の方々も、それぞれ思いを持って町に御寄附をいただいている実態もあり、全体的な整合性も考慮し、本制度の本質を踏まえた中で、地域振興策につながるような仕組みづくりの可能性について、関係者の方々とともに研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） この答弁書の中で、「うるさい」と感じるレベルと理解すると書いてありますが、この年平均値と言われる65.3デシベルの根拠、どういうふうにとって、平均というのを出しているのか。理解ちょっとしがたいところがあるので、教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 10番高松議員の御質問にお答えいたします。

65.3デシベルというのは、防衛省が公表している数値であります。それぞれ26年度であれば、4月から3月までの数値が既に公表されておりますが、これにつきましては砲撃音の評価値ということで、砲撃につきましては振動等も伴いますことから、実際の音に18デシベルを加味した数値で計算をされているというようなことで、それぞれ当然平均として70デシベルを超える月もありますし、もう少し低い月もありますけれども、年平均として65.3デシベルというのは、防衛省で公表している数値ということであります。

○議長（西村昭教君） 高松克年君。

○10番（高松克年君） この平均のとり方というのに問題があるように感じるのですね。砲撃の特殊性というのを考えると、このことが果たして本当に実態の評価をしているのかどうかということが問わ

れると思います。実際に、砲撃とか、後で使うデシベルについても、大きな差があるということ、人体が感じる時に差があるということをお知らせしたいと思います。

平均値をどのようにとっているか、もう一回答えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 10番高松議員の御質問にお答えいたしますが、町が確認をして数値を出しているものではございませんので、一定程度防衛省の中で基本的な計算の仕方をもって公表されているというふうに思いますが、それぞれ、それぞれの月の平均、それから砲撃の一定程度の基準値を超える数値を上回る回数もあわせて防衛省から公表があった都度、私のほうで毎月毎月の報告を協議会のほうにさせていただいておりますけれども、どういう計算をされているかにつきましては、防衛省のほうには直接確認したことはございませんので、その計算式までは町で理解しているところではございません。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 町としては、では、この数字についての確証は持っていないというふうに見ていいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、上富良野町だけに示されている数字ではございませんで、防衛省が全国同じ基準をもって測定しておりますそういう数値でございまして、どういう計算の式をもって平均値というものを出されているかということは、私どものほうに情報提供を受けておりませんが、ただ、18デシベルを加算されているということは、私どもお知らせをいただいているわけでございまして、どの時点の数値をどのように捉えて、それを式を用いて平均値として町に示してきているかということについては、上富良野町のみならず、私ども北海道の基地協議会を通じて防衛省にもたびたび要望活動を行っている中で、そういった説明は現在のところ一度もなされていないのが実態でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） このデシベルというのは、ただ単に比例だけで示されている数字ではなくて、対数尺度ということで、例えば今ここで言われている65デシベルと、81デシベルとの差、これが実に一般的な物の見方からすれば、大きな差があ

るということを示したいと思います。

今、我々がごく普通に生活しているこのレベル、今マイクロホンを使っていますから、そして自分もちょっと声が大きいのであれかもしれませんが、日常生活に望ましいのが40デシベルと言われています。そして今、ここでお知らせしたいと思うのは、倍本地区で昨年度27年8月21日、最高のデシベルが103.5デシベルとなっています。この差がどれぐらいの大きさかという、10の3乗ですから1,000倍の差があるのです。日常生活していると、大砲を打たれたときに倍本地区の最高デシベルとの差が、これだけの大きな差があるわけです。

これはどういうことかという、先ほど言った対数尺度ではかっているために、このようなことになるわけです。ただ単に、数字だけを見れば60デシベルという差なのですが、それぐらい大きな圧力に、音圧と言いますが、圧力に差があるということなのです。そのことからすると、ここに示されている65.3デシベル、このことの信頼性をしっかり町でも担保しないと、地域住民に対しての説明に不足を生じるというふうに思います。

先ほど課長が言われたように、それに振動、また今後問題となると思われるのが低周波、これが大砲などの砲撃に関して非常に大きな影響を持つということも、機械がずんずんよくなっていますから、知れることになっています。そのようなことからしても、演習のときの騒音レベルとしては「うるさい」と感じるレベルということを書いていますけれども、これは非常に数値だけの問題で、そこに住んでいる人たちの体に受けている、また建物が受けている騒音レベルとしては「うるさい」では済まされない問題だと思います。

26年度に、実に82回演習が行われています。その中に、8月までですけれども、今言った基準になる81デシベル以上の演習回数、それは27回に及んでいます。27年度は、先ほど課長も言われたとおり、11月までしか記録はありませんけれども、それでも25回、100デシベルを超えています。100デシベルというと、今先ほど「うるさい」程度と言ったところからどれぐらい、ちょうど電車がとおるときのガード下、自動車のクラクションと言っています。それに、先ほど言ったように振動低周波音が加わるわけです。

そのような状況の中で、この騒音レベルとしてはどのように考えるか、町長に考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 10番高松議員の御質

問にお答えいたします。

私ども、防衛省のほうから通知をいただいております。26年度であれば、先ほど町長が答弁させていただきまして、年の平均で65.3デシベルでありますというものにつきましては、振動等を加味した18デシベルを足したものとして65.3デシベルが平均値ということで報告をいただいています。同じように答弁にありましたように、60デシベルを超えるような音というのは、人間が感じる「うるさい」と感じるレベルということについては、そのように認識しておりますし、議員の御発言にありましたように、100デシベルという音がどういう音かということにつきましても、電車が通るときのガード下の音であったり、自動車のクラクションの音が、おおむね100デシベルぐらいの音をそのような音というふうなことで、非常に人間が「うるさい」と感じる音であると、こういうような砲撃音を伴うような演習が年に数十回あるということも私どもも承知しておりますし、あくまでも公表されている数値は平均地ということで数値が示されておりますので、「うるさい」というのは、一般的な表現として60デシベルから80デシベルぐらいの音を人間が「うるさい」というふうに感じる音ということで、町長のほうからそのような御答弁をさせていただいたところであります。実際にその近隣に住まわれている方は、大きな音がなると、それから演習のないときはそんなにそういうことではないでしょうけれども、当然大きな音が一時続くような場合もありますでしょうし、そのようなことから、町においては、基地協等を通じて毎年度それらの基準値をもう少し下げてもらえるような仕組みであったり、区域を広げていただくような要望については、町においても、これまでも要望を続けておりますし、これからもそういうような活動を続けていきたいということで、町長のほうからも御答弁をさせていただいたところであります。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） また、地域に及ぼす影響としてここに書かれていますけれども、砲撃音の評価値の見直し、地域の実情を踏まえ関係方面に要望していきたいというふうに書いてありますけれども、同じ倍本地域でも、倍本地域に隣接していながらも、同レベルに近い騒音でありながら、住宅防音指定地域には含まれていない。指定地域の設定のときに、平成24年だと思っておりますけれども、そのときにどのような経過から東12線北、非常にわかりづらい表示だと思っておりますけれども、倍本農場及び第一安井農場の一部ということになっておりますけれども、これはどのように設定されたのか、お知

らせをお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、思いに差異があるとしたら、これは解いておかなければなりません、騒音のレベル、数値は、町と防衛省が協議をして定めた数字ではまずないということを御理解いただきたいと思います。高松議員からいろいろお尋ねございましたけれども、町としては、町の意味を反映して置いた数字ではございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

それから、どのような経緯で定められたかということに對しましては、数年にわたりまして防衛省のほうで現地騒音測定を重ね、そういったそれらの数値をもとに、コンタを描きまして、そのコンタの中から図上においてそこに地名として表記されている場所をもって、3地区が対象地区ということで表示をされているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 皆さんが承知のとおり、演習場の地形的特徴というか、これは見てもわかるとおり、背後につい立てのように大きな十勝岳が控え、着弾地が高地にある。しかも、音とか衝撃の直進設定からいっても、山林などの緩衝帯が十分に機能を発揮できるような地域にはないというようなことがいろいろあるにもかかわらず、測定値をもって決定されたということに、非常に大きな差というか、誤りがあるのではないかとこのふうにも思われます。

そのほかに、果たして本当に、言われているようなことで、この地域に特徴的な地形でありながら、ただ単に何点かの測量地点をもって、先ほども火力の問題もちらっと出しましたけれども、どのほうのときにどれぐらいの音だったかということがわからない。先ほど言った去年の8月21日、何回砲撃がこのモニタリングに記録されているかということ、593回。これが多いか少ないか、論議になるところだとは思いますが、これだけ大きな砲撃が繰り返されると。このときの防衛庁が示している平均のデシベルは77.1デシベルなわけです。この数字が65.3デシベルより多いのは確かですけれども、どれぐらいのボリュームで多いかというところが問題になるわけです。3デシベル違うと1.4倍違うのです。それぐらいの差があります。掛け算すればわかるわけですが、そのような大きな違いが出てくる音、それでただ単にここで言わ

れているモニタリングポストで計った65.3デシベルが、本当にそこでとどまるものか。風の流れ、いろいろな状況で変わってくるということからすれば、この平均値についても、また十分な精査というか、それが必要になるのではないかと思うのです。それで被害が特定されるとすれば、それも大きな間違いになってくるというふうに思います。

そして、指定地域の拡大の根拠としては、この音のデシベルの差というのは、距離が倍になったとしても6デシベル、100メートルで6デシベルぐらいいし下がっていかないのです。ですから、先ほどあったような103.5デシベルなどという大きな音でいくと、その下がりが非常に遠くまで届くことはもちろんなのですけれども、下がっていく線が、もちろんデシベルの差によってそれが違うということではないのですけれども、大きな音が伝わっていくということも事実なわけです。

そのようなことからしても、地域の拡大はもちろんのことですし、町長には足しげく防衛庁に通っておられるということをお聞きしますから、その辺についても、十分なる説明をして地域の実情をお知らせ願いたいというふうに思います。どのように、そのことについても考えるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の砲撃音に対します騒音問題についての御質問にお答えさせていただきます。

これまで、私も幾度となく、この事案に對しましては北海道防衛局、さらには防衛省本省を含めまして、あるいは関連関係いたします国会議員の先生方も通じまして、地域の実情というものを、特に今回防音工事対象区域が設定するに当たりましては、町といたしまして、あるいは道の基地協を通じまして、非常に地域事情を酌んできたいということで、かなり申し上げたというふうには私は思っているところでございます。加えて、そういった中で、防衛省からいただいている見解といたしましては、役人の方々ですから決まり切った言葉しか出てきませんが、やはり国として持ち合わせている基準を持って示ささせていただいたと。だけれども、私どもは地域事情、あるいは高松議員がお話しておりましたような人間の感性として受けとめる受けとめ方に差があるよということは、私どもも申し上げております。

そういう中から、まず防音対策工事の区域に指定するということが相当高いハードルがありました。これは、おかげさまで皆さんの御支援御協力をいただいで乗り越えてきましたけれども、まだまだ乗り

越えていかなければならない途上だと思っておりますので、引き続き、地域事情を十分にお伝えしながら、住民の皆さん方が安心して暮らせるような、そういう環境が整うことについては、これからも努力を続けてまいります。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 先ほど途中まで言っておいてしまった問題点として、低周波の問題があるわけですが、これは人間の耳に聞こえない1から10ヘルツ、人間が聴取可能なヘルツとしては20から2万ヘルツということになっております。このレベルが20ヘルツといっても、レベルが大きいと人間にも聞こえるというふうになっています。

この中で、財団法人防衛施設周辺整備協会調査研究というのがあるのでありますが、その中に書かれている特徴として、砲撃音は、主要周波数成分が非常に低い、衝撃性が強い、極めて短い事象の音であるといった特徴を有するため、測定が非常に難しいということもあるのでありますが、またこの中で書かれていることの中に、環境省が示す低周波には物的苦情、心身に係わる苦情としては、物的苦情としては50ヘルツが最高、心身によるものは12.5ヘルツが苦情として起きてくるのが大きいとあるのでありますが、この砲撃の中に占める割合としては5ヘルツから80ヘルツ、その中でも40ヘルツから50ヘルツの砲撃音というか、そのヘルツが一番多くその波の中であらわれてくるということが砲撃の特徴だというふうに書いてあります。

これらも踏まえて、ぜひ町長には、防衛のほうにも、そのような特徴がわかっていながら、そのことについての配慮はどういうふうにしているのかも、ぜひ聞いて、地域の人たちにお知らせを願いたいというふうに思います。

それに、騒音に対しての最後の質問にしたいと思いますけれども、上富良野町は、いつも言われるとおり、自衛隊の人たちと共存共栄を標榜し、28年度の執行方針の中にも互いに信頼関係をより確かなものにすると思いますけれども、防衛省との関係と同じように、演習場の周辺の人たちとの関係でも、町は十分なる意見の聴取と、町のために住民の人たち、町民の人たちが少しでも犠牲になっているような感情が生まれることは、これは共存共栄に反しているのではないかとこのふうにも思いますし、多数者が少数者の圧力になっては、この意味も反すると思います。

十分な配慮、防衛庁の今以上の働きが必要だと思いますけれども、町長の決意をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、まちづくりの大きな柱でございます自衛の方々との共存共栄、これは今後も引き続き堅持してまいりたいというふうに考えております。一方、そういった関係を安定して築いていくための環境整備というのは、これもまた外せない重要な部分でございます。そのために、これまでも営々として町が築き上げてきたベースになっているもの、とりわけ演習場関係で申し上げますと、さまざまな周辺対策事業を受けながら、あるいは演習場の周辺に張りついて生活をされている方々に対しましては、町独自といたしましても民生安定につながるような事業も進めさせていただいております。

それより何より、地域の皆さん方と自衛隊、そしてまた行政も含めて、いろいろな諸課題を共有し合う、そしてまた課題解決に向けてお互いに知恵を出し合う、そういうコミュニケーションは毎年しっかりと築き上げてきておりますので、そういったことはこれからも継続してまいりますし、また、地域で抱えておられるさまざまな個々の事案に対しましての御苦勞は、これからは北海道防衛局は、あるいは防衛省に対しても、地域の思いとして伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ふるさと納税について、質問をしたいと思っております。

答弁の中でも、町長が非常に違和感があるということや、聞かせてもらっているわけですが、これの差は埋めなければならないというよりは、もう外堀から埋まってきているという感じがしてもいいぐらい、ふるさと納税は総務省の中においても、ホームページを見ると「ふるさと納税で地方創生」、「ふるさと納税で日本を元気に」のキャッチフレーズのもと、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか、そのような思いをもとにふるさと納税は導入されました。

三つの大きな意義として、納税者が寄付先等選択する制度、選択するからこそ使われ方に考えを至らさずきっかけになる、納税の大切さを自分のこととして捉える貴重な機会になる。

第2として、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、応援したい地域、力になれる制度、人を育て、自然を守り、地方環境を育む支援となる。

第3として、自治体が国民に取り組みをアピールし、ふるさと納税を呼びかける。自治体の競争が進

むことと、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつながる。

納税者が地方自治体への関心と、参加意識を高める効果として、一人一人の貢献が地方を変え、よりよい未来をつくる、活力ある地方が生まれることを期待しているとあります。

町長のこれに対しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員のふるさと納税についての御質問にお答えさせていただきます。

多くが、午前中の質問者のお答えと重複するかもしれませんが、御容赦賜りたいと存じます。

ふるさと納税の、政府が、国が標榜しております部分については、議員から今お話があったようなことかなというふうに理解しております。しかし、一方では、こういった制度そのものについて否定的な意見を述べられていることもまた多数あることも事実でございます。

そして、大変危惧しておりますのは、本来の趣旨から少し逸脱して、寄附の獲得競争に走りがちだということがございました。国において、総務省から是正、あるいは自粛するようというふうな通達も出るぐらいにエスカレートしている実態もございませぬ。

そういったことを踏まえまして、そういう趣旨から大きく、私としてはずれてしまっている実感を持っておりますので、これらについては慎重に、午前中申し上げましたけれども、上富良野町としてな始める部分があれば活用していくことは想定できますけれども、今、国が言っているような姿が隅々まで浸透しているというふうにはちょっと理解できていない状況でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これは、この質問をしようと思ってから、いろいろ文献などをあさっている間に、たまたま時間があって本屋さんへ寄ったのですね。そうすると、ちょうど申告時期の前だったというのものもあるかもしれませんが、ふるさと納税の雑誌というか、本というか、ノウハウものというのですか、ハウツーもの、それが本当にそれこそずっと並んでいる、本の真ん前にずらっと立っていて、ひえっと思うぐらい。それで、ちょっと奥のほうに行くと、本を読みながら、どういう人がそれを手に取るかと思って、少し時間がありましたから見えていたのですけれども、やはり奥さんたちが多くて、何かいいか、どれがいいか。もうその本に至るや、カタログになっているのですね。ですから、非

常に安くも買えるのですね。もちろんその裏には、出している行政なり何なりがある程度の掲載依頼というか、それらを払っていることは事実だと思いますけれども、それぐらい。

そして、今ちょうど申告の時期ですけれども、たまたまこの間来たときに、1時間ぐらいの間でも、どこの誰かはわかりませんが、奥さんらしき人がふるさと納税について税務課の人に聞いているというような状況があったりして、ふるさと納税云々というのが一般的な認識というか、市民権を得ているというか、当たり前になってきているというような状況なのかなという思いで、それらを眺めていました。

そういうことからいうと、ここに自分が書いたように、もう上富良野では、十分なその素地というか、例えば今言われるようなことからいうと、それらあたりは返礼品がついているわけですけれども、それらにも十分な素地は持っているといっていると思います。これだけの農業地域で、地域ブランド米、支援米の復活、それらとか、どぶろく特区による新製品、プレミアムビール、そして6次化によるトマトジュース、ニンジンジュース、地粉を使った麺類など、本当に載せても何も遜色のないものがたくさんあるのではないかとこのようにも思いますし、これで、先ほどからもいろいろ質問の中にあるように、どのようなお金の使い方をしていくか、町の財源として、今年間に500万円前後ですか、の寄附があるわけですけれども、それらを倍加していく可能性も含めると、特産化、6次化製品として、将来に向けて加工品を開発していく、それらのことにも十分に向いていけるだけの余力というか、力というか、秘めた力というか、そういうものが十分に上富良野は持っているというふうに思うのですけれども。

確かに、町長が言われるような面もあるかとは思いますが、ここで町の財源確保をどういうふうにしていくか、ある意味では自由に使えるお金という語弊あるかもしれませんが、それらをどういうふうに確保するかということからしても、ぜひ、そのことに思いをいたしていただきたいというふうに思います。これらの見解について、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員のふるさと納税に関する御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度というものの、性格的には寄附行為だというふうには受けとめておりますが、仮にそういうような取り組みを想定したとき、私といたしま

しては、その成果が、想定の中で申し上げますが、こういう制度を活用した町の特産品、あるいはブランド品等がうまく全国の国民の皆さん方に興味を持っていただけるような、そしてまたチョイスしていただけるようなアイテムにうまくなれば、それは一定程度の、議員御発言にあるような、効果も期待できる可能性もあると思います。

しかし、本当にこれから途上のもの、あるいは試行的なもの、そういったようものを仮に想定しますと、なかなか目を向けてくれるような状況に至らなかったと仮定しますと、やはり金になるものを選ぶべきだと、金になるようなものを並べるべきだというようなことで発展してしまうという経過をたどることになるのではないかとこのうに、私は非常に危惧もいたしておりますので、午前中も申し上げましたけれども、本当に純粋に上富良野町の知名度を高めたり、産品の物産のPRにつながるような知恵と工夫ができれば、これは大いに研究検討していくことは結構かといううに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 加工場の話を、前回のこの一般質問の中でさせてもらったかと思うのですが、これらについても、新年度にどれほどの計画予算というか、そういうものがつくのかなということを楽しみにしていた1人なので、それらも残念ながら、今のところ何も数字としては置かれているものがないことを見て、本当にそれらについても、農産物をそのような形で使って、そしてそのふるさと納税をしてもらったものを財源として研究なり、それらに向けて使っていくということもやぶさかではないのではないかと思います。

この単年度で成功した例として、今年度、根室市が上がっているのですけれども、これを調べてみると、去年の実に6月から始めているのですね。そして9月までで8,000万円、4,613件。そして12月ですか、この間新聞を見ると、12億円ぐらいまでいっているのですね。御承知のとおり、北方の海域での漁というのは、今非常に厳しい状況に置かれているということは、新聞とかいろいろな報道関係のことでも承知かと思えますけれども、僕もたまたま知り合いがいて、根室の自動車工場のおやじさんなので、その人と話をしていたときに、本当に非常に厳しい状況に市はあるのだという話ももちろんして、それがやはりどこがどういううに音頭とったかということとは別としても、このような成果を上げて、この間の道新の小さな欄にですけれども出ていましたけれども、本当にこの財源がなかったら、この町の新しい予算は

組めなかったというようなことを書いてありましたけれども、そのような自主財源を求めていくということに思いをいたすと、ここで足踏みをしていていいのかなということをおもいます。

ぜひ、町長も、1回言ったらなかなか聞けないのかなとは思いますが、失敗したときにどうするというのは、もちろん町長も責任をとらなければならないということもあるのかもしれないけれども、そこに踏み出したら、みんなで一丸となってやっていかなければならないというところへ向いていくのが、この町にとって必要なことではないかと思うので、最後になりますけれども、もう一度そのことに意を決して、飛び込んでほしいといううに思うのですけれども、答弁を求めたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度の趣旨がしっかりとぶれない形で維持されて、そして加えて、それを一つのツールとして上富良野町のさまざまな産業振興、あるいは地域振興につながるようなツールとして活用できるような方策があれば、それはぜひそういうことは、研究検討することは結構だといううに思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、昨今、私の私なりの理解ということで受けとめていただきたいのですが、過度に数字等がマスコミに踊って、それがあたかも成功事例というように報道されているうに私は思っているものですから、そういうことではなくて、本当に純粋に上富良野町を思っていた方がふえて、そういった方々に何がしかのお気持ちをお返ししていくということについて否定するものでございませぬので、そういうようなことも踏まえた制度となることを私は願っているところでございませぬ。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月9日から15日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月9日から15日までの7日間を休会とすることに決しました。

---

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 2時33分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年3月8日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三

平成28年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成28年3月16日（水曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
追加日程 議案第30号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
- 第 1 議案第27号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
- 第 3 予算特別委員会付託  
議案第 1号 平成28年度上富良野町一般会計予算  
議案第 2号 平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3号 平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4号 平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算  
議案第 5号 平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
議案第 6号 平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 7号 平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 8号 平成28年度上富良野町水道事業会計予算  
議案第 9号 平成28年度上富良野町病院事業会計予算
- 第 4 議案第19号 上富良野町行政不服審査会設置条例
- 第 5 議案第20号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第21号 上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第22号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第23号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第24号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第25号 上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第26号 上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
- 第14 発議案第2号 T P P 「大筋合意」内容の徹底した情報公開を求める意見について
- 第15 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	石田昭彦君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	北川和宏君
健康づくり担当課長	杉原直美君	町民生活課長	鈴木真弓君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	北越克彦君
教育振興課長	野崎孝信君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	山川護君		

---

○議会事務局出席職員

局長 林 敬 永 君                    次                    長                    佐 藤 雅 喜 君  
主 事 新 井 沙 季 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成28年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

予算特別委員会、村上委員長から、本定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案について、審査報告書の提出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承願います。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 北 條 隆 男 君

8番 竹 山 正 一 君

を指名いたします。

### ◎日程追加の議決

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第30号平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

### ◎追加日程第1 議案第30号

○議長(西村昭教君) 追加日程第1 議案第30号平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま追加上程いただきました議案第30号平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国の平成27年度補正予算(第1号)に伴う事業費の補正で、1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、年金生活者と支援臨時福祉給付金の給付に向けた準備作業に伴う事業費の補正、並びにマイナンバー制度の情報連携の実質運用に向けた自治体情報システム強靱性向上事業の実施に伴う事業費の補正、地方債の追加及び繰越明許費の設定、並びに利用者負担軽減策に対応するよう、子ども・子育て支援システム改修に伴う事業費の補正及び繰越明許費の設定を行うものであります。

また、TPP関連政策大綱実現に向けた施策として、東中中央地区ほか5地区の道営経営体育成基盤整備事業及び島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業の事業量に伴う事業費の補正及び地方債の補正、並びに繰越明許費の設定を行うものであります。あわせて、地方交付税の調整額分に伴う追加交付と個人番号カード通知関連事務委任の実績に伴う減額補正を行うものであります。

2点目は、クリーンセンターB系の誘引送風機が故障したことから、その修繕に伴う事業費の補正及び繰越明許費の設定を行うものであります。

以上、申し上げた内容を主な要素として財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の説明につきましては議決項目の部分を説明し、予算の事項別明細につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第30号平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)。

平成27年度上富良野町の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,102万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億948万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方交付税、431万5,000円。

14款国庫支出金、7,652万2,000円。

15款道支出金、4,029万円。

18款繰入金、130万円の減。

21款町債、1億3,120万円。

歳入合計、2億5,102万7,000円でありま

す。

2、歳出。

2款総務費、2,781万8,000円。

3款民生費、98万6,000円。

4款衛生費、540万円。

6款農林業費、2億3,336万9,000円。

12款予備費、1,654万6,000円の減。

歳出合計は、2億5,102万7,000円でありま

す。

2ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

自治体情報システム強靱性向上事業、子ども・子育て支援システム改修事業及び東中中央地区、東中南地区、東中西地区、東中第1地区、東中東部地区の道営経営体育成基盤整備事業並びに島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業につきましては、国の平成27年度補正予算に対応する事業として、町においても平成27年度の予算に計上し、事業は平成28年度に繰り越して実施することから、また、一般廃棄物処理施設誘引送風機修繕事業につきましては、修繕に2カ月程度の時間を要し、年度内の完了が見込まれないことから、それぞれ追加設定するものであります。

第3表、地方債の補正について申し上げます。

繰越明許費の追加設定でも申し上げました国の補正予算に対応する情報システム強靱化及び6件の道営基盤整備等に伴い、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業及び道営農業農村等整備事業の2件を追加し、限度額をそれぞれ590万円、1億2,230万円と定め、利率及び償還方法等に記載

しております。

また、東中中央地区、東中南地区、東中西地区、東中第1地区、東中東部地区の道営経営体育成基盤整備事業及び島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業の6件について、平成27年度分の事業の確定に伴い、それぞれ変更するものであります。

以上で、議案第30号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） まず、総務費の一般管理費で電算化推進費、自治体情報の委託料の問題についてお伺いいたします。

今後、システムの強靱化向上という形の予算になっているかというふうに伺いました。その中では、認証制度の見直しやセキュリティー対策を強化するという内容であります。もう既に早くから実施している他国の状況を見ますと、不正侵入等があったりだとか、持ち出し等があったりだとか、いろいろなことがあって、このシステムになじまないだとかいろいろな状況があると思うのですが、今のセキュリティーの現状と、今後向上される部分というのはどういうところが違うのか、まずこの点を伺っておきたいと思っております。

それと、上富良野町においてもマイナンバーカードが間違えて発送されただとか、そういうようなことが、実態としてはないとは思いますが、実情はどうか、この点、まずお伺いしておきたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、衛生費の保健衛生費でクリーンセンターの管理ということで、誘引送風機の機械が故障したということですが、2カ月間停止するのだろうかというふうに思いますが、これ、処理能力、あるいは従来のごみがきちんと処理されるのか、A系だけで十分足りるのかどうか、その点を伺っておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

私のほうからセキュリティー対策の強化に伴います部分についてお答えをさせていただきます。

この情報システムのセキュリティー強化に向けましては、マイナンバー制度の情報連携が29年の7月から実質運用されてくるということになりますので、国においても、セキュリティー対策をそれぞれ

の自治体においてしっかりと対応していただくようなことを目的に、一定程度補助制度も設けた中で、それぞれ対応を全国的に強化を進める内容となっております。

当然、マイナンバーの利用系の情報システムにつきましては、インターネット回線と完全に分離をするようなことが国においても示されておりますし、また、それぞれのシステムに職員が侵入して業務をする場合においては、認証システムをしっかりと強化するような、そういうことが求められていることから、個人番号利用系のシステムの導入に当たっては、私どもの町の現在の状況は、IDとパスワードをもってその職員を認証して、システムに入っていくという形で作業しておりますけれども、国においては認証制度を複数設けることということが一定程度の基準で示されましたので、今のID、パスワードを含めて、さらに静脈認証システムを導入することでしっかりと職員を把握して、そのシステムに参入するような予定としております。

あと、一番大きなものとしては、今現在、上富良野町はもとも総合行政システムの部分と、それぞれ我々がふだん使っているインターネットとつながっている業務用のパソコンとは完全に分離されておりますので、基本的にそういうところから情報が流れていくということは私ども想定はしてございませんけれども、私たちの業務の中で、ふだん使っているパソコンの中で、エクセルのシステムを使ったりしながら、個人情報といいますか、名簿等を管理したりということも当然あり得ることですので、そういうインターネットとつながっているパソコン側からインターネットを通じて情報の漏えいということも考えられないわけではありませぬので、ふだん私たちがインターネットを通じていろいろな調べものをしたりとか、そういう回線もしっかりと分離するような形にする対応を、新しいシステムを導入することによって、今はそれぞれの個人のパソコンから直接インターネット回線につながって、いろいろな検索作業をしておりますけれども、検索されるものを固定をさせて、個人のパソコンからは画面の表示を得られるような形を導入しますので、そういうようなことから、ふだん私たちが個々の机で使っているパソコンからもインターネット回線には直接つながらないような、そういうシステムを導入することで、より強固なセキュリティー対策を構築しようということで今回対応するものであります。

あと、ふだんの業務の中でもUSBメモリーを使って業務をすることもありますが、これらについても、管理されている、所定されているUSB以外は自由にUSBを差してパソコンが起動する

ようなことにならないように、決まったもの以外は起動しないような、そういうシステムを新たに導入することで、外部に情報の持ち出し等ができないような、そういう仕組みもさらに強化する予定としてるところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

2点目のマイナンバーの通知カード、個人カードの発送の関係で、誤送はなかったかという御質問に対してですが、現在、上富良野町では誤送はございません。

あと、3点目のクリーンセンターの今回の修繕に関してでございますが、今回、発注してから2カ月ほど要するという事で御説明させていただいておりますが、その間も、実はもう既に部分修理をさせていただいております。週6日稼働している中、A系を4日間、B系を2日間ということで、この内容については委託している管理会社とも調整し、事故のないよう、この期間稼働することで現在対応させていただいております。

なお、B系の誘引送風機につきましては、機器の劣化が激しいことから、今回部品を取り寄せての改修ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

## ◎日程第2 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第27号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第27号上富良野町公共施設整備基金の一部支消につきまして、提案の要旨を御説明申し上

げます。

このたびの平成28年度一般会計予算におきましては、町税を初め地方交付税などの減少が見込まれ、一般財源の大きな伸びが期待できない中で予算編成を行ったところであります。

しかしながら、緊急性や必要性の高い上富良野中学校整備事業及び日の出公園整備事業など、公共施設等の整備に当たり多額の財源を必要とすることから、その財源に充てるため、公共施設整備基金の一部を支消することで財源調整を図ったところであります。

このようなことから、同基金の支消に当たり、公共施設整備基金条例第6条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第27号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億7,220万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成28年度。

以上で説明といたします。御審議をいただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第3 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成28年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成28年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成28年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成28年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成28年度上富良野町ラベンダーハイ

ツ事業特別会計予算、議案第6号平成28年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成28年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成28年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成28年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村上和子君。

○予算特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、村上和子。

1、審査の経過。

本委員会は、平成28年第1回定例会が開かれた3月2日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月10日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月11日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から地方債に関する調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月14日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会で、それぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月15日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成28年度上富良野町一般会計予算及び平成28年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算について、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

別紙、裏面に記載しております。

平成28年度予算特別委員会審査意見については、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

#### ◎日程第4 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第19号上富良野町行政不服審査会設置条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町行政不服審査会設置条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成26年6月に行政不服審査法関連三法が成立し、改正行政不服審査法に基づく新たな不服審査制度がこの4月から施行されるところであります。

改正法では、行政処分等における審理結果について、公正な手続により裁決が行われるよう地方公共団体の長に対して第三者機関への諮問が義務づけられていることから、上富良野町行政不服審査会を設置し、対応を図っていくため、当該条例を制定するものであります。

以下、条ごとの概要を御説明し、議案の朗読は省略をさせていただきます。

第1条は、本条例の趣旨規定で、当審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、審査会の組織及び委員に関する規定で、当審査会の委員は、上富良野町情報公開審査会の委員をもって充てることとし、あわせて、委員の守秘義務や中立性とあわせて、審査会の庶務は総務課が担う旨を規定しております。

第3条は、審査会に委員の互選による会長を置き、当会を代表する旨規定をしております。

第4条は、会議の招集や採決の方法等について規定しております。

第5条は、公正な審査に資するため、委員の除斥及び回避について規定をしております。

第6条は、委任規定で、条例に定めるもの以外については、会長が審査会に諮り定める旨を規定して

おります。

なお、附則においては、施行期日を平成28年4月1日とすることとあわせて、委員の任期に係る経過措置、さらに、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において、当条例別表に当審査会を追記するよう改正を規定しております。

以上で、議案第19号上富良野町行政不服審査会設置条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたします。

現在、情報公開の兼務という形になっているかというふうに思いますが、現在の委員の任期というのは、29年の9月30日ということと理解してよろしいですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

今、議員御発言のように、現在の情報公開審査会の委員の任期は、29年の9月末であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第20号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第20号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

改正行政不服審査法の施行に伴い、行政処分等に対する不服申し立ての制度が審査請求の手續に一元

化されたこととあわせ、裁判所への出訴期間に比べ申し立て期間が短いことから、60日以内であった期間を3カ月に延長するなど、制度の使いやすさの向上と国民の救済手段が拡大されたところであります。

このことから、本町において当該法令を準用している条例について、同法の全部改正に伴う法律番号の改正のほか、異議申し立てを審査請求、60日を3カ月に、決定を裁決に改めるなど、所要の改正を行うものであります。

第1条は、情報公開条例の一部改正、第2条は、個人情報保護条例の一部改正で、前段御説明した法令準用に伴う用語の整理のほか、情報の公開決定や個人情報の開示決定などにおける不服申し立ての場合は、それぞれ情報公開審査会及び個人情報保護審査会にお諮りすることとなることから、行政不服審査法に基づく審理手続を要しない旨の規定を追加するものであります。

第3条は、職員の給与に関する条例の一部改正、第4条は、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部改正で、引用する行政不服審査法の法律番号の改正を行うものであります。

第5条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、行政不服審査法及び同法施行令が広く準用されていることから、審査の申し出に必要な書類の書面審理の手続、証拠書類等の写しの交付手数料等について改正を行うものであります。

第6条は、前条の固定資産評価審査委員会条例の改正に伴い、平成28年度以後の固定資産税に係る固定資産について、固定資産評価台帳に登録された価格に係る審査の申し出等に適用する旨、適用区分を規定するものであります。

第7条は、手数料条例の改正で、同条例別表に行政不服審査法の規定に基づく意見書等の写しの交付に係る手数料及び固定資産評価審査委員会条例の規定に基づく証拠書類等の写しの交付に係る手数料などについて規定するものであります。

なお、当該条例の施行期日は、平成28年4月1日とするものであります。

以上で、議案第20号行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いた

します。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第21号上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例の制定趣旨の根拠となる地方公務員法が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、同法に規定する人事行政の運営状況の公表項目の追加改正がされたことから、当該条例における任命権者が報告すべき事項について、職員の人事評価の状況、職員の休業の状況及び職員の退職管理の状況を追加するとともに、一部文言を修正するものであります。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものであります。

以上で、議案第21号上富良野町人事行政の運営状況公表条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

従来から比べて、新たに人事評価の状況と退職管理の状況等が加わりました。この管理の目的と公表の目的等というのは何を目的として公表されようとしているのか、この点をまず伺います。1点目です。

それと同時に、今のほうでは人事評価にかかわって、個人の、これはどこまで、いわゆるさきの執行方針等の答弁等においては、管理職等をまず優先するというこの話であります。そうなのか。それと、一般職についても、今後、人事評価等にか

かわって、追隨してこういったものに評価を公表するような状況になるのか、まずこの点。

それと、個人の評価というのは非常に厳しいもので、誰が誰を評価するかによって、非常にやはり評価が分かれる点であります。この間、民間等においても個人評価等を導入して、給与や、いわゆる成績によって給与に反映したり、手当に反映したりだとかいうようなことが行われてきました。しかし、そういう状況の中でも、なかなかやはり個人に対する評価というのは難しいということがありまして、いろいろな問題を抱えているということがあります。

行政の場合でしたら、特に評価の対象は何になるのかということになります。一般的に言えば、サービスで言えば、売り上げが伸びたかどうか、これによって、わかりやすく言えばですよ。Aは成績優秀だと。70%を目標として、100%に到達したと、80%到達したと。これは優秀だと。それ以下については全く評価がなされないというような、そういう状況の中で、いわゆる給与や諸手当に反映するというような、職責にもかかわってくるという問題も抱えている大変な問題なのです。こういうものを行政が導入するという点について、違和感を私は感じるものでありますが、これらの点についてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

人事行政の運営状況の公表につきましては、公務員につきましては広く国民の目の中で業務をする仕事でありますので、そういう意味で、人事行政がどのようにそれぞれの地方公共団体、国においてもですけれども、行われているのかということをしかりと国民に見ていただくといえますか、知っていただくということのために公表するのがこの条例の趣旨になっていきますし、国においてもそういうことでこれらが公表されているところであります。

あと、どういった、その個人を特定するような公表になるのかということにつきましては、そういうような公表はしておりませんで、組織全体の中で、例えばこの公表項目については、給与の状況等についても公表しております。毎年広報を通じて、これら人事行政の状況を公表しておりますが、既にこれまでの状況はごらんになっていただいているというふうに思いますけれども、あとは給料がどういう状況にあるのかという、例えば職員の平均年齢やその年齢に応じた給与の実態、それから国との比較等がそういう形で公表されているというふうになります。

今回、地方公務員法の改正に伴いまして、新たに

人事評価制度が全国的にスタートすることとなっておりますし、あと退職管理の状況につきましてもスタートすることになりますので、こういったものについても公表の対象とするように、法に基づいて追加されましたことから、私どもの条例においても、これらをつけ加えさせていただいているところであります。

なお、退職管理の状況につきましては、退職管理に関する条例などをきちんと整備することも今後の課題になってくると思います。これらについては上川管内の総務課長の会議等においても確認をさせていただきながら、それぞれ町村会等についても状況等について確認しているところですけれども、今、国が求めていますような、そういう状況のものが実態としてはなかなか見受けられないようなものでありますので、管内において、町村レベルで条例等の制定を準備しているところがないということから、どのような公表の仕方になるのかということも、私どももまだわからない部分もありますので、そういうものが少し見えてきた段階で、我が町においても退職管理に関する条例等の整備が必要になってくるようなこととなれば、そういうものは準備を今後していきたいというふうに思っているところであります。

また、人事評価につきまして、私どものほうではこの4月から、管理職を対象に、まずトレーニングということで試行的に実施をしていきたいということをして予定しております。基本的に、人事評価については、これまでも御説明をさせていただきましたように、しっかりと、個人の職務に応じた、求める能力というものを一定程度きちんと把握をして、課長職にはこういう能力を持っていただきたい、主幹職にはこういう能力を持っていただきたい、以下、スタッフ職にはこういう能力をきちんと持っていたきたいという、その能力に達しているのかどうかということをしかり評価をしていくようなこと、これについては、自分自身の自己評価とあわせて、評価者とともに評価をし合っていくということになると思います。

それと、あと、業績評価をあわせて実施をするものであります。

業績評価につきましては、それぞれの年度の早い時期に、その年度に達成しようと、行おうという業務等についての目標を設定して、その目標がどの程度達成できたのかということをしかり、こちらについても自己評価と評価者の評価を通じて行うような、そういう仕組みを今予定をしているところであります。基本的に客観的な評価がお互いに行うような、そういう仕組みをこれからもトレーニ

ングを重ねながら、制度の熟度を高めていきたいというふうに考えております。

そのようなことから、今、町のほうでは、当面、管理職を対象に、こういう人事評価制度を導入していこうというふうに考えておりますが、基本的には全職員を対象にする制度に広げていくことが必要というふうに考えておりますので、そういうことで、それぞれの職員がみずからの客観的な評価をしっかりと理解する中で、自分の、例えば評価をされている部分、あるいは自分の思いとは違うような評価になっている部分等を客観的に理解した中で自己研さんを高めていく、ひいては組織力を高めていく、そういう制度にしていきたいということで導入をするものであります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 課長、あるいは今後は一般職にも広げたいということですが、その評価の基準は、課長に求められるもの、その役職、あるいは一般職に求められるものという形の細かい評価になるかというふうに思いますが、この評価基準というのは、これから設定されようとしているのか、何をもってこの評価の基準をされようとしているのか、その点。

これはどなたが評価するのか、この点も伺います。

それと同時に、チーム力を上げるという点であります。個人の力を上げるという点であります。

それでは伺いますが、現在のスタッフ制の中でのチーム力を高める、そういうものは不可能なのかということなのですが、私は、そういうスタッフ制がだめであれば、それを見直す、改革をするということも必要でしょうけれども、こういう人事評価をする前に、そういったものも要素として必要ではないですか。

私は、いろいろなところの事業者、公務員の方や一般のサービス業なんかの人と話しますけれども、非常にやっぱり個人の能力を見きわめるのは難しいのだと。上から個人Aという評価をしてくれといったって、個人的な感情も入るだろうし、なかなか難しいのだと言うのですよ、やっぱり。それを評価するという立場にあった人が逆に評価されて、もうはるか遠くに見えなくなってしまうような社会の現象も今はあるのです、実際。

それは何を目的としているかという点、これは平成28年1月25日の事務連絡ということで、総務省自治財政局財政課の通達なのですが、ここに書いてあるのは、地方公務員法の改正に当たって、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事

管理の基礎としながら、勤務成績、あるいは昇給、手当に十分反映できるようにしなければならない。しない団体については、速やかに改善の措置を講ずることが必要だという厳しい基調で書かれているのです。

こういうものをもとに、恐らく人事評価制度が導入されると思うのですが、私は、やはりチーム力を育てるというのだったら、そのチームの中、スタッフ制の中で、やっぱりどういう仕事をそれぞれがしなければならぬのかと話し合って、そこで自己を高める。これが本来のやっぱりチーム力を高めることにつながるのだと思う。逆に、一方的に上から、あなたは5段階の、例えばあなたの場合でしたら3段階を求めてきたけれども到達していませんということになったら、相手はどう思いますか。精神的なダメージを受けて、さらに精神的な不安定に陥って病気に陥ることも考えられるでしょう。そういう危険を伴ったものがこの人事評価の内容に含まれているというふうに思いますが、そういう弊害も出てこないのかどうなのか、お伺いいたします。

私は、そういうものも含めて、自発的な、あるいは職員が足りなければ、やっぱり職員を適切に配置するだとか、抜本的な改革をまずして、その段階で改めてこの人事評価をどうのこうのするかいのだったら別ですけれども、私は認めませんけれども、そういう段階を踏まないで、いきなり人事評価ということにはならないと思いますが、この点もあわせてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の人事評価にかかわります御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の誰が誰を評価するかという御質問ですが、基本、全職員に拡大した場合には、一般職、一般のスタッフ職については課長が評価をする。一方、自己評価もやりますので、先ほど総務課長からも言いましたように、評価する側と評価される側のほうも自分で評価をすると。その中で、お互いどこが少なくどこがプラスになっているのか、能力が高いのか、どこが少ないのか、それらをお互い見詰め合って、わかりあおうと。そういうことで組織力を底上げしていこうというのがこの目的であります。

課長職については、私が評価者になる予定になってございます。

あと、議員のほうからも御指摘ありましたように、特に公務の場合、グラフに成績が毎月出てくるわけではございませんので、その評価の基準というのを置くのは非常に難しいというのは議員おっしゃ

るとおりだと思います。今、国も北海道も、人事評価に基づく給与制度についても制度化がされてございます。一定程度、国で評価に関するマニュアル等が示されておりますので、私どもも、その物差しを参考にしながら、この4月から以降、その物差しをしっかりと、評価する側も評価される側も理解を深めようというようなことで試行事業を行うこととあわせ、今、管理職だけを評価をしながら練習をしようという内容になってございます。

それと、スタッフ制の話もございましたが、まず、この制度は、もちろんスタッフ総出で、みんなでいい仕事をしていこうというのが大前提ですが、私どもは、職員一人一人が町民の皆様の負託に応えるという責任を有してございますので、そういう意味では、何となく、少し能力が高まったなどという、その何となくのようなものでは町民の皆様の負託に応えることができませんので、少なくとも職員一人一人の能力が向上したということがしっかりと目に見える形で、そういうことをお示しする責任を有しているというふうに考えております。

そのようなことから、ちょうど地方公務員法で、この4月から各自治体に人事評価制度の義務づけをされたこともあわせ、上富良野町においても、そういう評価手法をしっかりとって、いわゆる組織力を高めていこうという趣旨でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 副町長がおっしゃったように、非常に難しいのですよ。評価する側も評価される側も、本当にどういうふうに、みずからの自己評点をするのかといったって、仮に副町長が担当の課長で僕が部下だとします。そこでお互いの評価はどのようなですかと聞かれたら、平均点ぐらいかなだとか、多少落ちているかなというふうに評価する場合もあるでしょう。しかし、やはりそこに、意識の問題ですから、やっぱり求められる基準に達していないと感じれば、それは達していませんという形の評価もするかもしれません、僕は上司として副町長に。そういったときに、気も心のストレスというのがすごく高まって、逆に仕事に対する意欲が低下するということが、いろいろ報告もされてきておりますし、僕もそういう立場だったら、本当にこの場所においていいのだろうか。なかなか、一生懸命やっているとは思いますが評価はされないし、これ以上ここにとどまっていいたいのだろうかというような、本当に自己嫌悪に陥る、そういう危険性をはらんだものが、この人事評価の内容だというふうに思います。

そういうことがあるということを、町長、よくお

わかりなのですか。副町長によく答弁させるけれども、最高のトップは町長ですから、町長みずからが評価される立場に立ったらどうなのですか、これ。そういうことも考えた内容になっていないと思う。人事評価をするということであれば、スタッフ制の問題や、やっぱり課のあり方、職員の配置はどうなのかというそもそも論から始まって、そこで議論しながら高みを目指してチームの力を引き出すというのが本来の行政の役割だと思いますが、この点どのようにお考えなのか、町長。こんなことがあってはなりませんよ。職員もだめにしますし、力のある人はどんどんいかもかもしれませんよ、それなりの。だけれども、自治体に求められているのは、行政全般、入るときにも全体の奉仕者として頑張るということを宣言して、認めて入ってきているわけですから、その自覚を、やっぱりチームで高める努力、この人事評価によってないがしろにするような傾向があってはならないと私は思うのですが、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 11番米沢議員の再度の御質問にお答えをしたいと思います。まず、冒頭申し上げましたように、人事評価をもって、その者の全ての評価を、人間的にいい、悪いも含め、そういう物差しにするものにはすることにはなりません。具体的に物差しをつくりますので、まず能力評価と業績評価、この二つに分かれて具体的評価をします。

能力評価は、企画力、指導力、管理職に必要なそういうものを評価しますから、確かにその部分では、個人の、例えば好きだ、嫌いだが入らない具体的内容になってございます。

あともう一つは業績評価ですが、私ども、少なくとも1年間の中で、この仕事、この仕事、この仕事、具体的に事務事業を全て、そしてこの1年間でこの事業はここからここまで仕上げるという目標を立てますが、それらを具体的に評価する手法はございませんでした。何となくこら辺までいっているねというような、何となくここまでいったのではないかというようなことをしないように、客観的に、今言いました1年間の行動計画を、例えば半年たったら振り返って、50%この事業はいっています、この事業はまだ30%です。これを業績評価と言いますが、それをしっかりと振り返ると。そして、そういう行動をすることで、その組織力をしっかりと高めていきましょうと。結果、それが町民の皆様に、その負託、期待に応えていく、そういう手法になるだろうというようなことでございますので、米沢議員がおっしゃるように、もちろん難しいことは当然ござ

いますが、それを制度化するのはまだ時間を要しますが、決して米沢議員の言うように職員をだめにするために用いる制度ではないということを、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 他にございますか。

5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 勤務成績の評価というものを削除して人事評価という項目を入れるのですけれども、その内容の違いというのはどういうところにあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5 番今村議員の御質問にお答えします。

これまでの言葉の中では勤務成績等の状況ということ公表する項目になっておりましたけれども、今回の地方公務員法の改正に基づいて、この4月からは人事評価制度をそれぞれの自治体が導入することが義務づけられましたので、言葉が変わったという言い方がいいのかあれですけれども、これまでは勤務成績の状況というものについての公表項目が、具体的なものがありませんでしたので、広報等の中で公表していく内容の中にも、そういうふうなことが読み取れるようなものというものの公表事項はありませんでしたけれども、これからは人事評価制度が導入されますので、人事評価制度の実施状況については一定程度、どのような形の公表の仕方になるのかということも示されてくると思いますが、一定の形をもって公表するようなことになるのかなというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5 番今村辰義君。

○5 番（今村辰義君） 従来からやっていて、法が変わったから言葉をかえたというところと、人事の評価ですから人物等なんかも入ってくるだろうと。大きな評価になってくると思うのですね。

評価に関しては、私は、学校でもどこでもやっている話ですから、必要だと思います。ただ、人が人を評価するのは非常に難しいのは同僚議員が言ったとおりでございますし、評価の仕方というのは二つあると思うのですよね。ぜひ私が言う評価のほうがいいなと思うのですけれども、まず悪いほうを言うと、旧海軍方式と言いまして、減点方式でいくわけです。だめなものをチェック、チェック、チェックで。それだったら、同僚議員が言うように、非常に殺伐とした組織になっていく可能性があります。だから、いい面を評価するというのがいいと思います。

やはり、人事評価するという、まず目的から入っていかなければいけないと、なぜ人事評価をするの

か、なぜこういうものをやるのだと。これは組織の活性化でしょう、目的は。組織の活性化をするためにやるのだ。例えば活性化する手段としては転入、転出がありますね。人を入れかえる、人事を一新するというのもありますし、あるいは人を評価する上で特別昇給を導入したり、昇任を導入したりして、やる気を助長するわけです。やる気を助長するためにも人事評価というのは私は大事だと思う。そのように申し上げればもっといいのではないかなと思うのですけれども、私も賛成の立場ですから、ぜひそのように言ってほしい。まずやっぱり目的は組織の活性化だと思うのです。私が言ったように前向きな捉え方でいい面を評価していくこと、そういった項目もぜひ入れてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5 番今村議員の再質問にお答えいたします。

この4月から、管理職を対象に人事評価制度をスタート、試行的に実施していこうというふうに思っていますが、基本的に、能力評価の評価指標については、加点の部分と、物によっては減点をつけなければならない部分もあると思いますが、そういうシートをもって、中間分ももちろんあると思いますけれども、加点評価があったり減点評価があったりというようなことが、一定程度、国が示しているモデルの評価シートがありますので、そういうものでまずトレーニングを開始していきたいというふうに思っています。当然、試行的にやっていく中で、シートを見直していったり、評価の仕方を、さらに検証も深めていかなければなりませんので、そのような形で今は試行的に実施をスタートしたいというふうに思っています。

それと、議員の御発言にもありますように、人事評価制度を導入する目的は、個々の職員的能力をしっかりと高めていって組織力を活性化する、組織力を高めるための手法の一つとして、この人事評価制度の導入の目的としておりますので、町においては組織力、職員の個々の能力を高める一つのツールとして人事評価制度も導入したり、当然、組織間でいろいろと、職員がお互いにコミュニケーションを高めていくような、ふだんの職場での生活も職員の個々の能力を高める一つの要素になりますし、あと、職員研修も大切なものになりますので、そういう一つ一つのことをきっかけにしながら、職員が自己啓発につながるような、そういうものにしていくための一つのものとしてこの人事評価も捉えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第21号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第22号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第22号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例の制定目的の根拠となる地方公務員法が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、同法における根拠条文の条項移動がなされたことから、根拠条例を第24条第6項から第24条第5項に改正するものであります。あわせて、上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与等に関する条例及び上富良野町教育委員会指導主事の給与、その他の勤務条件に関する特別措置条例においても同様の改正を行うため、附則において改正を規定するものであります。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものであります。

以上で、議案第22号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第23号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第23号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第23号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

近年、外国人観光客の増加等により国内の宿泊料が高騰していることとあわせ、消費増税等に伴い交通費なども値上げされていることから、出張の際に現行の既定額では賄えない状況が見受けられるところから、宿泊料及び日程の日当の額を見直すものであります。

また、赴任に係る移転料について、実態に合わせた対応となるよう用語の意義を改正するものであります。

以下、条文の朗読を省略し、改正内容の概要について御説明申し上げます。

まず、日程についてであります。近隣市町村の日当不給地域以外の日当を、これまでの一律1,700円から、道外について2,200円に増額するもので、東京及び指定都市の加算は、現行を踏襲するものであります。

次に、宿泊料についてであります。これまでの指定都市以外を7,800円、指定都市を8,700円との定めから、区分を道内と道外に改め、道内を9,800円、道外を10,900円に増加するもので、加算額は、東京の場合のみ2,500円を加算する内容に見直すものであります。

また、このたびの改正によっても、観光のトップシーズンなどにおいては既定の宿泊料で賄えない場合も想定されることから、そのような場合には実費額を支給できる旨の規定を盛り込んだところであります。

赴任に伴う移転料については、これまで本町の要請などにより国、道、その他の地方公共団体等から引き続き採用となった職員などを対象に支給しているところであり、これら実態の対応が定義上明確となるよう赴任の用語の意義を見直すものであります。

なお、施行期日は、平成28年4月1日とするものであります。

以上で、議案第23号上富良野町職員等の旅費に

関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第24号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第24号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町営バス十勝岳線において、停留所名としているバーデンかみふらの及び戸田商店について、現在名称が変更となっていることから、停留所名の変更を行うものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第24号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例（昭和46年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1中「戸田商店」を「本町3丁目」に、「バーデンかみふらの」を「翁公園前」に改める。

附則。

この条例は、交付の日から施行する。

以上で、議案第24号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第25号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第25号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成26年の薬剤師法の改正により、薬剤師の業務が従来の情報提供に指導が義務化されたため、町立病院の薬剤師を複数化し、外来患者はもとより入院患者などにも薬剤管理指導業務などを実施するものであります。今後、地方では薬剤師の確保は困難で、欠員の補充が難しいことから、初任給調整手当を支給し、優秀な人材を確保するものであります。

議案第25号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例。

以下、条文を省略し、条を追って改正の内容を説明いたします。

第2条は、薬剤師の初任給調整手当として、薬剤師の免許取得後25年以内の者に対して、最大月10万円を上限に初任給調整手当を支給するものであり、薬剤師の免許を取得し25年を経過した職員には当該手当を支給しない旨の1号を追加するものであります。

附則は、本条を平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第25号上富良野町立病院諸手当支給条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認いたします。

現状の薬剤師の確保の状況等はどのようになっているのかという点と、例えば採用時で40歳、あるいは30歳等で採用されたということになれば、その年数によって手当が支給されるという形になるというふうに考えられますが、この点は、当然、基準表に基づいて支給されるものかというふうに思いますが、この点をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（山川 護君） 11番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の確保ということにおきましては、いろいろな手を打っておりますが、該当するといいましょうか、採用に至るまでの内容ではございませんでした。やはり、それについては相手側の出す条件、また、うちの持っている制度の中における内容がかみ合わない、合致しないということが確かにありまして、今の段階においては若い薬剤師の応募が全くなかったというのが現状でございます。応募があっても、50歳過ぎていて薬剤師が来られまして、その薬剤師に対しては、うちの制度で言うと、それらの人たちに対しての補填するものがございません。よって、今回のこの条例によりまして、免許取得25年間を初任給調整手当を支給していきたいという内容でのことでありまして、これはあくまでも若い人たちに対しての内容でございます。

もう1点でございますけれども、40歳の方が来た場合にはどうなるのかということになります。40歳の方が来られた場合には、22歳で免許を取ってれば18年経過しています。よって、支給する初任給調整手当は7年間になります。

初任給調整手当は、最初のほうは10万円で最大月ですけれども、最後のほうは1万円まで細くなっていきます。よって、40歳の方が仮に採用ということになりますと、1カ月3万5,000円の初任給調整手当になってしまいます。制度そのものが若い人たちをターゲットにした制度だということでの御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） なおかつ、こういう制度が有効的に働くことを私は期待しておりますけれども、事務長のお話ですと、こういう制度をつくったとしても、給与との関係だとかがあって、なかなか難しいというような状況かというふうに思います。そこで、平均的な新卒で、一般、民間等で薬剤師等が採用される場合の初任給というか、どのぐらいになっているのか、あわせてお伺いしておきたいとします。

○議長（西村昭教君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

当町におきましても、薬剤師の初任給については26年の6月に改正をしております。改正をした段階で、22万8,700円が当町の薬剤師の初任給でございます。

地場の薬剤師の大学の説明会等の資料からひもときますと、地場の調剤薬局の20社の平均でいきますと、薬剤師の初任給と薬剤師手当がほとんどつきましますので、それでいきますと27万4,000円ほど、また、病院でいきますと、民間については薬剤師の手当が乗りますので23万9,000円、ともに1万円から5万円の差がございます。よって、この差を埋めるための初任給調整手当ということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第26号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第26号上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第26号上富良野町看護職員等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

看護師や医療技術者の確保は、病院運営には欠かせないものであり、平成20年から奨学金の貸付制度を実施しておりますが、医療技術の高度化に伴い入学や授業料等の負担も増大しており、看護師等を計画的に確保するために、新たに薬剤師の奨学金を10万円に、放射線技師の奨学金を7万円に新設するとともに、看護職員等の奨学金を増額し、優秀な人材を確保するものであります。

議案第26号上富良野町看護職員等養成奨学金貸

付条例の一部を改正する条例。

以下、条文を省略し、条を追って改正の内容を御説明申し上げます。

第1条は、奨学金の対象者に、新たに放射線技師及び薬剤師を追加するものであります。

第2条は、奨学金の対象となる学校または養成所を規定するものであります。

第3条は、奨学金の金額を規定するものであります。

附則は、本条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第26号上富良野町看護職員等奨学金貸付条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確認させていただきます。

それぞれ増額、看護師等もなりましたけれども、実際、看護師、保健師、理学療法士等に至っては、大体、月額の学費というのでしょうか、いろいろ要素はありますから変動すると思いますが、基本的な部分でお伺いいたしますが、どのように実態となつてつかんでおられるのか、わかればお話ししたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

学費関係につきましては、公立病院から私立の大学、また専門学校各種ございます。今回の押さえている学費については、今、やはり民間の学校を中心にした中での学費ということで、例えば薬学部であれば6年制で1,140万円の学費がかかります。それから、看護学科で申しますと4年制で600万円、それから、理学療法士で言うと4年制で530万円の学費がかかるという大学のデータをもとに内容を組まさせていただいております。そのほかに、やはりこの町でいきますと、通学できるような学校が少ないものですから、それらも含めての奨学金の設定ということになっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を11時といたします。

---

午前10時23分 休憩

午前11時00分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### ◎日程第12 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程をいただきました議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、3名で構成されておりまして、この3月末をもって任期満了を迎えるところであります。

任期満了後の新しい構成につきましては、うち2名の委員は引き続き、1名については新しく選任させていただきたく御提案させていただき次第であります。3名いずれの方も人格、識見ともにすぐれた方でありまして、何とぞ選任賜りたく議会の同意をお願いするものであります。

なお、3名の方の経歴等につきましては別添配付させていただいておりますので、御高覧を賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町、指名、船引武通、生まれ。

住所、上富良野町、氏名、谷本博



り、意欲と希望をもって営農を継続できるかどうか途方に暮れており、家族農業を中核とした農村及び地域経済へのさらなる疲弊を招きかねない。

T P Pは、食の安全・安心や投資、サービス、貿易、金融サービス、政府調達、知的財産などの分野にまたがる広範な連携協定であるにもかかわらず、情報の開示が不十分である。

よって、国においては、国会の承認手続に入る前に交渉過程を含めた徹底した情報公開を行い、T P P「大筋合意」内容の全容と影響などについて、さらに国民に対して積極的に情報公開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年3月16日。

北海道上富良野町議会議長、西村昭憲。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、T P P担当大臣、農林水産大臣。

以上であります。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（西村昭教君） 日程第15 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

#### ◎退任・退職挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今月3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思います。

また、3年間にわたりまして北海道から派遣をいただいております産業振興課商工振興担当主幹の北創君が道庁に戻られることになりましたので、あわせて御挨拶をいただきたいと思います。

最初に、教育振興課長、野崎孝信君。

○教育振興課長（野崎孝信君） 議長の御配慮によりましてこのような席を設けていただきまして、深くお礼を申し上げます。

私は、昭和49年というところで、42年間この役場に勤めさせていただきました。思えばいろいろあります。山川事務長からも、何かおもしろい話をしろよなどと、笑いをとれなどと言われましたけれども、2年前、北向課長が蛇の卵の話をしたり、毒キノコを自分で人体実験したりだとか、エピソードを語って、この会場を沸かせた記憶がございます。でも、自分にはそのようなキャラもございません。でも、何となく昔のことを思い起こせば、やはり、人との出会いというか、そういったことが一番大事であったし、自分の人生の中では役立ったかと思いません。

そのようなことで、昭和49年といえますと、当時を振り返ってみますと、人口も1万5,000人、農家の方も900戸以上ありました。そのような中で、当時の児童、小学生だけでも1,500人、今は600人ですから、当時と比べると、この40年を超える中で随分と時代も変わったなど、そのような感じがします。ましてや私が入ったときの初任給は4万4,800円、今は16万円ぐらいですから、4分の1程度だったと。そのようなことで、時代背景も大分変わりましたし、当時は田中角栄総理がちょうど引退をした年であったり、狂乱物価ということで、トイレトペーパーを買いあさって、スーパーには長蛇の列ができた、そんなような時代でもありましたし、巨人軍しか知らない私にとっては長嶋さんがそのときに引退をしたと、そんなような記念の年でもあったかと思えます。

そのようなことで、私、農家の長男坊で、役場に入って当時の上司から、何でお前は農家しないで役場へ入ったんだと面接のときに言われまして、返す言葉に苦慮した思い出があります。そんなようなこともあって、当時、農政課に配属になりまして、そこで8年間、土地改良係から分家した耕地課に2年

ということで、入った部署は農業部署に10年間実  
は勤務させていただいて、農業のことは大体わかっ  
ていましたので、農家の人と会話することはそんなに  
苦ではありませんでしたが、春には作付実態調査  
というものを役場でやっています、そういった調  
査票をするのに農家の人と会話しながら、縦横合  
わないそろばんを駆使して奮闘した思い出もあ  
ります。

また、夏になれば、当時は水田の転作の現地確認  
ということで、1枚1枚休耕田を確認に行く作業  
を、農業改良普及員の方ですとか農業共済組合の  
人、そして農協の人とか、それぞれの部署として連  
携しながら、3日間かけて全ての田んぼを皆さんと  
一緒に回った記憶があります。

また、秋になれば、今度は作況調査というこ  
とで、農業委員会の方々ですとか、あとは実測調査  
ということで、税務課の方と畑に出向いたりです  
とか、当時は結構現場に行くことが多かったと、そ  
んな記憶があります。

秋になれば、今度はキノコが出たり、フキ、ワ  
ラビということで、これまた町有林というのが当  
時は180町ぐらい、そこに出向いて、つけ届ける  
フキやワラビをとってこいという上司の命令があ  
りましたので、そこでとったり、あと、当時は産  
業連絡協議会というのがありまして、農協、ま  
だ上富良野町農協時代、それとかデیزی食品  
とか合同缶詰ですとか、結構民間の会社も、そ  
ういう産業の連絡する会議がありましたので、そ  
ういう会議の花見のときには当時の食肉セン  
ターからサガリを10キロ箱を買ってきて、ひ  
とりで皮をむいて、脂ですとかをとって、そ  
して焼き肉する準備をするのが下っ端の仕  
事でした、そんな仕事ばかり、結構、その8  
年間の中で随分とやった記憶があります。

あとは霜予防ということで、当時は稲が冷害  
ですとか低温で品質が落ちるので、古タイヤ  
を集めてくるのに農協とトラックに乗って修  
理工場ですとか自動車整備工場に行き積ん  
できて、ライスセンターの横に山のように積  
んで、それを今度は農家の人に配って、あ  
ぜのところに入れてもらって、火をつけて  
燃やす。そして、その火の番兵を朝まで  
やった記憶があります。

あと、自衛隊には、燻煙器、当時、煙幕を  
張る装置、それを力強く押していただいて煙  
幕を張って、国道、道道はもう真っ白で、  
一面何も見えない状況の中で、何とか米の  
品質を守ろうと、そんなような苦労も皆  
さんと一緒にした記憶が、思えば懐かし  
く思いました。

そのようなことで、当時はそういった各  
組織の人と一緒に仕事をしてもらいま  
した。

また、あと、雨も結構多くて、昭和50  
年には東中の倍本地区が、農地も家も、  
当時の家が流されそうになって、救援に  
行った記憶もあります。

あとは、昭和56年には大雨というこ  
とで、上富良野高校の裏の堤防が決壊  
して大変な思いをしたと、そんなよう  
なことも目の当たりにしながら、い  
ろいろな経験をさせていただきました。

一番に入った農政課の時代が一番思い  
入れが深いかなと今は思っています。

そんなようなことで、10年間は農政  
畑にいました。

その後、今度は総務課のほうに行き  
まして、庶務係というところで、そこ  
でもまた長くて10年間、ほぼ前半20  
年はその部署で過ごし、総務課庶務  
係ではいろいろな部署というか、寄  
せ集めの部分がありまして、選挙であ  
ったり、防災であったりですとか、い  
ろいろな、町長の秘書もあったりと  
か、雑用的な仕事が多かったです。

特にその中では、私、思い出として  
あるのは、選挙人名簿ということで、  
コンピューターに入れる仕事をした  
ときに、住民票とつけ合わせるのに  
合わなくて、同僚の亡くなった坂  
弥君には朝まで一緒に仕事を手  
伝ってもらったと、そんな同僚の  
記憶もあります。

また、私の向かいには職員係とい  
うものがあって、ミヨタケシさん  
という優秀な方がおられて、条  
例ですとか法律の作り方はその  
人に教わりながら、一緒に苦  
労した思い出というか……御  
冥福をお祈りしたいと思います。

最後は言葉にならないことになり  
ましたけれども、しっかりと2  
人の遺志も引き継ぎながら、  
何とかこの42年間、ここまで  
来られたのが思い出です。

余りしゃべると、1分間3,500  
円の議事録になってお金がか  
かると、ここにいる佐藤雅喜  
君に言われておりますので、  
この続きはまた別な機会でお  
話をさせていただきたいと思  
います。

そんなようなことで、本当に42  
年間ありがとうございました。

そして、私、人の話をさせてい  
たいただきましたが、戦国の武  
将に、「人は城、人は石垣、人  
は堀」、そんなようなことで、  
立派な城を築くことも大切か  
もしれないけれども、人の大切  
さというのが一番大事だと、  
そんなようなことを少し思い  
起こしながら、この人生を歩  
んできたかなと思っております。

そんなようなことで、これから  
若い人たちにバトンを託して、  
この上富良野町、そして役場  
を背負っていただきたいと思  
います。

そのようなことで、42年間の  
感謝、お礼という

ことで、皆さんに御報告と、今後皆様の議会の御活躍を祈念しまして、最後の言葉とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、商工振興担当主幹、北創君。

○商工振興担当主幹（北 創君） 3年前、平成25年の4月に、道からの派遣ということで、こちら、上富良野町に参りまして、以後、産業振興課で商工業の振興を担当させていただきました。

仕事の面では、企業振興措置条例に基づく企業誘致の補助金などの支出ですとか、あとは平成25年度に新たにつくられました新規開業等支援事業といった補助制度、そういったものを担当させていただきましたほか、商工会の関係の仕事ですとか、あるいは、最後、3年目には、今、最後の仕上げにかかっていますけれども、商業振興計画の策定、そういった仕事にかかわらせていただきました。

また、ちょっと筋が違っているのですけれども、どぶろく特区の関係も担当させていただきました、昨年の国の計画の認定から、ことし、やっとどぶろくの製品ができてきたというところまで見せていただきまして、本当にいろいろな経験をさせていただいたと思っております。

その中で、道職員として勤めてきた経験と、こちらで新しく経験させていただいたことの違いというものも感じたことがありました。一つは、やはり住民の皆さんとの距離感、心理的な距離感というものだとは思いますが、そういったものが違うと。格段に町役場にいるほうが距離感を近く感じました。

また、地方自治の基本は、やはり住民に身近な自治体にあるということも感じました。道庁にいると、どうしても道民がちょっと遠く感じるというふうに思います。どうしても行政サービスの対象というような形になってしまいます。こちら上富良野町では、協働のまちづくりということで、本来の自治の主人公である住民の方々と一緒になって町をつくっていくと、そういう理念があり、条例化もされて、きちんと運用されているというのを拝見させていただいて、非常に参考になるなというふうに思いました。

また、そういった住民の方々、新しい若い方々を育てていくという面で取り組んでおられる人材育成アカデミー、これは直接の担当ではなく、隣で深山主幹が担当なさったわけですけれども、そういったようなものも見せていただいて、上富良野町の取り組みというのが私の公務員としての仕事の上でも

きっと大変意味を持つだろうというふうに思っております。

また、この議会に関することと言えば、昇格で初めて、一応管理職というような肩書きがつきまして、それまで経験したことのなかった、委員会質疑ですけれども、議場での説明ですとか、そういった経験もさせていただきまして、非常に多くのことをこの上富良野町では学ばせていただいたと思っております。そういう意味では本当に皆様にお世話になりました。

ありがとうございます。（拍手）

---

#### ◎町 長 挨拶

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長からも御挨拶をいただきたいと思えます。

町長。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、第1回定例会の締めくくりに当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げたいと思えます。

3月1日に開会されました第1回定例町議会、とりわけ日程につきましては、新年度の予算に対します御審議を賜る大事な定例会でございます。その審議を通じまして、私どもが今回提案させていただきました全ての議案を御議決いただきましたこと、まず心から感謝を申し上げなければならないと思っております。

この定例会を通じまして、議員各位から賜りましたまちづくりに対する思いを私どももしっかりと心にとめて、そして町民の皆さん方に最大限のサービス提供ができるような仕組みをさらに強く持ちたいというふうに考えております。

間もなく新年度を迎えますが、これからも引き続き皆さん方から御指導を賜りながら、議長が常に言ってくれておりますように、ともに車の両輪となって本当に歩んでいけるように心がけて職員一同取り組んでまいりますので、御指導賜りますようお願い申し上げます。

今回のこの長丁場の定例会に御協力いただきましたことを本当に感謝申し上げ、議員各位がますます御隆盛をきわめることを御祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきますと思えます。

本当にありがとうございます。（拍手）

---

#### ◎議 長 挨拶

○議長（西村昭教君） それでは、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

3月の定例会ということで、それぞれ予算委員会と長丁場の中で御審議をいただきまして、無事、

きょう全て御承認をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。

できました予算案につきましては、28年度、これが執行されるわけでありませうけれども、今、町長が申し上げましたとおり、車の両輪としてこれから進んでいくわけでありませうが、車のサイズが違っても方向が変わりますし、ましてやそれをつなぐ、横にある車輪といいますか、軸になるものが、これが皆さん方に審議いただきました28年度の予算だと思っております。そういう意味では、それぞれ出された意見、あるいは疑問点等もあって、そういう中で認めていただきました予算であります。これから車の両輪として執行していく理事者の皆さん方とともに、議会もまちづくりの先頭に立って頑張っていかなければならないと思ひますし、常に町民の声や意見を念頭に置いて、進んでいく内容についても、またその都度、我々の立場としてよく見ていかなければなりませんし、また、進むに当たっては、議会も一緒になって、やはり進んでいかなければならないと思ひているところであります。

そういう意味ではまた、ことし1年間、議員各位のそれぞれの、その時々部署での御活躍を御期待申し上げますとともに、今、国が言っております地方創生の、ことしはスタートの年であります。目指す予算ではありませんけれども、着実にこれを定着させて、5年後には大きな成果になるように、これから頑張っていっていただければありがたいかなと思ひますし、特にこの5年間というのは非常に地方が試される期間だと私は思っておりますので、それぞれ気を許すことなく、またまちづくりに向かって頑張っていっていただければありがたいかなと思ひているところであります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

また、長年にわたりまして、3月いっぱい定年を迎えます野崎孝信君には、42年間という、町の行政職として非常に頑張っていたいただきました。先ほど御挨拶をいただきましたが、まだまだ申し述べたいことが思い出の中にたくさんあったのかなと思ひしておりますけれども、何はともあれ、その42年間の御苦労に対して心から感謝を申し上げる次第であります。

本州では、定年になりますと農業をやる方が非常に多いので、簡単に言ひますと定年帰農と言ひて、そういう方が非常に本州は多いわけでありまして、そういう意味では、これから野崎君もそういう道で、農業者の先頭に立って頑張っていたいただけるのかなという期待もありますけれども、まずは健康に留意をされて、また、今までの経験を生かして、農業とはいわず、まちづくりにまた、その立場で御活躍

いただければありがたいかなと思ひます。

本当に長い間頑張っていたいただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げたいと思ひます。特に議会事務局長として、わずかな時間でありませうけれども、お世話になったことも重ねてお礼を申し上げます。

また、道から派遣をされました北創さんには、3年間にわたってうちの町の振興発展に御貢献をいただきました。まだやめるわけではありませんので、また道に帰りまして、北海道の発展のために頑張っていっていただければありがたいかなと思ひます。

非常にお酒が嫌いではない方だなという印象があるのですけれども、最後には上富良野でどぶろくをつくって、実現をさせていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。あわせて、どぶろくを忘れないように、飲みに来ていただければありがたいかなと思ひているところであります。

何はともあれ、28年度の予算が決まって、これを柱に理事者も議会もまちづくりに向かって頑張るということでもありますので、ことし1年、それぞれ御活躍いただきますことを御祈念申し上げます、一言私の御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成28年第1回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前11時32分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成28年3月16日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 北 條 隆 男

署名議員 竹 山 正 一